

「アクセス抑止方策に係る検討の論点」に対する意見募集の結果

番号	論点	提出された意見	所属
1	全体	アクセス警告方式は、法的な拘束力のない行動心理学的な効果を狙う制度です。 したがって、アクセス警告がどれだけユーザーの快適な閲覧を阻害するか（警告表示の文言・画像や大きさ、表示される時間・回数、警告を消すために必要なボタン表示の目立ち具合やクリックの回数など）、オプトアウトのためにユーザーにどれだけの労力等が必要か（警告表示から直接オプトアウト手続ができるか、1回手続をすれば永続的にオプトアウト状態が続くか）などが重要であり、これを論点とするべきだと思います。	個人1
2	全体	現在海賊版の流通量は2010年頃の違法ダウンロード刑事罰化、不正競争防止法改正の効果は薄れ始め、その当時著作権権利者から指摘された改正法の抜け穴を使う不正手段も台頭して悪化の一途となっています。 国内においても民間事業者及び統計を出しているコンテンツ産業の年間売上高総計もアニメ市場の例外を除き軒並み悪化しているのが現状です。 例外的に市場成長していたアニメ市場も成長の原動力が海外輸出が売上高増加の過半数を占める為、昨年度からの円高傾向とanitube、fc2（fc2動画、ひまわり動画、say-move）が野放しになってる現状から日本国内市場においても市場縮小避けられず、2006年にP2P、youtube、ニコニコ動画の利用者増加とDVD市場の売上高急落が発生したのと同様の事が起きる可能性が高い。 売上高が減少すると減少幅に比例して制作が予算縮小しブラック労働環境の悪化、制作者を雇えなくなる、制作数の減少、購買者がへりさらなる市場縮小の悪循環に陥る。 コンテンツ輸出の主力としてアニメを位置づけるなら市場防衛は必然であり早期に海賊版を殲滅する対策が必要不可欠と考えます。 それには数々の海賊版対策案が持ち上がる度にカルト宗教の様な無茶苦茶な反対論を唱える反対派の無視が不可欠で反対派で根拠のある論理的な話し合いが出来る人々と折り合いをつけ有効な海賊版対策を打ち出さなければなりません。 カルト宗教じみた反対派の特徴として「フェアユース」を唱えまるで、海賊版対策案が言論弾圧につながる等の無根拠、海賊版対策なしでもコンテンツ産業がやっていける論も最初期は調子が良かったが後々経営破たんしたオープンソースを主力としたソフトウェア企業の失敗談ばかり。 言いがかりレベルに付き合うのをやめましょう。	個人2
3	1	総論としては賛成である。 実際にNTT各社は、現状ではブロッキングを実施するつもりはないと裁判でも明言しているとおりであり、必要性が十分吟味される必要がある。先般の知財本部におけるブロッキングに関する審議会では、損害や法解釈について、実務と異なる資料をもとに議論がされていた感が否めない。	個人3
4	2	賛成する。 但し、あるべきネットワークというものが、単なる理想論や空論になってはいけないことは当然である。	個人3
5	3	幅広いユーザーが何かは具体的ではないが、海賊版はユーザーと出版社に留まらず、多くのステークホルダーが存在するため、その意見を集約することが必要である。現時点では漫画家からの意見も集約されていない。	個人3
6	4	具体的な方式にコンセンサス無い状況で、民間が主体化を論じても意味が無い。	個人3
7	5	特に違いは無い。 ほぼ全ての海賊版は、ストリーミング又は疑似ストリーミング方式である。	個人3
8	6	特にメリットはないと思われる。	個人3
9	7	包括同意が何かによるが、完全に任意な同意であれば、事前にアクセス警告することの事前の同意で足りる。	個人3
10	8	アクセス警告方式は、一度警告画面に誘導した後に、当該ページから、アクセスする意思を明確にした者に対しては、本来のIPアドレスを返すというものになるため、単純なブロッキングよりもシステムが複雑になる。それを、各ISPに実施を強制すべきかについては疑問がある。	個人3
11	9	やるのであれば、ISPの負担とするべきである。	個人3

12	10	アクセス警告方式は、回避が容易な割には通信の秘密の脅威となる点で問題がある方式である。そもそも、海賊版サイト対策は、プロバイダ責任制限法の見直しやディスカバリー制度の充実や、海外法人相手の訴訟の簡便化が本来的な手段であり、そのような措置が講じられれば、海賊版サイト対策は必要十分である。この点について、全く議論せずに、アクセス警告方式有りの議論は遺憾である。	個人3
13	11	ISP側で対応しなくて良いというISPにとってのメリットしかない。より回避が容易になるだけである。	個人3
14	12	フィルタリングを端末側での対応という位置づけのみで議論するのは疑問である。事前に承諾をとる方式という意味であれば、フィルタリングの導入は相当である。	個人3
15	13	ブラックリストに何が掲載されるか、また、不当にブラックリストに掲載された場合の救済手段が問題になる。	個人3
16	14	やるのであれば、端末事業者の負担となるべきである。	個人3
17	15	フィルタリングは、民間主導で行われてきたものであり、立法等での対応が相当とは思われない。	個人3
18	2	現在のインターネットの利用形態は著しく違法動画配信の利用が多い為、非常に非効率な利用形態となっているといわざるを得ません。総務省が半期に一度公表している「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」2018年11月の集計結果の公表、4. 時間別トラフィックの変化においてインターネット利用のピークは21～23時で12000Gbps(1500GB)に対し明け方4時は4000Gbps(500GB)と急激な変化と夜間帯前半に日量トラフィックの過半数が集中する利用形態は短時間のピークの為に莫大なインフラ投資をする極めて非効率な運用となり通信料金の高止まりを招きます。実際、2017/11/13の日経クロステック配信記事においてトラフィックの急増が原因で現在の定額制料金プランを維持不可能という趣旨の記事が掲載されインフラの需給に対する適正コストから大幅に外れ通信料金の値上がりとなり国民負担につながる懸念が発生する状況となっています。この急増するトラフィックの多くは「動画配信」サービスが中心でなかでも「違法アップロードされたTV番組」に学生・社会人帰宅後YouTube等にアクセスし視聴する利用形態が生じさせている。この急増するトラフィックにブレーキをかけなければインフラ増設に需要が追いつかなくなった場合、通信途絶等の重大事故が発生する危険があります。現在、インターネット接続を前提とした社会インフラ（金融取引等）は社会に不可欠なものとなっている為、一刻も早くトラフィックの総量を抑え、有効利用させる方向に向かわなければならない。	個人4
19	1	関係者という括りが大雑把すぎる。そもそも言うなら「権利者」以外は何も口出しする権利がなく、権利者を守るための著作権法が機能していないのならそちらを改善するのが先。ISP等の関係者にコストを割かせるのであれば、その補填は誰がするのか。税金であれ顧客からの収入であれ、このサービスを受けとる「権利者」と一般市民が同等に負担するのは納得行かない。	個人5
20	2	「べき」ではなく当たり前である。	個人5
21	3	当たり前である。「インターネット」は政府が管理すべき占有物ではない。	個人5
22	4	当たり前である。「インターネット」は政府が管理すべき占有物ではない。	個人5
23	5	え、議論する必要がないと認識してるの？ 馬鹿じゃないの。	個人5
24	6	ほぼないと思う。管理コストが膨大になり、天下り先の創出には効果ある。	個人5
25	7	同意したことでどのような権利を喪失するのかわからないので回答できない。それは権利者と個別に契約する内容であって、国民が何か言うものではない。	個人5
26	8	ない。	個人5
27	9	権利者が全額負担するもの。 または国会議員と総務省職員での負担。そのための新規手当は認めない。	個人5
28	10	回答不能。	個人5
29	11	回答不能。	個人5

30	12	回答不能。	個人5
31	13	回答不能	個人5
32	14	権利者が全額負担するもの。 または国会議員と総務省職員での負担。そのための新規手当は認めない。	個人5
33	15	回答不能	個人5
34	1	共通認識のもとで議論を進めるべきと考える。ただし、単に権利者の被害の大きさを過剰に喧伝するのではなく、海賊版サイトのビジネスモデルについても研究を行い、技術的および経済的の両側面から検討を行うべきと考える。	個人6
35	2	インターネットが果たすべき役割を踏まえ、その特性を阻害しないように議論すべきと考える。イノベーションについては新規技術の発明だけでなく、既存技術等の組み合わせによる新たな利用用途の発見についても、技術的および制度的な過度の制約を控えるべきと考える。また表現活動においても、単なる表現の発表の場としてだけでなく、新たな創作活動の苗床(依拠ではない)となる既存表現・情報の収集を阻害しないものとするべきである。	個人6
36	3	幅広いユーザが新たなイノベーションや表現活動の主体となることから、ユーザの理解は必須であると考ええる。	個人6
37	4	公的部門においては、現状の権利者団体や利害関係部門の調整のみならず、将来的に発生するであろう無数のイノベータや表現者のスタートアップを保護することを留意していただきたい。	個人6
38	5	アクセス警告の最終的な目的が、「日本国内で保護されるコンテンツ等が、日本国内において不適法に利用されること」を防止するのか、「日本国内で保護されるコンテンツ等の権利者の経済的利益を、ユーザやISP等の利益と平衡させること」を目的とするのかを明確にしていきたい。	個人6
39	6	アクセス警告方式では、ダウンロードが違法であるコンテンツに対してユーザに対して「違法であることを知らせる」効果があると考ええる。逆に考えれば、アクセス警告されない「コンテンツはダウンロードが違法でない」と推認させる効果があると考ええる。	個人6
40	7	個別合意が必要であり、かつ個別合意として場合にも何ら不利益を得ないこととすることが必要と考える。ユーザにとっては摂取したコンテンツの内容・種類・時期・目的などは、コントロールすべき重大なプライバシーの一環をなすべき個人情報であって、中間介在者たるISPが取得すべきものではないからである。	個人6
41	8	技術的課題について明らかにしていきたい。	個人6
42	9	コストを明らかにしたうえで、ユーザ・ISPだけでなく、コンテンツの権利者についても応分の負担を求める制度としていただきたい。	個人6
43	10	アクセス警告方式だけでなく、海賊サイト運営者や海賊サイトへの広告出稿者に対して経済利益を売ることを制限する方法についても検討いただきたい。 例：コンテンツ権利者の経済的損害に対する賠償責任を「海賊サイトへの広告出稿者(広告主および代理店)」と「海賊サイト運営者」とが連帯して負う制度。	個人6
44	全体	ISPでのアクセス警告方式の導入は、技術的にDNSブロッキング方式に比べ非常に困難であるため反対である。 1ブロッキングの場合は通信を遮断すれば良いだけだが、アクセス警告方式の場合、警告画面を出すために通信を偽装する必要があるが、これは非常に困難。近年ではHTTPSのサイトが一般的なため、証明書の作成が必要となる、ブラウザが受け入れない証明書では、証明書エラーが表示され、警告画面が表示されないため、アクセス警告方式ただのDNSブロッキングになってしまう。しかし、ブラウザが受け入れる証明書をドメイン登録者以外で発行することは事実上不可能である。そのため、ブラウザでの証明書エラーが発生せず、警告画面を出すためには、アクセス警告方式用のルート証明局を作り、ISPの全てのユーザに対してルート証明書のインストールを行う必要がある。これは事業者側としても、ルート証明局の運用や、警告用サイトの運用、ユーザサポート面でのコストはブロッキングに比べて極めて大きくなる。またエンドユーザ側にとっても、証明書のインストール作業の発生など、非常に手間がかかる作業になり現実的では無い。 これらの理由から、アクセス警告方式の導入には反対である。	個人7

45	全体	<p>「包括同意」によるアクセス警告方式に反対です。</p> <p>理由としては、第一に問題が非常に多いブロッキングと違い、接続遮断を行わない一方、ブロッキングと同様に利用者のアクセスを監視する必要があり、いわゆる「通信の秘密」を侵しうるからです。</p> <p>第二に「包括同意」は非常に不適切な同意方法だからです。一般的にWebサービス等の同意を得る際に、契約内容を精査する利用者は少数で、大量の文章の中に、アクセス警告方式同意の条項を盛り込むことは事実上、多数の利用者が気づかずに同意したこととなります。「通信の秘密」を侵しうる重要な事項がこのような気づきにくい方法で同意を求めることは極めて不適切です。</p> <p>また、アクセス警告方式を正当化する理由にサイバー攻撃から利用者を守る「注意喚起」、18歳未満の子どもが対象のフィルタリングを挙げるのも不適切です。例として挙げているのはあくまで利用書を利益に叶うことです。アクセス警告方式は利用者の利益とは関連性が低い目的（著作権）のためです。同列に扱うべきではありません。</p>	個人8
46	6	<p>一定期間は左翼的な思想を振りまく自称文化人が著作権法改正案が言論弾圧につながるといった極めて悪質な風説の流布によって一般人が誤解、萎縮効果が発生し極めて短期間は一定のアクセス抑止になるが、逮捕・書類送検が無い単なる文面だけの法律だと1~2年でまた元に戻ってしまい、システム導入コストが全て無駄になってしまう。そのため、アクセス警告方式の導入すらしない方がよい。今回の著作権侵害の問題は2017年の「はるか夢の跡」、2018年の「漫画村」、それ以前からコンテンツ制作者及び著作権保持者から嫌悪されていた「Anitube」（震災前サイトドメイン管轄国ブラジル→震災後サイトドメイン設置国スウェーデン、配信サーバーアメリカ合衆国）及びFC2（ドメイン管轄サーバー合衆国ラスベガス、配信サーバーは合衆国ボストン・ポートランド・ヒューストンで定期的に変更されている）といった海外から日本に流入する違法サイトに対する対策をしないとなんの効果もない。海外からの流入を抑止するためには「ブロッキング」か違法サイトの国内のデータ配信に加担する「CDN」（コンテンツデリバリーネットワーク）事業者への違法行為を摘発及び、権利者が何度も違法行為を止めるよう警告したにも関わらず同一配信者にサーバーを貸す「違法行為と分かっているながら犯罪に間接的に加担する」悪質業者に業務停止命令を出せるよう著作権法以外にもプロバイダ責任法・不正競争防止法の改正が必要と思われる。CDN事業者への対策はGAF規制にも大きく関わります。2019年04月28日のZDNetの記事「ウェブトラフィックの20%は「悪質なボット」によるものだった」で悪質なボットによるトラフィックをもっとも多く発生させているISPはAmazonと記載があるが、それを裏付けるように「漫画村」に出向されていた不正広告のドメインから発信元サーバーを辿るとAmazon社のアマゾン ウェブ サービス（AWS）が多く利用されている等のことから貸出相手の審査、貸与後の適正利用が行われているかのチェックが全く行われていない。これ等は通信回線や国内のサーバー等のインフラを圧迫、ネット利用者への迷惑行為に該当する行為であり、相手が米国大手企業であっても厳正な「処罰」を下すべき案件であると思われる。アクセス警告より、「漫画村」等を運営できるインフラ供与者への処罰を可能にする、犯罪と分かりながら幫助してきた国内事業者への懲罰的な処罰の方が効果が大いと思われる。</p>	個人9
47	全体	<p>導入に反対します。</p> <p>国が行うべきは、海賊サイトそのものを法にのっとり摘発することで、その能力が無いのであれば、摘発のための技術を磨くべきだと思います。安易に国民の自由を脅かしかねない方法で、臭い物に蓋をするようなやり方には強く反対します。海賊版対策は法整備をしたうえで、全国民の正常な活動の利益を損なわない範囲に強く限定され行われるべきです。ある種、検閲とも取れかねない警告方式は恐怖を覚えます。</p> <p>また、そもそも海賊サイトであるかどうかのように認定されるのでしょうか。裁判所が判断を行ったうえで、確実に違法なサイトであるとすれば、警告を出してもよいかもしれませんが、特に司法の判断が下されるわけでもなく、国の機関の判断で海賊サイトだと認定される仕組みだとすれば、非常に危険であると考えます。</p> <p>仮に導入するのであれば、フィルタリングソフトとして提供すればよいです。あくまでも利用者が任意で、自由意思に基づき情報に接することができなければなりません。「処罰される恐れがある」などという表現は、国民の自由を不当に制限するような脅迫とも取れますし、そのような表現があったのにアクセスしたと警察・検察機関が捜査するうえで「故意である」と認定する要素とされる危険もあります。</p>	個人10
48	1	<p>「関係者の共通認識のもとで議論」するのに異論はありませんが「関係者」を「適切に」誰が選ぶのか、という点に関しては疑問があります。</p> <p>著作権の権利者保持者だけを「関係者」としてしまうのは失当だと考えます。もう少し広くとらえて、IT技術者なども入れてほしいと考えます。</p>	個人11
49	2	<p>基本的に賛成です。インターネットの特徴を理解せずに議論を進めるのは、インターネットへの規制をするという性格を有する以上、知らないで済ませるのは結論を誤る可能性を高めるだけで、害悪に近いと考えます。</p>	個人11
50	3	<p>基本的に賛成です。ユーザの理解は必須だと考えます。</p>	個人11
51	4	<p>基本的に賛成です。既に民間部門の横連携でアクセス抑止施策を取っている場合も散見されます。公的部門で行うのは、サポート程度で問題ないと考えます。</p>	個人11
52	5	<p>基本的に賛成です。「実施の前提について議論すべきではないか？」は当然ながら十分に前提について議論すべきです。ただし、「海賊版コンテンツ」というのが「誰」が「海賊版コンテンツ」だと判定するのかというのが疑問です。</p> <p>違法/違法でない、という判定は、通常ユーザが行うことは出来ないと考えます。あるサイトが違法かどうかのマークのようなものが考えられているそうですが、そのマークが正しいものであるかどうか、ユーザが知るすべがありません。</p> <p>よって、「ダウンロード行為が違法か」どうかでの「相違」はないと考えます。プロバイダの役割、およびユーザの受け止め方は、違法かどうかでは特に相違はないと考えます。</p>	個人11

53	6	「整理する必要」は当然ながらあるものと考えます。少々、実現方式があいまいであり、難がある方式であるためです。メリットに関して、議論が必要だと考えます。	個人11
54	7	本来なら、個別の同意は必要だと考えます。 ただし、個別の同意を取ることは至難の業だと考えます。 そのため、包括的にさせるために「ユーザのアクセス警告方式についての認識や意向をできるだけ幅広く把握した上で、それを踏まえて結論を出すことが適当ではないか？」に賛成します。 そして、同意内容を変更したり、ユーザの利益が侵害されないような条件にするのも必須だと考えます。	個人11
55	8	「技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要」が絶対にあると考えます。実現できない方式を法律にしても意味がありません。 むしろ「技術面でのメリット・デメリットを整理」しないで法にする理由がないと考えます。	個人11
56	9	コストについては、法律に則って運用するのであれば、助成金などが必要になると考えます。 ISPが法に則って作業するのに、お金が払われないのは不当だと思われる。	個人11
57	10	そもそも、「海賊版コンテンツ」を育てないような、出版物の工夫も考慮に入れるべきだと考えます。 「正規コンテンツ」が買われていれば、「海賊版コンテンツ」は使われることがないわけですから、それら「正規版コンテンツ」が買われるような方式を取っているかの施策を明確にするのも必要だと考えます。 具体的には、今は明らかに電子書籍への取り組みが特に遅れており、それが「海賊版コンテンツ」をのさばらせている原因だと考えます。 特に、これらのパブコメでは、「既存ビジネス」の保護だけを考える視点だけしか考えられていません。 国家の法を考えるに「新規ビジネス」への投資を促進する方針を盛り込むべきだと考えます。 「新規ビジネス」はインターネットの進展を考慮すると、IT系の知見が必須です。 「技術的な課題はあるか」尋ねる時点で、知見が入っていないのは明らかで、既に先進国としては相当遅れていると考えるべきです。	個人11
58	11	「端末側での対応」として、正規コンテンツの有用性を高める施策は十分考慮に値すると考えます。 むしろそちらが本筋だと考えます。	個人11
59	12	端末側でのフィルタリング方式も、複数の手段を検討するのは必要だと考えます。 ただし、どう検討したとしても、端末側を制御することはできない以上、対応策も限られるのではないのでしょうか。	個人11
60	13	「技術面でのメリット・デメリットを整理」することは賛成です。行うべきだと考えます。	個人11
61	14	「想定されるコストを明らかにする必要」は必ずあると考えます。コストが高すぎる方式は採用された場合、なされない可能性が高まると考えます。	個人11
62	全体	海賊版サイトの被害状況について 特にTV番組の違法アップロードが行われる背景には最もアップロード数が多い「特定放送局のTVアニメーション・国内TVドラマ」の放映地域が少なすぎる為、低所得社会人層とお金のない学生層が違法アップロード動画を利用する事が最大の要因である。 90年代は全国ネット番組と同一番組の再放送も多かったが、ITバブル崩壊とリーマンショック後顕著になった全国ネット番組の消失、BSデジタル放送が開始されたのにも関わらず権利処理と系列局の利権確保の為同一系列であってもBS放送しないという 特に民放系の露骨な怠慢と自身の放映利権にしがみついた姿勢が違法アップロードの助長の元凶の一つとなっている。 特にBS放送における放送行政も失策と言え、2000年当時から地上波放送と同様の内容を流せる様にしていれば「つまらないゴミ以下の通販、韓流番組」で視聴者を獲得出来ず赤字経営とならず比較的早期に黒字経営課化していた。(代わりに地上波地方局が不採算化し局の閉鎖・隣接地域と統廃合による自主的構造改革が進んでいただろう) 違法動画の問題は90年代に結論を出し、2000年代から旧来型で維持コストが不採算になった地上波放送の経営効率化を図るべき政策を放送業界の利権死守の為に行わなかったツケが回ってTV産業の収入源を「食いつぶす」状態にまでなった。 いわばガンを放置して末期症状寸前まで悪化している状態です。 これ等は早急に是正が必要で、地上波局とBSデジタル放送の著作権処理の同一化する著作権法改正と系列局が自身の権益の為に放映地域を限定するような行為が見られる場合は「独占禁止法」の適応で制裁を下す等の対応が必要である。	個人12

63	1	<p>そもそも海賊版の現状の話=アクセス抑止方策と言う話に繋がるのが間違いであるとする。</p> <p>山田太郎氏も仰られているが、本来アップロード側を抑えるべきであり、第三者であるユーザー側を抑える話に発展する事自体がおかしい。</p> <p>事実漫画村の件を見ても山口貴士弁護士がアメリカまで行き、潰せた事例を見ても出来ない話ではないはずであり、山田太郎氏の言う様に別アプローチから問題を練り直すべきである。</p>	個人13
64	3	<p>これは当たり前の話であるとする。</p> <p>そもそも現状、企業や漫画家等被害を受けているとされている（経済的、政治的、市場的に）力のある人間ばかりの意見を優先して取り上げ、ユーザーの危惧については一切無視されて、またこの様な規制を推し進められているのは問題である。</p> <p>そもそもブロッキング及びアクセス警告にしる、ダウンロード規制にしる、表現や言論の自由、検閲の問題等以前にユーザー即ち情報の受信者側を実質的に犯罪者や泥棒として扱っているも同義である点も問題であるとする。</p> <p>それは無実の人間を犯罪者予備軍として扱うのも同義である。</p> <p>論点1でも述べたが、あくまでアップロード側と企業、漫画家側等の商売側の問題であり、第三者であるインターネットユーザーを巻き込む規制自体が問題であるとする。</p>	個人13
65	4	<p>そもそもアクセス規制自体すべきではないとする。</p>	個人13
66	5	<p>ダウンロード規制自体そもそも情報の受信側、即ちインターネットを利用する日本国民全てを犯罪者予備軍として扱う法律である為、個人的には反対であり、問題であるとする。理由としては一般国民の言論や表現の自由等を奪い、また情報の受信側を犯罪化するための法律であり、知る権利をも阻害する代物になっており、場合によっては国民の情報収集にも悪影響を及ぼす。この点は検閲としても機能しかねない。そもそもインターネット自体、データのやり取りであり、受け取って見るまではそのデータ自体、違法か合法かは誰にも判断できない。データと中身が違う事はインターネット上では多々ありえる事である。</p> <p>また著作権法第30条第1項第3号、俗にダウンロード禁止法と呼ばれる法律自体、言論や表現の自由等を奪い、情報の受信側、つまりインターネットを利用する全ての日本人を犯罪者として扱いかねない法律そのものである点も問題であるとする。</p> <p>この点から早急に情報の受信側を犯罪者扱いをする俗にダウンロード禁止法と呼ばれている法律自体を廃止すべきである。</p>	個人13
67	6	<p>メリットはないとする。国家による検閲や言論統制の危険性を招く。</p>	個人13
68	8	<p>世間的に言われている様に言論や表現の自由を奪い、検閲の危険性を招く。</p> <p>少なくともこのアクセス警告方式自体、ブロッキングで言われていた通信の秘密の侵害及び政府による検閲の問題、また日本国民の知る権利や言論の自由の問題等の侵害等が何一つ解決しておらず、まさに小手先を変えたと言えない代物でしかない。</p> <p>ブロッキング自体児童ポルノにおいて、特例的に認められた経緯があるにも関わらず、その後少し立ってすぐに政府はその決定を覆し、著作権によるブロッキングを進めようとした結果、この様な前例が出来る事は以後政府により幾らでも拡大解釈がなされ、範囲が制限なしに広がり続ける点等から政府による言論弾圧の道具になりかねない危険性から世間的な大反対の動きがあり、過去の著作権法案ですら、断念した経緯があるにも関わらず、今回の様な提案が委員会や官庁からなされる事自体問題であるとする。</p>	個人13
69	1	<p>私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対するが、あらゆる者の情報アクセスに広く影響を及ぼし得る、インターネット上の海賊版対策の検討にあたっては、権利者団体のみならず、個々の権利者、利用者・ユーザも含む形で、基礎となる事実をきちんと確認した上で議論を進めるべきである。ここで、権利者団体側の一方的な主張に基づく推定に推定を重ねたアクセス数に著作物の単価を掛けるような乱暴な被害額の試算など真摯な政策論の基礎とならないことをまず確認するべきである。</p>	個人14
70	2	<p>私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対するが、国民の基本的な権利である情報の自由を守ることを中心として、インターネットもこのような情報の自由を支える重要な基盤の一つであるという認識に基づいて議論が進められるべきであることは言うまでもない。</p>	個人14
71	3	<p>私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対するが、あらゆる者の情報アクセスに広く影響を及ぼし得る、インターネット上の海賊版対策の検討にあたっては、利用者・ユーザの理解を幅広く得ることが必要であることは言うまでもない。ここで、単にこの論点についてのパブコメ結果が理解を得たことの証左とされてはならない。検討会の委員の過半数を利用者代表とすることや、検討会において消費者・利用者団体のすべてに意見を述べる機会を与え、かつ、最終的な報告書においてその意見をきちんと反映するなど、可能な限り利用者の意見を汲み取るようにするべきである。</p>	個人14

72	4	私は児童ポルノを理由とした、民間主導とされているサイトブロッキングにも反対している。児童ポルノ問題と知的財産権の侵害である著作権侵害問題は混同されるべきではないが、民間主導を建前としても、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利の実質的な侵害となるサイトブロッキングやアクセス警告方式は許されてはならないものである。今後、検討の過程において民間主導の話が出されることがあったら、通信関連法を所管する総務省から、そのようなことは民間主導であってもなされるべきではないと述べるべきである。	個人14
73	5	アクセス警告方式は、全国民の通信を監視してその通信に介入するものであって、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものである。ここでは、ユーザによるダウンロード行為の違法性以前の問題として、総務省の過去の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において児童ポルノブロッキングの著作権ブロッキングへの濫用を戒める整理を敷衍し、アクセス警告方式についても、違法性阻却の余地はないと整理されるべきである。	個人14
74	6	アクセス警告方式は、利用者・ユーザが警告画面を一応突破できるという点でブロッキングよりは制約的でないと言い得るかも知れないが、全国民の通信を監視してその通信に介入するという点ではサイトブロッキングとアクセス警告方式の間に本質的な違いはなく、同様に、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものである。アクセス警告方式においては、利用者・ユーザーが警告画面を一応突破できるとはいえ、突破したことが妥当であったのかは突破してみなければ分からず、通信の監視によって、利用者・ユーザが警告画面を突破したことについて不利な扱いを受ける恐れが強い状況下で、警告画面の表示は実質的にブロッキングと同等の国民の情報アクセス制限手段として機能することになる。すなわち、アクセス警告方式の導入にメリット・有利な効果はない。	個人14
75	7	アクセス警告方式は、全国民の通信を監視してその通信に介入するものであって、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものである。これは、良く理解もされないまま個々の利用者・ユーザの同意さえ得れば良いという問題ではない。通信事業者及び利用者・ユーザに追加のコスト負担が発生しないことを前提に、アクセス警告方式への不参加をデフォルトとして、不利な点も含めてははっきりと説明した上で、全利用者・ユーザから明確な同意が得られれば、アクセス警告方式の実施について同意を前提とし得るかも知れないが、全く非現実的である。	個人14
76	8	私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対する。アクセス警告方式は、全国民の通信を監視してその通信に介入するという点ではサイトブロッキングとアクセス警告方式の間に本質的な違いはなく、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであって、サイトブロッキングと同様の技術的課題がある。	個人14
77	9	私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対する。導入及び実施のためのコストを通信事業者が負担する又は利用者・ユーザに転嫁するといった安易な議論に断固反対する。	個人14
78	10	私はサイトブロッキング及びアクセス警告方式のいずれの導入にも反対する。そもそもこれはアクセス警告方式そのものの法的・技術的課題以前の問題であって、インターネットにおける海賊版対策の検討においては、まず、アップロードによる著作権侵害に対する民事・刑事の権利行使においてどこにボトルネックがあるのかを明らかにした上で、そのボトルネックを解消するための地道な取り組みのみに注力するべきである。	個人14
79	11	完全に携帯端末におけるフィルタリングにより対応するのであれば、通信事業者及び利用者・ユーザに追加のコスト負担が発生しないことを前提に、フィルタリングの不使用をデフォルトとして、不利な点も含めてははっきりと説明した上で、明確な同意が得られれば、同意を前提として個々の利用者・ユーザに対して適用が可能であるかも知れないが、このようなフィルタリングのメリット及び有効性は非常に怪しい。加えて、この場合においても、フィルタリングの使用を強制するようなことがあればアクセス警告方式やサイトブロッキングと同等となることを良く認識した上で、個々の利用者・ユーザから明確な同意を取るようにするとともに、利用者・ユーザからいつでもフィルタリングの解除ができるようにしておくべきである。	個人14
80	12	海賊版サイトの主な収入が広告であり、携帯端末からのアクセスが主となっているのであれば、フィルタリングのような有効性の怪しい策より、携帯端末において広告を表示させないサービスを利用者・ユーザに提供することの方がまだ有効ではないかと考える。	個人14
81	13	個々の利用者・ユーザから明確な同意が得られれば、同意を前提としてフィルタリングの適用が可能であるかも知れないが、その有効性は非常に怪しい。加えて、フィルタリングにおいても、対象サイトのリストの管理の問題も発生する。仮に、携帯端末におけるフィルタリングにより対応することを検討するにしても、フィルタリングするサイトのリストは利用者・ユーザから確認可能であるようにするとともに、基本的に対応は端末に閉じるようにするべきであって、通信事業者が利用者・ユーザの特定のサイトへのアクセスを監視することがないよう厳に戒めるべきである。	個人14
82	14	端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについても、通信事業者が負担する又は利用者・ユーザに転嫁するといった安易な議論は慎むべきである。	個人14

83	15	<p>そもそもこれは端末側での対応策の法的・技術的課題以前の問題であって、インターネットにおける海賊版対策の検討においては、まず、アップロードによる著作権侵害に対する民事・刑事の権利行使においてどこにボトルネックがあるのかを明らかにした上で、そのボトルネックを解消するための地道な取り組みのみに注力するべきである。</p>	個人14
84	全体	<p>《要旨》 情報の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ない、サイトブロッキングやアクセス警告方式の導入ありきの検討に反対する。インターネットにおける海賊版対策の検討においては、まず、アップロードによる著作権侵害に対する民事・刑事の権利行使においてどこにボトルネックがあるのかを明らかにした上で、そのボトルネックを解消するための地道な取り組みのみに注力するべきである。</p> <p>論点0：サイトブロッキング及びアクセス警告方式についてどう考えるか。 (左記論点に対する意見) 「アクセス抑止方策に係る検討の論点」には最も基本的な論点が欠けているので、ここで、論点0として「サイトブロッキング及びアクセス警告方式についてどう考えるか。」を追加した。 「アクセス抑止方策に係る検討の論点」に提示された論点を見ると、総務省は、アクセス警告方式の導入ありきでの検討を行おうとしていることが見て取れるが、私はこのような検討に反対する。 2018年に知財本部において著作権サイトブロッキングについて導入ありきごり押しの検討がされ、幸いなことに、この検討は途中で止まったが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている情報・表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。 アクセス警告方式は、利用者・ユーザが警告画面を一応突破できるという点でブロッキングよりは制約的でないと言え得るかも知れないが、全国民の通信を監視してその通信に介入するという点ではサイトブロッキングとアクセス警告方式の間に本質的な違いはなく、同様に、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものである。アクセス警告方式においては、利用者・ユーザーが警告画面を一応突破できるとはいえ、突破したことが妥当であったのかは突破してみなければ分からず、通信の監視によって、利用者・ユーザが警告画面を突破したことについて不利な扱いを受ける恐れが強い状況下で、警告画面の表示は実質的にブロッキングと同等の国民の情報アクセス制限手段として機能することになる。 また、いかなる形を取るにせよブロッキングの採用が有効な海賊版対策として世界の主要な流れとなっているとは到底言い難いことに加え、アクセス警告方式の導入例に至っては皆無であろう。 インターネットにおける海賊版対策の検討においては、まず、アップロードによる著作権侵害に対する民事・刑事の権利行使においてどこにボトルネックがあるのかを明らかにした上で、そのボトルネックを解消するための地道な取り組みのみに注力するべきである。 今後、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングやアクセス警告方式のような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>	個人14
85	全体	<p>我が国の行政が、海賊版対策と称して、本来取り組まなければならないはずの送信側・アップロード側の対策そっちのけで、受信側・利用者・ユーザのアクセス制限というネット検閲の検討ばかりが延々と続けられている事に対して、全く許し難い。 また、提示しているどのような対策であろうと、警告画面の表示においても、通信の自由・通信の秘密に対する介入である事実には些かも揺るぎようがない。 このような結論ありき導入ありきの会合など催す意味がなく、議論する意味もない。 税金泥棒の誇りを免れ得ない。 すぐにやめろ。</p>	個人15
86	全体	<p>1：「本案立案者」であり「座長」でもある穴戸自身が掲げた本案を採用する際に満たすべき「最低条件」が満たせていない 2：参考にしたとされる案はマルウェア対策のための案 サイバー攻撃から日本の個人・法人・国など「社会全体」のサイバーセキュリティを守るためという刑罰的にいえば社会的保護法益を守る為の案を海賊版対策という「特定の産業」を守る為の案に転用する事への無理筋さ 3：「法律」で海賊版サイトに「アクセス」する事が合法である限り、24時間365日体制で監視し警告を発する事に正当性が無い 4：負担を負うべきは海賊版で利益を得ているまたは利益を流している広告産業であり、1ネット利用者単位で負担や制限を増やす事への不条理感 以上より提唱者自ら掲げた条件すら満たせず、必要な予算の裏づけすら不明な本案は廃案 広告は経産省、通信は総務省、放送は総務省、著作権は文科省など、多岐に分かれた担当を統括した上での議論再開を望みます</p>	個人16

87	全体	<p>通信の秘密や検閲の禁止など、憲法に規定されている国民の基本的な権利に介入するアクセス警告方式導入について反対します。ISPからユーザー側に同意を取ればいいという話ではありません。憲法にも抵触するだけでなく、契約法の原則から考えても契約自体が無効になるレベルの話なので、それでは済まないです。出版・漫画業界の財産権と、全国民の憲法上保障されている人権とでは、保護法益の重さが全く違い、このような方式が導入されれば、国民は全員が漫画などのコンテンツに関心があるわけではないし、何が起きたのか分からず呆気に取られたり、一部業界の都合で勝手に通信に介入されたとして納得感はまずないでしょう。静止画・テキスト含むダウンロードの違法化についても、海賊版対策の必要性は認めるとして、許諾のない・分からない著作物全てを違法とするのは、スマートフォンやSNSが浸透し、誰もが著作物の発信者・受信者である時代に、大量の情報の中で、全ての著作物の違法・適法をユーザーが判断するのは到底現実的ではなく、時代に即していません。その判断にかかる労力を一般国民が全て払うのは無理です。SNSなどで流れて来る著作物はそもそも出元が分からないことも多く、問い合わせすら分からないものが大量にあります。無償著作物の単なる私的複製についても、一々権利者に伺いを立てなければいけないのなら、誰も情報収集などできなくなります。創作や研究、訴訟、事務処理などに関する参考情報の収集など、全てその場で暗記するか紙にでも書くか、画像などは完璧に再現できるまで脳裏に焼き付け、再現する画力を備えなければいけません。実施すべきはアップロード者の取り締まりや、違法サイトへの広告の出稿であり、国境を越えて取り締まれるための海外との連携や、日本に海賊版対策を専門とする部隊を設けることだと考えます。海外との調整が面倒で自信がないので、国内の締め付けで済ませようというのは、時代に即しておらず、単なるその場しのぎの怠慢に思えます。海賊版対策をきちんとやるなら、遅かれ早かれ、海外との連携は必要になると考えます。以上、よろしくお願い致します。</p>	個人17
88	4	<p>アクセス警告方式は、各ISPが24時間365日すべてのユーザー・国民のすべてのネット上の挙動をモニタリングするという、国民の基本的な権利である通信の秘密を強く侵害する制度であるから、民間企業の約款等で対応するのではなく、国会で審議し立法手当を行うべきである。</p>	個人18
89	5	<p>アクセス警告方式の提案者である穴戸常寿教授は、アクセス警告方式導入の前提条件として、「①静止画ダウンロードが違法化されること、②警告画面の対象となる海賊版サイトの基準が合理的かつ必要最小限度の範囲であること、③海賊版サイト該当性が公正に判断されていること」の3点をあげている。しかるに現時点では静止画ダウンロードは違法化されていない。静止画ダウンロード違法化がなされないままアクセス警告方式が導入された場合について穴戸教授は、「一般的・典型的に見て通常の利用者による許諾を想定できるという典型的な状況が利用者本人にとっての不利益を回避する場合であり、利用者による違法行為をさせないという点で明確である。（略）特段そのような事情がないにもかかわらず警告方式を用いようとすることは、約款による同意が通信の秘密の放棄と評価できないおそれがあるとともに、利用者に対する警告の感銘力も低下し、対策の実効性も低下する点にも注意が必要である。」と提案書面で説明している。したがって、静止画ダウンロードが違法化されていない現時点でアクセス警告方式を導入することは法的に無理である。</p>	個人18
90	5	<p>通信の秘密に対する規制・制約の合憲性は「必要最小限度」か否かにより判断される（長谷部恭男『註釈日本国憲法（2）』435頁〔阪口正二郎〕）。しかし、アクセス警告方式は、各ISPが24時間365日すべてのユーザー・国民のすべてのネット上の挙動をモニタリングするものであるから、「必要最小限度」の度合いを超えており、違憲・違法なものである。</p>	個人18
91	5	<p>パブリックコメント手続の添付資料によると、総務省は、アクセス警告方式は、通信の秘密のうちアクセス先・URLなどの通信データ・メタデータを取得しているだけだから通信の秘密侵害にならないと主張するようだが、アクセス先・URLなどの通信データ・メタデータなどの外形的事項も通信の秘密の保障の範囲内であることは、憲法・情報法の判例・通説・実務がこれまで認めてきたところであり、総務省はこれらに反している（長谷部恭男『註釈日本国憲法（2）』435頁〔阪口正二郎〕、曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』51頁、大阪高裁昭和41年2月26日判決）。</p>	個人18
92	5	<p>憲法21条2項は検閲の禁止を定め、電気通信事業法3条も電気通信事業者の検閲を禁止しており、ユーザーのすべてのネット上の挙動を常時モニタリングし続けるアクセス警告方式は違憲・違法である。</p>	個人18
93	5	<p>ACTIVEのアクセス警告方式は、サイバー攻撃から日本の個人・法人・国など社会全体のサイバーセキュリティを守るためという、社会的保護法益を守るという趣旨の制度である一方で、海賊版サイトの件は、たかだか出版社と漫画家たちの個人的・個社会的な法益である財産的法益の侵害が問題となっているに過ぎない。（しかもこの財産的な損失は、出版社などが民事訴訟を海賊版サイトに提訴するなどして自己責任で何とかすべき筋の話である。）秤にかけられている対立利益が国民の重要な精神的利益である通信の秘密・プライバシー権等であることをも考えると、ACTIVEのアクセス警告方式をそのまま海賊版サイト対策にもってくることは法的に非常に無理がある。</p>	個人18
94	6	<p>包括同意＝約款による同意が有効といえるためには、「約款の開示とその内容に合理性があること」が必要である（意思推定理論、近江幸治『民法講義Ⅴ契約法[第3版]』24頁）。しかし、静止画ダウンロードが違法化されていない現時点においては、海賊版サイトへのアクセスが別に違法でもなんでもなくにもかかわらず、ISPが24時間365日、ユーザー・国民のネット上の挙動をモニタリングしつづけるという「約款」は、あまりにも国民の通信の秘密を侵害しており、当該約款には合理性が無く違法・無効である。</p>	個人18
95	6	<p>海賊版サイト対策のためにアクセス警告方式でISPが24時間365日、ユーザー・国民のネット上の挙動をモニタリングしつづけることは、ユーザー・国民の法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するとして、消費者契約法10条、改正民法548条の2第2項に照らして無効と裁判所等に判断される可能性がある。</p>	個人18

96	8	<p>法律があり、法律をもとに考える事が考えられるにしろ、何が著作権侵害であるかの基準がクリエイターによってバラつきがあるようにも思いますし、何が著作権侵害であるかはクリエイターの快・不快や気分によっても決まるようにも思うので、であればクリエイター一人一人の要望という変動性が高そうな基準でアクセス警告方式を運用するのではなく、二次創作物や二次的著作物やパロディやオマージュを許さず著作物のあらゆる転載を許さず著作物の引用すらも許さないようなクリエイターを基準にアクセス警告方式が運用されるような事も考えられるので、アクセス警告方式には反対します。</p>	個人19
97	全体	<p>現在最も迅速に推進すべきなのは海賊版への広告出稿とともに漫画村・はるか夢の跡関与企業の実名公表と現時点の法律で違反する行為がある場合は迅速に強制捜査を行う事がアクセス警告よりも効果的で強力な抑止力になる。</p> <p>漫画村問題で発覚した国内広告業界の違法行為は著作権侵害サイト以外でも深刻です。</p> <p>下記はTwitter上（2018年半ば頃～）にbotサービスやアプリケーションを悪用し大量投稿されている迷惑スパム投稿の一例です。</p> <p>「漫画村の代わりに、無料で読める裏技 #漫画村 #漫画村裏技 #漫画村復活 #U-NEXT #FOD #ブック放題」</p> <p>該当投稿にはブログサイトのURLが必ず添付されており該当ブログを開くと下記のような内容が表示されます。</p> <p>「漫画村の代わりにのサイトを紹介します 漫画村の代わりにするサイトを探しました。この3つのサイトを登録すれば、漫画村の代わりにのサイトになります。 3つご紹介します。</p> <p>目次 [×] 【1位】ユーネクスト 【2位】FOD 【3位】ブック放題」</p> <p>ユーネクスト→U-NEXT FOD→フジテレビオンデマンド（フジテレビジョンの映像配信サービス） ブック放題→ソフトバンクの電子書籍配信サービス</p> <p>いかにも登録すれば無料で見られると勘違いしそうな風体の文章でブログが書かれているが、紹介されているサービスは一定期間経過後有料月額課金となる配信サービスをインターネットでの契約に関する情報に疎い層を騙して契約させる典型的な詐欺広告です。</p> <p>ユーネクストに関しては総務省が光回線の違法電話勧誘で行政指導を行ったUSENグループ企業のサービスでこれまで数回にわたる指導にもかかわらず同等の違法行為を継続しています。</p> <p>長年広告業の違法行為に業務停止命令等の是正が入らなかった為、このような詐欺広告が平然と存在している。</p> <p>いわば監督官庁が制裁しないため広告出稿主か広告代理店または双方にこれくらいしても罰せられないと舐められている。</p> <p>早急に総務省・消費者庁・公正取引委員会で連携しWeb広告出稿主と広告代理店の一斉調査を行い、実態を把握し是正指導を行うべきである。</p>	個人20
98	全体	<p>日本国憲法が定める通信の秘密は絶対に守らなければならないものとする。</p> <p>今回、海賊版サイト対策として通信内容を確認しようとする行為は、その方法如何に関係なく、また誰がするかに関係なく通信の秘密の侵害としか考えられない。</p> <p>憲法は同意があれば通信の秘密を侵害してよいとは規定しておらず、電気通信事業法が通信内容のある程度確認することを許容しているのも、厳密に考えると憲法違反と思うが、それでは実務上支障があるので、極々限定的に認めていると考える。</p> <p>今回の議論も、日本国憲法第21条をあまりにも軽んじており、もはやその条文がないも同然のように議論しているように見受けられる。繰り返しになるが、憲法21条は同意があれば通信内容を確認してよいとは全く書いておらず、包括的だろうが個別的だろうが同意があるという理由で通信内容を個別に確認していいはずがない。</p> <p>ウイルスセキュリティ対策上の通信の内容確認を例示されているが、利用者に対する実害を防ぐ目的でのものであり、まさに電気通信事業法が許容している例外中の例外と考える。これを海賊版サイト対策にも応用するのは、あまりにも暴論すぎる。</p>	個人21
99	全体	<p>アクセス警告方式は、その仕組み上、憲法で保障された通信の秘密を侵すことになるため、実施するべきではない。これは先の海賊版対策の議論の中で問題になったブロッキング方式とまったく同じである。海賊版に対抗するために、国民の盗聴を可能にする、といった馬鹿げたことはやめるべきである。</p>	個人22
100	全体	<p>アクセス警告方式に実効性を持たせるためには、およそ全ての通信をプロバイダが監視するという前提が必要である。一方、憲法上保証されている通信の秘密は、その通信の内容はもちろん、通信の有無自体を知覚されないという内容を含むものである。従って、アクセス警告方式は著しく通信の秘密を侵害するものであり、とうてい認めることは出来ない。</p> <p>また一部には約款において包括同意で足りるとする意見もあるようだが、上記のような憲法上の人権を著しく侵害する態様のものである以上、包括同意で足りるとする意見はとても容認出来ない。また個別同意であっても同意しないユーザーが能動的な除外手続を必要とするいわゆるオプトアウト方式ではなく、自己の通信の秘密を放棄することを自ら選択するオプトイン方式とすること、またアクセス警告方式に関する約款に何らかの変更があった場合には一旦全てのユーザーを同意していない状態に戻し、新たな約款に同意するユーザーには改めてオプトインさせる方式が最低限必要である。</p>	個人23
101	全体	<p>件のアクセス警告方式では「通信事業者がインターネット接続サービスプロバイダのネットワーク上でユーザーのアクセス先（海賊版サイト以外のサイトへのアクセスも含まれます。）をチェックし、特定の海外版サイトへのアクセスを検知した場合警告を発する。」とあるがこの内、「海賊版サイト以外へのサイトへのアクセスも含まれます」という部分がある。</p> <p>これは、電気通信事業法のみならず原理原則となる憲法 21条第2項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」を侵害している。</p>	個人24

102	全体	今後全ての通信を暗号化していくという形で世界的にも進んでいる中、通信の秘密を傍受すること、さらに通信の内容をもとに警告を出すことなどあってはならない事例であり、日本にとっても大きな損失となりうるであろうことは容易に予測される。そのため本提議に反対する。	個人25
103	1	共通認識として、海賊版サイトの一番の問題点は海賊版サイトの運営者である。また海賊版サイトへデジタル広告を発信している業者も問題である。 この運営者および広告業者への対策を議論すべきである。	個人26
104	4	アクセス抑止方策は民間部門に主導させるべきではない。癒着や、利益を求めた私的利用が懸念されるため。	個人26
105	5	議論すべきである。 特にアクセス警告方式は憲法21第2項に違憲している。アクセス警告方式そのものを、大幅な変更を前提として議論をするべきである。	個人26
106	6	ごく一部のユーザーにはアクセスを自粛させる効果がある。しかし大部分のユーザーはその程度では自粛しない。デメリットのほうが影響が大きい。	個人26
107	7	個別同意を得ることは必要である。しかし根本的な問題として、通信の秘密を侵害するべきではない。	個人26
108	10	アクセス警告方式が実施されるということは、政府および通信プロバイダが国民のインターネット利用を盗聴することを意味する。 これは海賊版サイトに限らないもっと大きな問題を孕んでいる。	個人26
109	11	海賊版サイト運営者への制裁・対策を円滑に行えるような制度を議論すべきである。 特に海賊版サイトへ広告を発信している広告業者は運営者の資金源となっている。これに関する対策を早急に打ち立てるべきである。	個人26
110	全体	多くの有識者に指摘されていることだが、一番の問題点は海賊版サイトの運営者と、海賊版サイトに広告を発信している広告業者である。決してダウンロードするユーザーではない。 今後は運営者と広告業者への対策が議論の中心となってくれることを望む。	個人26
111	全体	こんにちは。一介の高校生ですが意見を提出させていただきます。 今回議論されているブロッキングですが、国家としてこれを行ってしまうと、ロシアやトルコのように国家に不都合な情報を国民に与えない事が出来てしまうと考えられます。この日本という、アジア、ひいては世界を牽引する立場にある国がそのような方法を使用するのはあまりよろしくないとおもいます。 具体的な代替案は持ち合わせていないので偉そうなことは意見できませんが、世界標準になり得る素晴らしい方策を取っていただきたいです。ブロッキングでは、原始的すぎます。どうか、よろしくお願いいたします。 稚拙な文章ですが、ここまで読んでいただきありがとうございました。	個人27
112	全体	今回討議されている手法が、新法の整備等を含む法的根拠が無い限りにおいて、日本国憲法第21条第2項「通信の秘密」及び「検閲の禁止」に該当する違法行為であると指摘されます。この手法が犯罪に抗する操作手段でない事は、討議内容にある「使用者に警告を呼び掛ける（その後の行為について事実上黙認）」というものであり、未然の行為を前提としている点において明確と言えます。故に、このような前提条件を置く運用上、ISP事業者に対し検閲を求める法的根拠或いは拘束力が無い違法行為を強制する、もしくは受益者に憲法で容認された権利の放棄を不明瞭な形で放棄させる事を強制するものである事から甚だ悪質な越権行為であると指摘されます。 加えて、この手法に対し法的根拠を与える事が出来ない以上、こうした事項を除外する事を「メリット」とする事業者の発生に端を発する状況の悪化が検討されるべきものであり、議論として極めて拙劣であると指摘されるものです。インターネット通信に関して全く未成熟である現行法規下において、このような悪質な検閲に関わる論議は拙速も甚だしいものとして、即時の議題撤回を求める次第です。 現行の問題に対し、切実に求められているのは「権利者の法的訴求に対する障害の低下」であると強く言及致します。現在の日本法治下において、法曹関係者等でない限り、法的権利の主張及び権利回復は極めて困難であり、弁護士等の専門家に支援を求めなければならない場合が多数であるにも関わらず、資金面の問題や問題解決に関わる膨大な手続きと時間、そして何より法的救済を求めるという事に対する社会的認知が極めて低い状況であるが故に、被害者が問題解決を諦めるケースが水面下で膨大となっている点が指摘されます。 こうした問題解決をないがしろにしながら、社会問題化した巨大事案に対し、場当たりの行政による強制執行的措置を常態化しようとする解決策は、将来において確実かつ甚大な禍根を残すものとして絶対に避けるべきものです。 よって、現状まず整備すべきは、消費者生活センターなど一次通報窓口の機能及び捜査権限等の増強を行うと共に、窓口機能から捜査、法的実効性のある命令、逮捕等の即応性と実効性を持たせる事で、通報者である市民に「自分たちによる通報に実効性がある」と実感させる点であると指摘致します。	個人28

113	全体	<p>海賊版規制が必要であるという議論の要旨は理解できますが、本来、著作権を保持する民間企業が対策すべき内容であると思います。</p> <p>行政によるインターネットへの介入が行われれば、インターネットの自由に情報を交換し、新たなイノベーションを生み出すという風土は失われてしまうのではないかと危惧します。</p> <p>行政の通信への介入は、戦前の検閲に回帰するものであり、国民として賛同できるものではありません。</p> <p>よって、海賊版の規制は、民間企業による著作権保護団体などの設立を促すのみとし、行政による介入は避けるべきであると考えます。</p>	個人29
114	全体	<p>アクセス警告方式の手法は憲法で保障されている通信の秘密を放棄させることで成り立っており、一旦この方法を許すとそれ以外の案件でも前例として使われかねないことから強く反対する。</p> <p>約款での事前同意を行うことを想定しているが、残念ながら少しずつと並ぶ約款を完全に読み、理解して契約する人は非常に少なく、本方式をオプトアウトで行うことは違憲の懸念を払しょくすることはできないと考える。</p> <p>また、仮にオプトインとしたとしても、実際に海賊版サイトを利用する人間が申し込むとは到底思えず、また技術的に潜り抜けられるため、実効性としても疑問が残る。</p>	個人30
115	全体	<p>はじめまして。総務省が海賊版対策という名目で、憲法で保障された国民の通信の秘密を侵害するアクセス警告方式の導入を検討している事を知りましたので、私なりに調べて見たのですが問題点が見つかりました。</p> <p>私なりの解釈ではありますが、ユーザーにプロバイダとの契約により、通信の秘密を放棄させ、盗聴を自由にするというものであり、“海賊版サイト対策のためにISPが24時間365日、ユーザー・国民のネット上の挙動をモニタリングし続けるという事は、ユーザー・国民の法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するものと思われまます。</p> <p>むしろ、サイバー攻撃対策のアクセス警告方式を海賊版サイト対策に持ってくること事態に違和感を感じます。</p> <p>稚拙ではありましたが、一国民としてこの問題に対してはユーザー、国民、プロバイダ共に不当な制限を加える為に反対の意思を伝えておきます。</p>	個人31
116	全体	<p>まず結論から言いますと、私は全面的に反対の立場です。</p> <p>著作権を侵害する行為自体は擁護しませんが、このようなアクセス禁止は著作権の侵害を行っていない個人を抑圧するものであり、こういった規制はネット利用の萎縮を招く可能性が極めて高いと考えられます。</p> <p>個人の権利を制限するような行為は「これ以外の方法では別の個人の権利が守れない」という場合に必要最小限の範囲でのみ認められるべきです。</p>	個人32
117	全体	<p>お金を払って映画館で鑑賞したり電子書籍を購入したりソフトを買っている人へ警告をするなど無意味です。</p> <p>なぜ他の先進国のように海賊版をインターネット上に公開する者を取りしめる事を強化しないのでしょうか。</p>	個人33
118	全体	<p>違法コンテンツへのアクセスを防ぐという気持ちはわかるのだが、そのためにプロバイダがずっとサイバー空間を監視するのは現実的な話に思えないし、監視されるってことは通信の秘密が守られないようなもののように感じます。</p>	個人34
119	全体	<p>本件は、憲法違反に踏み込むような危険な方向で進めるのではなく、その前にまず、サイト管理者の資金源を絶つべく、広告代理店への規制や罰則を設ける方向で対応すべき事案と考えます。</p>	個人35
120	全体	<p>ブロッキング及びアクセス警告方式について、どちらも行うべきではない。いずれも通信の秘密を侵害する行為であり、また中国における金盾のようなおぞましい検閲装置への橋頭堡にほかならない。</p> <p>ブロッキングもアクセス警告方式も、実際にアクセスしようとしたものが本当にその対象であるかどうかは利用者がそれらを突破しない限り本当にそうであるかを知ることはできない</p> <p>ブロッキングもアクセス警告も運用する人間は利用者ではなく第三者であり、実質的な検閲を行っているのに他ならない</p> <p>海賊版サイト対策はアップロード行為に対する権利行使によって行われるべきであり、情報の隠蔽や利用者に対する心理的負担を強いるものであってはならない。そもそも一番の問題はアップロード自体への対策における障害があることなので、日本の弁護士が海外のホスト事業者に対して、国内から実効力のある開示要求を行うことができるスキームの構築こそが最も実利がある対策である</p>	個人36

121	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の一般市民のリテラシーに照らして、警告がなされたとしても、通信の秘密の侵害について、「個別具体的かつ明確」な同意は期待できない。 ・ダウンロード違法化拡大法案が一般市民に対して十分な説明と納得を得られていない状況で、通信の秘密の侵害に対して、「通常の利用者であれば承諾することが想定される場合」という場合を想定することがそもそも困難である。したがって、この状況において、「個別具体的かつ明確」な同意ではなく、「約款等による包括的な同意」で済ませることは通信の秘密の侵害のおそれが極めて高い。 ・本論点が世の中に周知されている状況とは言い難く、立法または法改正によらない本施策は、立法によるブロッキング以上に、実質的に国民の通信の秘密に対する侵害またはそのおそれがある（またはその疑念を拭いきれない）。 ・ユーザによる海賊版サイトへのアクセス、同サイトでのファイルの閲覧行為、マンガなどの静止画（書籍）の海賊版ファイルのダウンロード行為も、現状全て違法ではない。まずは、これらについて違法化すべきか否か、その立法化すべきか否かの議論を先行させるべきである。 ・海賊版サイト対策の必要性はあるとしても、そもそも、現状において、国民の通信の秘密の侵害のおそれ又はその疑念が拭いきれない施策を採るほどの緊急性を要する状況なのか、精査が必要である。 	個人37
122	全体	<p>本「アクセス抑止方策に係る検討の論点」は、国会での審議を経た立法ではなく、民間企業たるISPにおける規約・約款的な措置で海賊版サイトへの対応を行うものであるが、下記に示す理由から不相当であり提案を却下するべきである。</p> <p>まず、法令からは、憲法21条2項が通信の秘密について定め、業法である電気通信事業法4条1項も通信の秘密を事業者に義務づけている。</p> <p>ここで、本論点は、電気通信事業法3条により禁止されている、電気通信事業者による検閲に抵触しないのかが問題になると思われる。</p> <p>これは、ISPにより24時間365日のユーザーのネット上の挙動のモニタリングを行うことになるためである。</p> <p>元来、憲法21条2項後段が国民の基本的な権利として、「通信の秘密」を保障しているのは、通信の秘密は私生活の保護、つまり憲法13条に基づくプライバシーの権利を保障の根本としているためである。</p> <p>もしISPによるユーザー・国民の24時間365日のモニタリングを行う旨を約款に明記した場合、前述の法令上の権利を不当に制限する不当条項に該当するとして、無効と裁判所等に判断される可能性があると考えられる。</p> <p>（消費者契約法10条、改正民法548条の2第2項）</p>	個人38
123	全体	<p>こんにちは。資料を拝見しました。</p> <p>先ず海賊版サイトへのアクセスについては、資料にもある様に各ユーザーがOSやアプリケーション等を用いて、個々の端末で判断する…という形で取り敢えずは良いのではないかと私も思います。加えて「アクセス抑止方策に係る検討の論点」の3ページ目にあるように、プロバイダによるチェックや各端末でのフィルタリング等、いかなる方法を採用するにせよ、インターネットの“自由”はこれまで通り絶対に保障されるべきです。今回のアクセス抑止方策が、インターネット上に於ける自由な表現活動等を委縮させたり、制限してしまったりする事だけは、絶対に無いようにして頂きたいです。その事に関しては本当にお願ひします。</p> <p>さて海賊版サイトや違法ダウンロードをするユーザーは当然悪質だと思いますし、作家さん達が正当な対価や利益を得る為にも相応の対処は勿論必要です。ただ、難しい事は承知しておりますが違法ダウンロードだけではなく、違法アップロードをする側に対してもやはり同時に締め上げる必要があると思います。違法ダウンロード対策に力を入れて頂けるのは有難いのですが、やはりそれだけでは正直な所、片手落ちだと思います。</p> <p>また最近では、著作権法改正に伴う違法ダウンロードの範囲拡大化が話題になり、その改正内容が創作や表現活動を委縮させる恐れがあるとして、結局国会への提出が見送りになった話がありました。この様な明らかに暴走と言わざるを得ない乱暴で行き過ぎた法整備や法改正はしないで頂きたいです。一部の悪質なユーザーの為に、他の大多数のまともなユーザーが巻き添えで不利益を被ってしまう恐れが出る事を、私は特に心配しています。</p> <p>しつこくなって申し訳ありませんが、「違法ダウンロード（出来れば違法アップロードも）の対策」と「インターネット上に於ける自由の保障」、この2つの両立を是非お願ひ致します。</p> <p>お忙しい中、お読み頂きありがとうございました。</p>	個人39

124	全体	<p>違法DL拡大案の問題点</p> <p>1：厳罰化で罰金が有るがその金は『国の金になり著作者には入らない』</p> <p>2：法制化する前に著作権法の教育や周知させるように徹底しない</p> <p>3：処罰の対象になる可能性は低い、と言いつつ警察の加減次第で処罰の対象になる</p> <p>4：そもそもDLを取締る前に開示請求をしてアップロードする犯人を取締った方が根本的な解決になる</p> <p>5：文化庁は著作権法を専門とする大多数の研究者が反対、より適切な代案まで出しているのに文化庁はそれを無視していること</p> <p>6：文化審議会著作権分科会で文化庁が賛成意見を水増しするなどした説明を自民党に対して行ったこと</p> <p>7：大多数の委員意見が反映されない報告書をまとめたこと</p> <p>8：継続審議を求める大多数の委員の声を無視して、強引に審議を打ち切ったこと、</p> <p>9：対象がすべての種類の著作物に拡大しているのにステークホルダーは漫画家だけだと思っていること</p> <p>10：河野康子委員が意見を湾曲させている。</p> <p>「教育によるリテラシーの向上と、社会的に何がいけないことかを慎重に議論しよう」という話を「ダウンロードは窃盗」と簡単にまとめている</p>	個人40
125	全体	<p>アクセス抑止方策の策定そのものに反対です。技術的には先般憲法の定める所の「検閲の禁止」に違反するとして問題視されたブロッキングと同質のものであり、許されません。そもそも、ユーザーに不利益を生じさせる方法ではなく違法アップロード者の摘発に注力する事にこそ肝要であり、例えば米国の罰則付き召喚令状(サブピナ)を用いた違法アップロード者に関する情報を得た事例が有る様に、適切な法的措置で海賊版の被害を減らす努力を行政が支援する様な仕組みを整える方が望ましいと考えます。</p>	個人41
126	1	<p>アクセス抑止方策の検討よりも私としてはアップロード者を直接取り締まるための法整備の検討をして頂きたいです。その為にもプロバイダー責任制限法4条を改正し海賊版サイトの運営者の情報開示と特定を可能にすべきではないかという意見も出ています。</p> <p>実際に漫画村は山口貴士弁護士が米国での訴訟手続きを通じ約1か月で特定されていました。</p>	個人42
127	2	<p>アクセス抑止方策の検討の際、通信の秘密への侵害の懸念や配慮などは検討の背景で確認されています。しかし、それに伴う検閲については触れられていないことには疑問を感じました。通信の秘密を配慮しても検閲を行えば憲法21条表現の自由を侵害するのではと懸念しています。</p> <p>またISPがユーザーや国民のネット上の挙動を24時間365日モニタリングする行為は国民またはユーザーの法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するという声があるのもご留意ください。</p>	個人42
128	3	<p>ネットユーザーに耳を傾けた上で話を進めてほしいです。私が知る限りネットユーザーや権利者が求めているのは海賊版サイトの運営者やアップロード者のみを取り締まる法案を考えてほしいことです。</p>	個人42
129	5	<p>少なくとも確実に違法であるのはアップロード者なのにユーザーのダウンロード行為を違法化させるのはアップロード者に対して効果がないだけでなくネット活動やネットを利用した業務などにも影響が大きすぎることを前回のダウンロード違法化の件でも懸念の声が大きくなっていました。</p>	個人42
130	6	<p>アクセス警告方式によって海賊版へのアクセスを足止めできる点にはメリットかもしれませんが前述した権利者やユーザーが本来求めているものと違うこと、配慮をされても憲法違反にもつながること等デメリットの方が大きいことを伝えます。</p>	個人42
131	11~13	<p>自ら進んで海賊版サイトと思しきサイトに足を踏み入れないように設定することは自衛意識を持つことであり、この点はメリットは大きいと思います。ただし、中には判断の難しいサイトも存在するため正しい情報の共有などが必要になってきます。</p>	個人42
132	全体	<p>全体的にはアクセス警告方式よりアップロード者を特定、取り締まりできる法を考えたほうが良いのではと私は考えました。</p>	個人42
133	全体	<p>通信の秘密はいついかなる場合においても守られるべきであり、それを侵害する事はプライバシーの権利が守られなくなってしまうのと同義である。それによって思想良心の自由が奪われる事になるのは明白だ。国家は常にそれを保証しなければならないと思うし、このような判断は断じて認められない。</p>	個人43
134	全体	<p>どう考えても……国民全体を監視するような感じがしてヒトラーとか社会主義者を彷彿してしまう、なので一個人としては反対。</p> <p>言っては悪いが海賊版サイトを見ってしまうのはレンタル出来るDVDに見たいやつがないとかそういうのではないかと感じている。</p>	個人44

135	全体	<p>出版界のロビー活動により、与党は漫画の海賊版対策を検討しているところですがブロッキングとダウンロード違法化の対象拡大などの案は問題点が多いのでお流れになってきました。そんななかで政府は四月より総務省の検討委員会において漫画の海賊版対策として「アクセス警告方式」の検討を始めました、しかし漫画の海賊版対策としてアクセス警告方式は妥当と言えるでしょうか？</p> <p>総務省は、通信の秘密のうちアクセス先・URLなどの通信データ・メタデータを取得しているだけなので通信の秘密侵害にならないと主張するようですがアクセス先・URL等の通信データ・メタデータ等も通信の秘密の範囲内とされています。電気通信事業法で電気通信事業者による検閲は禁止されています、ISPによる24時間365日のユーザーのネット上の挙動のモニタリングは、この検閲に抵触しないのかも問題になると思われます。</p> <p>漫画の海賊版サイト問題はつまるところ出版社と漫画家たちの利益の侵害が問題になっているにすぎません。ネット全体の保護という社会的利益に比べたら非常に軽いと思います。この経済的な損失は出版社が海賊版サイトを民事訴訟で訴えるなど自分たちで何とかすべきものであり国が肩入れしすぎなのは少し怪しいものを感じます。</p> <p>以上の点からアクセス警告方式の導入には反対です</p>	個人45
136	全体	<p>これは明確な検閲ですし、効果は薄いものと考えます。技術的にも大変難しい事ですし、しっかりとした期間を設けて検討していくべきです。</p>	個人46
137	2	<p>エンドツーエンドを原則としたネットワークの中立性において、中継する中間ノードによる介入は中立性に反するのではないかと。また、中間ノードによる介入はデータの真正性を損ない、延いてはアプリケーションに不測の障害を生じかねないとする。</p>	個人47
138	3	<p>通信の秘密の保護を侵害することはプライバシーの侵害であり、国家による監視及び検閲を行っていることをユーザーの意識を植え付けようとする問題は大きい。「警告方式」においては、警告が表示されることで国家の意思に反するとユーザーに意識させ、また警告の表示に怯えることにより活動の萎縮になると考えられる。</p>	個人47
139	7	<p>法的整理として「通信の秘密」ではなく「検閲の禁止」が問題であるとする。ユーザー個人の自由意思による同意（真に意味を理解する者の同意）があったとしても、検閲の禁止はISPを含む通信事業者及び国家の社会的信頼性を保護するものであり、ユーザー個人の都合によって害されてはならない。よって包括同意は不十分であると考え、加えて同意を得ても不十分であるとする。</p>	個人47
140	8	<p>HTTPS通信をはじめとしたエンドツーエンド通信の暗号化による保護技術により技術的に実現できないとする。ユーザーが閲覧しようとする対象サイトと異なるサイト（警告画面を表示するサイト）は、暗号化通信の不成立による接続失敗となり警告画面はユーザーが目につくことがない。警告表示のために偽ルート証明書ユーザーに導入させる手法はあるが、国民のセキュリティリテラシーを著しく低下させるものであり認められない。また、通信事業者等が行うならば不正指令電磁的記録供用罪を犯すことになり、WebブラウザやOSなどベンダーに組み込みを交渉しても拒否されることは必然であり交渉自体が嘲笑的になると考える。</p>	個人47
141	全体	<p>アクセス警告方式には反対する。</p> <p>アクセス警告方式はブロッキングと比較して本当に海賊版サイトか否かを確認できるためブロッキングよりも幾分ましには思えるが、通信の秘密を侵害していることに何ら変わりはない。</p> <p>また、導入には静止画ダウンロード違法化が前提となっているが、漫画家はおろか出版社ですら反対を表明し、提出断念に追いこまれた著作権法改正案に沿って実施すれば殆どすべてのサイトがその対象となりかねない。アクセス警告が出るということは「海賊版サイト」と見なされているという意味である。</p> <p>今年6月より施行される改正通信傍受法には著作権法違反は対象外となつてはいるがアクセス警告方式と盗聴法がセットになるとアクセス情報が警察に筒抜けになる事を想像すればその恐怖は計り知れない。</p>	個人48
142	全体	<p>アクセス抑止方策について、私は実施するべきではなと考える。理由は、海賊版サイトへのアクセスの抑制にはあまり効果がないと考えるからです。</p> <p>アクセス抑止方策が実施された場合、一定の効果が出るとは思いますが、おそらくそれは短期間だけの一時的なものに終わると考えられます。理由は、海賊版サイトがこの方策を「技術的に回避しない」はずがないからです。その結果、海賊版サイトはアクセス抑止方策実施以前とあまり変わらず、対してそれ以外の健全なユーザーは通信の自由が侵害されるだけになることが予想されます。</p> <p>海賊版サイトについて、民間の弁護士が運営元を突き止めて訴訟を起こした例があります。犯罪者には大した影響がなく、逆にその他の市民と企業に対してのみ大きな影響を与える方策を実施するべきではありません。</p>	個人49
143	全体	<p>アクセス警告方式の導入は、国民のプライバシー・通信の秘密を損なうものであり、到底受け入れがたいものである。</p> <p>ISPによるアクセス先のチェックが行われることに同意しなければインターネットの利用が不可能になるようでは、通信の秘密もプライバシーも完全に侵害されてしまう。そのようなことは決してあってはならない。</p> <p>アクセス警告方式の導入には絶対反対である。</p>	個人50

144	全体	<p>検閲に当たるブロッキングにも反対ですが、その代替案としてのアクセス警告方式では通信の秘密が守られるとは思えず、プライバシーの侵害になるので反対です。</p> <p>海賊版サイト対策として、直接的なアプローチによる早急な撲滅を検討している現在の状況が間違っていると思います。例えば書籍に関して、電子書籍は読む権利として販売されており、ストアが閉鎖されると読めなくなる可能性が高いことから忌避感を抱いている人が多いことをご存知と思います。こういった問題点の克服や販売方法の工夫によって利便性を高めることで、少しずつ海賊版サイト利用者の減少に繋げることは不可能なのではないでしょうか。</p> <p>直接的なアプローチでは、検閲の禁止やプライバシーの侵害にどれだけ抵触するかのチキンレースになってしまうと思います。</p>	個人51
145	全体	<p>アクセス警告形式に関しては、海賊版サイトにある広告枠を使い、ブラウザを制御することにより実施した方がよい。アプリでも広告枠があるものは同様に行える。</p> <p>広告枠では任意のJavaScriptが実行でき技術的なハードルがなく容易に警告文章を表示することができる。広告枠を使ったブラウザの画面を強制的に警告画面に切り替える方法が、第三者であるISPのコストをかけずに、権利者が費用を負担することができるため、受益者負担の原則に沿う。</p> <p>広告事業者への支払いは、上場企業の株式会社ジーニーやアルファベット子会社のGoogle LLCなどを介して行うことができる。</p>	一般社団法人日本ハッカー協会
146	2	<p>アクセス警告方式やブロッキングの導入の可否の検討に際して「インターネットの特徴」を考慮するのであれば、記載されている「自律分散協調」云々よりも、ネットワーク中立性の論点の一つともなっている「エンドツーエンド原則」(end-to-end principle)に着目すべきである。</p> <p>エンドツーエンド原則(あるいは主義)は、コンピュータネットワーク設計の基本方針の一つであり、アプリケーションの機能はネットワーク終端のホストで実装するのが適切とするもので、この方針の下では、ネットワーク内の中間ノードは余計な介入をしない「ダム・ネットワーク」であるべきとされる。インターネットの基本プロトコルであるTCP/IPは、この方針に基づいて設計されて広く普及したものであり、WebにおいてもHTTPプロトコルのトランスポートとして用いられている。</p> <p>エンドツーエンド原則を前提としたWebにおいて、ネットワーク内の中間ノードで「余計な介入」を挟まれると、設計の前提が崩れてアプリケーションに不測の不具合が生じかねない。具体例を二つ挙げると、第1に、日本でも2010年に問題視された「DPI広告」(deep packet inspectionを用いたターゲティング広告、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言を参照)は、インターネット接続サービス事業者のルータ上でHTTPレスポンスを改ざんしてcookieを挿入するものであった(https://togetter.com/li/27198)ことから、想定していないWebサイトに不具合が生じた事例がある(ほか、第2に、携帯電話会社が「通信の最適化」と称して、画像ファイルをダウンロードするHTTP通信のTCPペイロードをモバイルネットワーク上で改ざんした結果、スマホ用のゲームアプリが動作しなくなる不具合が生じる事故が国内で発生した事例(https://togetter.com/li/839917)がある。</p> <p>「検討の前提について」で示されているアクセス警告方式は、警告の表示とその後の「本当にアクセスしますか」に「はい」と答えた場合の処理においてネットワーク内の中間ノードで「余計な介入」を挟む必要があることから、エンドツーエンド原則に反してアプリケーションに不測の不具合を生じさせかねないものと認識するべきであり、エンドツーエンド原則を壊してまで日本のインターネット接続サービスに広く普及させることがはたして我が国の将来にとって相応しいものなのかという観点から検討するべきである。</p>	個人52

147	7	<p>法的整理として「通信の秘密の規定との関係が問題となる」と記載されているが、検閲の禁止（電気通信事業法第3条）との関係を問題としなければならない。</p> <p>通信の秘密について、「ISPが各ユーザの同意を得た上で実施すれば、通信の秘密の問題をクリアすることが可能」「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」場合には「包括同意で足りると認められる」などと記載されているが、検閲の禁止は、common carrierたるインターネット接続サービスの社会的信頼を保護するための規定であるから、ユーザ各個人の都合による同意（真の意味を理解していないユーザによる同意）があるからといって、そのような信頼を害する検閲が許されることにはならない。</p> <p>検閲の禁止がユーザの同意によって解除されるというには、common carrierたるインターネット接続サービスの社会的信頼が害されない程度に、どのような場合に遮断がなされるのかが公正に決定されるものでなければならず、その明確な基準が事前にユーザに理解されていることを要する。</p> <p>検閲は必然的に通信の秘密を侵して行われるものであるから、検閲の禁止義務違反は同時に通信の秘密侵害に当たるのであり、通信の秘密が解除されるというには、検閲の禁止が解除されるための要件である上記の点を検討しなければならない。</p> <p>それにもかかわらず、「既存の類似の施策に係る法的整理」を含むこれまでの検討においては、通信の秘密をあたかもユーザのプライバシーの問題に過ぎないかのように矮小化して検討してきたことから、セキュリティ対策であれば通常のユーザば同意することが想定し得るなどといった杜撰な基準で、通信の秘密が放棄されるかのような誤った結論を導いていた。</p> <p>実際、既に実施されている「電気通信事業者におけるサイバー攻撃等への対処と通信の秘密に関するガイドライン」に基づく「マルウェア不正通信ブロックサービス」では、何を遮断するものであるかが「C&Cサーバーへの通信」などという曖昧な記述でしか説明されておらず、遮断対象が公正に決定されるための明確な基準が存在しないまま、約款改定による包括同意で強制的に行われている実態があり、これがプライバシーの観点からは認められ得るものであり得ても、検閲の禁止というcommon carrierの社会的信頼の保護の観点からは、正当な通信が遮断されかねない点でその信頼を害するものとなっており、問題がある。</p> <p>例えば、coinhive.comへの接続は、外形的にまさにC&Cサーバへの接続と見做すこともできるものであり、現にこれをマルウェア通信として検知対象としているアンチウイルスベンダーも存在している一方で、正当なユーザも存在するサービスであった。こうしたケースがインターネット接続サービスの検閲対象とならないことが保障される客観的な基準が存在していなければならない。</p> <p>同様に、海賊版サイト対策として遮断を実施する際にも、遮断対象を明確に画定する基準を要するところ、例えば「著作権を侵害する自動公衆送信」を行うサイトといった基準（平成31年に国会への提出が見送られたダウンロード違法化拡大及びリーチサイト規制の著作権法改正法案ではこの基準が示された）では、過剰な検閲となるのは明らかであるから、より限定的な客観基準が必須である。その結論を導くには、検閲の禁止の観点からの検討が必要であり、通信の秘密を単にプライバシーの問題と捉える誤った検討の方向性は改められなければならない。</p>	個人52
148	4	<p>論点7に対する意見で述べたように、検閲により遮断する対象は客観的な基準により公正に判断されることが求められるところ、現に「マルウェア不正通信ブロックサービス」が対象の基準を不透明にしたまま実施されている現状からすれば、「民間部門の主体的・主導的」な実施では公正さを期待できない状況にある。</p> <p>海賊版サイトを対象にしようとする本件の場合には、その公正さの確保はさらに難しいものとなる（実際、平成31年に国会への提出が見送られたダウンロード違法化拡大及びリーチサイト規制の著作権法改正法案は、対象の要件を適切に絞ることができずに頓挫したのであるし、「著作権を侵害する自動公衆送信」を行うサイトといった基準では、過剰な検閲となるのは明らかである。）ことから、検閲の禁止を適法に解除するためには、法律に定めるところにより実施し、司法判断によって対象を決定する手続きを介するものとするべきである。</p>	個人52
149	5	<p>「ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法とされている場合とされていない場合とで、アクセス警告方式の意義（略）に相違があるか？」との記載があるが、仮にダウンロード行為が違法化されても、複製が行われない単なる閲覧行為は違法化され得ないのであるから、単に閲覧しようとしているだけのユーザからすれば、「あなたは海賊版サイト（略）にアクセスしようとしています。海賊版サイトにアクセスしてマンガのファイルをダウンロードすることは違法であり（略）」との警告画面が表示されることは、余計なお世話でしかなく、閲覧するだけのつもりが誤ってダウンロードしてしまう事態も起きにくいことからすれば、ユーザがそのような機能を欲することが通常であるとは言えない。したがって、このような機能の強制に「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」とは言えない。</p> <p>なお、ユーザが単なる閲覧ではなくダウンロード行為に及ぼうとしている場合にのみ警告画面を表示させることは、インターネット接続サービスの側からは技術的に区別できないため、実現不可能である。</p>	個人52

150	3	<p>アクセス警告方式は、知的財産戦略本部での検討で合意に至らなかったブロックングの代替案として提案された経緯があるが、その検討でブロックングが反対された理由が、通信の秘密が侵されてユーザのプライバシーが侵害される懸念にあったことからすれば、「あなたは（略）しようとしています」との警告画面を突き出すアクセス警告方式の方がよほどプライバシー侵害的であり、問題が大きい。このような措置は、まさに「Big brother is watching you.」と、監視されている意識をユーザに植え付けるものであり、「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」などというフィクションに基づく約款改訂による包括同意で強行することは、国民を監視に慣れさせ文句を言わせなくする反プライバシー施策に他ならず、到底許容されるものではない。</p> <p>むしろ、海賊版サイトをDNSエントリから削除するだけのブロックングの方が、本当はプライバシー侵害がない。ブロックングが反対された理由は通信の秘密侵害であったが、本来は、プライバシーの観点よりも、論点7に対する意見で述べたように、検閲の禁止への抵触（結果として通信の秘密をも侵害する）の問題として検討するべきであった。この点ではブロックングもアクセス警告方式も同等であり、検閲対象を画定する客観基準と公正な判断の運用の困難性こそが、ブロックングを躊躇させる真の理由だったと言うべきである。</p> <p>プライバシーを実質的には侵害しないDNSサイトブロックングをプライバシー侵害だと批判して反対しながら、同時に「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」などというフィクションに基づいてアクセス警告方式を合理化したことは、態度に一貫性がないか、辻褃合わせに終始したに過ぎず、本当に国民のプライバシーを尊重しているのかと首を傾げざるをえない。ブロックングに反対する理由から誤っていたのであり、そこから検討し直すべきである。</p>	個人52
151	6	<p>アクセス警告方式はただの脅しでしかない。ダウンロードによる複製が違法化されても、単なる閲覧は違法化され得ないのであり、複製が行われたか閲覧のみに止まったかは、サイト側からもインターネット接続サービス側からも判別不可能なのだから、こうした状況を理解しているユーザに対しては、警告は何ら抑止効果をもたらさない。</p> <p>それどころか、実際には危険でないものを危険であると脅すような行為が横行することは、国民のリテラシーを低下させるばかりか、無用な不安感を植え付けるものである。</p> <p>同様のことは、他の海賊版サイト対策キャンペーンにも見られる。出版広報センターの「海賊版緊急対策ワーキンググループ」が2018年9月に展開した「海賊版であなかが危ない」「忍び寄り4大リスク!!」と称するキャンペーン (https://shuppankoho.jp/damage/tokusetsu-2.html) は、海賊版サイトについて、「アクセスしただけでウイルスに感染する被害が拡大している」だの、「個人情報を盗み出すフィッシング詐欺の主要な舞台」だの、「仮想通貨のマイニングへの強制参加で通信費が膨れ上がる」だのと、ありもしない虚構の脅威を振りかざして、知識の低い階層の民衆の恐れ・偏見・無知に訴えることによって海賊版サイトに對抗しようとする、悪質なデマであった。いかに目的が正当であろうともデマが正当化されることはない。</p> <p>アクセス警告方式の提案もこの類のデマに感化されて発案された疑いがある（知的財産戦略本部インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（第6回）宍戸委員提出資料「アクセス警告方式について（補足）」には、「海賊版サイトの閲覧行為がマルウェア感染等別の形で利用者本人の不利益になる恐れが一般的にあるかどうかによることになる」との記載がある。）ので、デマの再生産とならないよう注意が必要である。</p>	個人52
152	8	<p>「検討の前提について」で示されているアクセス警告方式は、技術的に言って実現できない。「警告画面」を表示させるとのことであるが、閲覧者がアクセスしようとしている対象が「https://」で始まるURLのサイト（以下「HTTPSサイト」と言う。）である場合には、このような画面を出現させることが技術的にできないからである。</p> <p>「検討の背景」で引用されている「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（第7回）宍戸委員提出資料」は、2013年から一時実施されていた官民連携プロジェクト「ACTIVE」の取り組みを参考にしたとされているものであるが、2013年当時は、非HTTPSサイト（「http://」で始まるURLのサイト）の割合が十分に大きかったことから、このような警告を出現させることができた。しかし、2012年ごろからインターネットコミュニティは、全てのWebサイトをHTTPSサイト化するべきであるとする方向性を打ち出し、徐々に実施されていった。日本は長らくこの動向に取り残され、10か国中で最もHTTPSサイト化が遅れており、2017年4月まで改善の兆しも見られない特異な国であることがGoogle社の調査により指摘される (https://transparencyreport.google.com/https/overview?lu=load_os_region) ほどであった。ACTIVEの取り組みは、このような技術トレンドに無頓着な時代遅れのピント外れ施策であったと言うべきである。</p> <p>HTTPSサイトにおいて必要となるTLSのサーバ証明書は、ドメイン名所有者であれば実在性の審査なく誰でも自動的に取得できるものとなっていることから、ACTIVEが対象としたマルウェアのC&Cサーバのみならず、海賊版サイトにおいても、HTTPSサイト化が容易に可能となっている。海賊版サイトの代表例に挙げられた「漫画村」や「Anitube」は、当時は非HTTPSサイトであったが、閉鎖後に復活したと言われる後継サイトの一部は現にHTTPSサイト化されていた。</p> <p>技術的に言って、可能なことはせいぜい接続できなくすることまでである。ISPが対象サイトのDNSエントリを差し替えて、警告表示用サイトのIPアドレスを設定したとしても、ユーザのWebブラウザは、HTTPSサイトへの接続時には警告表示用サイトに接続できない（TLSハンドシェイクの段階でエラーとなる）ので、ユーザは接続エラー画面しか目にする事ができない。</p> <p>DNSエントリの差し替えとは別に、deep packet inspection手法を用いてHTTPプロトコルに対する改ざんにより実現しようとしても、WebブラウザとHTTPSサイトとの間の接続は、TLS暗号化通信で保護されているので、改ざんすることはできない。どうしても改ざんするなら、「警告画面」表示用の偽造サーバ証明書を自動発行するためのルート認証局証明書を、ユーザのWebブラウザやOSにインストールさせて行う手法があるが、そのようなインストールを促すこと自体が国民のセキュリティリテラシーを低下させるものであり、到底認められない。そのインストールをISP等が提供するソフトウェアで密に行うなら、不正指令電磁的記録供用罪（刑法168条の2）を犯すことになるだろう。Webブラウザに初めからそのようなルート認証局証明書を組み込んでもらうようWebブラウザのベンダーに交渉したとしても、拒否されるのは必然であり、そのような交渉をすること自体が、インターネットコミュニティの常識に反するものとして嘲笑的となるであろう。</p>	個人52

153	1	権利者・関係者の意見に左右されることなく著作権法第一条の“文化の発展に寄与することを目的”という理念のもとで議論を行うべき。	個人53
154	2	権利者・関係者の意見に左右されることなく著作権法第一条の“文化の発展に寄与することを目的”という理念のもとで議論を行うべき。	個人53
155	3	権利者・関係者の意見に左右されることなく著作権法第一条の“文化の発展に寄与することを目的”という理念のもとで議論を行うべき。	個人53
156	8	“アクセス警告方式”だがアクセス警告が正当なものなのか利用者には容易に判別することができない・難しいことを利用（悪用）されることを危惧する。その危惧点を既存のインターネットを安全に利用する際の技術的慣習を損なうことなく払拭できるのかどうか確認する必要があると考える。 この論点をきちんと整理すべき。	個人53
157	全体	○ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為の適法性等について 著作物の利用萎縮を強化することは著作権法の基本理念に反する。海賊版コンテンツをアップロードして正当な権利者の利益を損なおうとしている人への対策を強化するのが本筋である。	個人53
158	全体	通信の自由や個人のプライバシーへの重大な侵害であると感じる。 また、WorldwideWebの理念、根幹に対する挑戦でありこのような方式は到底認められるものでない。	個人54
159	全体	現状の案はブロッキングとかわらないと思われます。 大規模アップロードサイトの方を対処する法案にかえるべきなのではないでしょうか？	個人55
160	全体	ブロッキング方式の問題点は接続を遮断するところではなく、通信の秘密が守られないところにあるのに、アクセス警告方式も通信の秘密が守られておらず代替案として不相当だと思えます。 手紙でいえば勝手に開けるのが問題点であり、破り捨てるか、赤字で書き込みを入れるかの違いでしかないと思うのですが… "アクセス抑止方針に係る検討の論点"は冒頭で「近年、運営管理者の特定が困難であり、違法コンテンツの削除要請に応じない悪質な海賊版サイトが出現しています。」とあります。まず、運営管理者の特定がなぜ困難であり、解決のためにはどんな課題があるのかを論議するのが筋ではないでしょうか。	個人56
161	全体	公的に通信の傍受を行う事は原則駄目で、そこに風穴を開けてしまえば後の歯止めなどないも同然。筋が宜しくないと思われます。	個人57
162	全体	違法アップロードやリーチサイトはひとつが消滅しても運営者本人やデータに損失はないことから別の代替サイトがすぐに現れる性質を持つため、アクセス警告実施に当たり作成されるであろうブラックリストは極めて高頻度での更新を行わない限り早期に無力化されると想定される。このためブラックリストに基づくアクセス警告方式の実効性は薄いと考えられる。 またブラックリストに載ったドメインの価値は大きく低下するため、当該ドメインのサーバー運営会社に大きな影響を与えられ 思われる。 またたとえ違法なサイトであっても通信の秘密を侵しアクセスに警告を与えることは憲法に違反するであろう。違法サイトの根を断つ、アップロードされた違法ファイルの追跡捜査、サイト運営者への捜査等、現行施策の周知を十分に行わないまま、無辜の国民の通信の秘密を侵害するような行為に当たり、効果も薄いアクセス警告方式の検討を行うことは、司法の責任の放棄ではないか。	個人58

163	全体	<p>万一通信回線契約者の個別の同意を得られたとしても、必要最小限の技術的措置となるよう対応しなければならないことと、技術的措置により不都合が生じた場合に措置を行った側および国家が何らかの賠償をすべきかどうかを検討する必要がある。具体的には、インターネットを介した自動化された電子商取引、広く行われているものとしては、流通業界の流通BMS/JX手順による通信を阻害した結果なんらかの損害が生じた場合の賠償が考えられるが、これに限らない</p>	個人59
164	全体	<p>アクセス警告方式は、ユーザの権利やインターネットの動作原理に対する悪影響がブロッキングと本質的に何も変わらない為、ブロッキングに反対であるのと同様の理由で強く反対する。</p> <p>アクセス警告方式を導入する場合、ISPは各ユーザの通信リクエストを監視し、ブラックリスト内の通信先に該当するか確認し、該当する場合は要求されたページの代わりに警告ページを表示する。ブロッキングとの違いは、最後にアクセスを遮断するか警告を出すかだけにすぎず、通信内容の監視や改竄が行われるのは同じである。これが許容できない理由はそもそもブロッキングを却下した際に議論が尽くされているはずである。にも関わらず問題点がほぼ同じアクセス警告方式の導入を検討するというのは、ブロッキングの際の議論を理解していなかったのかと疑わざるを得ない。</p> <p>警告メッセージにより「お前は監視されている」という意識を日本の全ネットユーザに植え付けるのは極めて反プライバシー・監視社会的である。民主主義国家である日本でそんな独裁国家かのような施策を実施するのは、到底受け入れられない。</p> <p>検閲や通信の秘密の侵害は電気通信事業法第3・第4条で禁止されている重大な違反行為であり、十把一絡げの包括同意さえ取っておけば十分とは到底言えない。上記規定はコモンキャリアたるISPの社会的信頼を保護するための規定であるため、ユーザのプライバシーの問題だけに留まるものではない。</p> <p>「通常の利用者による許諾が想定できる」という文面は、利用者の自由意志を蔑ろにした都合の良い誘導である。意味を理解していないユーザによる同意など同意ではない。電気通信事業法にも、インターネットのエンドツーエンド原則にも違反する重大な侵害を敢えて行うのであれば、極めて客観的かつ精緻な基準が提示されていなければならない。</p> <p>また仮にブラックリストに載ったとしても、サイト運営者側はアドレス・ドメインを変更すれば容易に回避できるし、ユーザ側でVPN等を用い国外ISPを経由する事でも回避できる。なにより、現在急速に普及が進んでおりウェブサイトの標準装備となりつつあるHTTPSサイトにおいては通信内容は暗号化され、途中で内容を改竄するとエラーとなるため、アクセス先を細かく検出することも、警告ページを差し込む事も技術的に不可能である。導入を強行したところで効果的な実施は不可能であり、やる意味がない。</p>	個人60
165	全体	<p>日本国民全てを犯罪者にするつもりですか?あとアクセス抑止方策って人権侵害だと思います。</p>	個人61
166	1	<p>本件と関係する「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の委員にカドカワ（元）代表取締役の川上氏を含んでいた。同氏がドワンゴで立ち上げてきたニコニコ動画は元々違法アップロード動画に寄生したサービスである。このように違法なサービスを元に成り上がってきた経緯を持つ氏を議論に含めたこと自体が間違いである。</p>	個人62
167	4	<p>日本国憲法に定められた「検閲の禁止」に抵触する行為を、国が民間に押しつけることは許されない。</p>	個人62
168	5	<p>ダウンロード行為が違法か適法かは検閲を経ないと判断できない。日本国憲法において検閲の禁止が規定されている以上、この論点自体が意味をなさない。</p>	個人62

169	全体	<p>日本国は第二次世界大戦の反省を元に、現在の日本国憲法を制定した。その中でも第21条2項で定められた「検閲の禁止」「通信の秘密」は、表現の自由に関わる根幹的な規定である。国家公務員である文化庁職員、および、みなし公務員たる関係委員は、憲法に定められた全体の奉仕者であることを改めて認識すべきである。</p> <p>不正コピーや海賊版により著作権者の財産上の被害が生じていることは確かであるが、その責は“アップロード”という不法行為を働いた者に帰するものである。憲法違反たる「検閲」をもって“ダウンロード”を規制するのではなく、サイバー犯罪捜査によりアップロード者を特定し、刑事罰および民事で被害を弁済させるのが筋である。</p> <p>P.1 ○海賊版サイトの被害状況について 「運営管理者の特定が困難」 意見：本件資料におけるこの前提は間違っており、詭弁である。たとえば「漫画村」については、ネットメディアや米国法律に強い弁護士等により運営者の特定がほぼできている。サイトが海外に設置されていようと、日本人に向けて運営している限り広告契約状況などから運営者は追跡可能である。運営者およびアップロード者に対して刑事、および、民事で訴追すれば十分であり、憲法に違反する検閲行為を伴うアクセス抑止方策を導入する必要性はない。</p> <p>P.1 ○アクセス警告方式について 「ユーザのアクセス先…をチェックし」 意見：アクセス警告はURLやIPアドレスなどを検閲することによりはじめて実施可能となる。アクセス警告方式は、日本国憲法に定められた「検閲の禁止」に明確に抵触し、許されない。</p> <p>P.2 ○ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為の適法性等について 「ダウンロードの違法化のための法制度整備」 意見：損なわれた権利者の利益は、違法サイト運営者等への民事訴追により弁済を求めるべきである。日本国憲法に定められた「検閲の禁止」を伴うダウンロード違法化を進める必要はない。</p> <p>P.4 <アクセス警告方式の実現に向けた検討課題> 意見：アクセス警告方式は日本国憲法に定められた「検閲の禁止」に抵触する、アクセス警告方式の実現ありきの検討は許されない。</p> <p>P.7 <その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討> 意見：アクセス警告方式は日本国憲法に定められた「検閲の禁止」に抵触する。アクセス警告方式の実現ありきの検討は許されない。</p> <p>《参考資料1》</p> <p>P.2 インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策 意見：サイトブロッキングという日本国憲法で定められた「検閲の禁止」に抵触する行為をすることは許されない。著作物の送信権に抵触する“アップロード”を実施した者を特定し、刑事・民事によりその責を負わせるべきである。なお、現在の警察組織はサイバー犯罪に対する捜査力が技術面で圧倒的に不足している。各県警ごとにサイバー犯罪対策部署を組織するのではなく、全国一体的なサイバー犯罪捜査組織を構築すべきである。</p> <p>《参考資料2》</p> <p>P.3 通信当事者の有効な同意がある場合 「通常の利用者であれば承諾することが想定される…包括的な同意でも有効な同意といえる」 意見：通常の利用者が承諾するかどうかは、事務局の一方的な思い込みである。特に通信のフィルタリングは日本国憲法に定める「通信の秘密」に抵触する行為である以上、国の機関たる事務局の一方的な思い込みで「包括同意がある」と定めるのは、公務員の資質を疑う行為である。</p> <p>P.3 違法性阻却事由がある場合 「緊急避難の要件」 意見：人権への犯罪である児童ポルノブロッキングの場合と異なり、海賊版は本質的には財産権に係る犯罪である。犯罪者の特定により民事で弁済を求めることが出来る以上、緊急避難の要件には該当しない。</p>	個人62
170	1	<p>権利者、消費者団体の権利の保護と利用のバランスが取れるよう議論すべき。権利者はマンガであれば出版社ではなく、作品の作者であるマンガ家を招聘すべき。</p> <p>共通認識といっても、通信の秘密は基本的人権であり、それを毀損しうるアクセス警告方式は導入すべきでなく反対であるという共通認識で議論が進むよう強く望む。</p>	個人63
171	2	<p>違法アップロード者への迅速な広告停止、サイト閉鎖、損害賠償請求ができる道筋を議論すべき。ネット利用者への執拗な規制強化は検閲の歯止めが破綻し著しく情報アクセスの自由と知る権利を毀損する。</p>	個人63

172	3	幅広いユーザーへの意見がこのパブリックコメントのみであってはならない。	個人63
173	4	民間主体は行政の責任放棄であり、通信の秘密の侵害に対してユーザーから提訴される責任を民間が背負う形になる。	個人63
174	5	マンガ、アニメ等で海賊版サイトによる侵害行為に加担することは抑えるよう啓発キャンペーンを継続すべき。通信の秘密を毀損するアクセス警告方式は導入しないという前提で議論すべき。	個人63
175	6	通信の秘密が侵害されるので、アクセス警告方式の後、海賊版サイト閲覧でさえ違法化され、規制強化の輪が際限なく広がる。アクセス警告方式は反対である。	個人63
176	全体	<p>私は本件アクセス警告方式に反対である。</p> <p>～論旨～</p> <p>1.本件アクセス警告方式は原理上全ユーザーの通信を検閲する必要がある、日本国憲法第21条第2項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」に反する。</p> <p>2.また同じく、電気通信事業法（第4条・第179条）、有線電気通信における通信の秘密は有線電気通信法（第9条・第14条）、無線通信における通信の秘密は電波法（第59条・第109条）により保護されている通信の秘密を侵害するため違法性が高い。</p> <p>3.仮に約款などによるユーザーの同意があったとしても、上記違憲性、違法性の観点から当該約款は無効である。</p> <p>～対案～</p> <p>海賊版などのネット上の著作権侵害対策専門の通報窓口を設置し、権利者に限らず広く通報を受け付けるのが望ましい。通報者が権利者であることが十分に確認できれば、事業者による当該ページへのブロックングを行い、権利者以外の者からの通報を受ければ、権利者へ直接連絡を取れる方法を模索すべきである。</p>	個人64
177	全体	アクセス警告方式では、どのウェブサイトにも警告を表示するのか厳密な基準がなければ、海賊版サイト以外のウェブサイトに対しても適用されかねません。例えば、パロディや二次創作などが掲載・投稿されているウェブサイトのほか、検索サイトでは著作権を侵害している画像が表示される場合もあり、曖昧な基準ではそのようなサイトまで違法なサイトであると警告が表示されるようになる可能性があります。対象となるサイトが海賊版サイトに確実に限定されるような基準が定められないのであれば、アクセス警告方式を実施することはインターネットの利用を萎縮させます	個人65
178	全体	<p>具体的な方策の方針として挙げられたアクセス抑止方策を採用する有用性、意義が、憲法に示された検閲の禁止、思想、内心の自由を保障する条文の権限侵害を経てなお必要である点の議論がまったくされていないため、その点をまず明確にすべき。</p> <p>アクセス抑止方策を具体的に検討するより前に対処すべき事項がどのくらいあるか、なぜ今、人権侵害を犯してまでアクセス抑止方式を具体的方針としてあげる必要があるのかを明確にすることが優先である。</p> <p>また、アクセス抑止の基準について、決定方針、内容、基準の明確さ確定方法に透明性があり、かつ国家政府もしくは運用組織による濫用を防ぐ手段、手法を明確にする必要性があり、それはアクセス抑止施策の具体的成立より優先して議論し決定すべき事項であると強く感じている。</p>	個人66
179	1	海賊版対策の議論は、権利者・知財法制度の専門家・ユーザ等、幅広い国民の意見を受け行うべきだ。その際、現行の法制度・現状の海賊版被害等の正しい事実に基づく議論が行われるよう、注意を要する。	個人67
180	2	国民の基本的な権利のひとつである情報の収集・活用の自由を支える重要な基盤の一つがインターネットだとの前提に基づき議論するべきだ。	個人67
181	3	<p>海賊版対策の検討では、海賊版サイトへのアクセスを行わないユーザに限らず、幅広いユーザの意見を含む幅広い国民の意見を募る必要がある。</p> <p>なお本論点に関連して、「アクセス抑止方策に係る検討の論点」に対する意見募集は、公募から締め切りまでの募集期間が行政手続法に定義された「原則30日以上」との期間に満たない。その上当該期間には10連休も挟まれており、「幅広いユーザの声に耳を傾け」た意見募集とは言えない。十分長い期間を設定し、再度意見募集を行うことが必要だ。</p>	個人67
182	4	アクセス抑止方策は、その当事者の如何に関わらず、情報の収集・活用の自由や表現の自由、通信の秘密といった、国民の基本的な権利の制限に直結する。故に、その詳細調整・実施が民間部門において主体的・主導的に進められる場合でも、官界部門（政府・総務省等）は国民の権利を保護する立場から、民間部門の取り組みを規制すべきだ。なお同様の観点から、アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施を、官界部門が主体的・主導的に推進することは、民間部門がそれを推進すること以上に不適切だ。	個人67

183	5	アクセス警告方式が導入できるのは、「通信当事者の有効な同意がある」又は「正当防衛・緊急避難の要件を満たす」場合だ。海賊版サイトへの接続を明確に意図するユーザはアクセス警告方式に同意しない、又は同意しても警告を無視し接続するであろうことから、通信当事者の有効な同意を要件とした場合、当該方式は海賊版対策として有効でない。また、既に海賊版サイト「漫画村」は運営者が特定され閉鎖される等、現行制度下でも対抗手段があることから、正当防衛・緊急避難の要件が満たされるとも解しがたい。これは通信事業者に対してアクセス警告方式の導入を義務付ける法制度の改正がなされない限り、海賊版の複製行為が違法化されても同様だ。	個人67
184	6	アクセス警告方式は、情報の収集・活用の自由や表現の自由、通信の秘密といった、国民の基本的な権利の制限に直結する。また、海賊版サイトへの接続を明確に意図するユーザはアクセス警告方式に同意しない、又は同意しても警告を無視し接続するであろうことから、海賊版対策としても有効でない。アクセス警告方式に有用なメリット・効果は認めがたい。	個人67
185	7	アクセス警告方式は、情報の収集・活用の自由や表現の自由、通信の秘密といった、国民の基本的な権利の制限に直結するが、これらの権利は集団としての国民全般ではなく、ひとりひとりの国民個人の自由・法益を守るために存在する。アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、ひとりひとりの国民個人の同意は必要不可欠だ。	個人67
186	8	アクセス警告方式は、全国民の通信を監視し介入する点では、サイトブロッキングと大差なく、サイトブロッキングと同様の技術的な課題がある。	個人67
187	9	アクセス警告方式は、情報の収集・活用の自由や表現の自由、通信の秘密といった国民の基本的な権利の制限に直結するものである。また、海賊版サイトへの接続を明確に意図するユーザはアクセス警告方式に同意しない、又は同意しても警告を無視し接続するであろうことから、海賊版対策としても有効でない。アクセス警告方式導入・実施は国民にとって有害であり、それに伴うコストの発生は容認できない。	個人67
188	10	何より先に「各種手段の海賊版対策としての有効性についての比較・検討」を行うべき。アクセス警告方式は、海賊版サイトへの接続を明確に意図するユーザは同意しない、又は同意しても警告を無視し接続するであろうことから、海賊版対策として有効でない。一方、海賊版のアップロード・公開・サイト運営を行う者への対抗措置は、既に海賊版サイト「漫画村」の運営者が特定されサイト閉鎖に至っていることから、海賊版対策として有効性が期待できる。各種手段の有効性を比較・検討しない、特定の手段の導入ありきの議論には反対する。	個人67
189	全体	国民の基本的な権利の制限に直結し、海賊版対策としても有効でないアクセス抑止方策の導入に反対する。特定手段の導入ありきで議論するのではなく、各種手段の海賊版対策としての有効性を比較・検討することから始めるべきだ。	個人67
190	全体	完全に反対である。 国民の通信の秘密を侵害する謀略であり憲法を侵害する国賊は万死に値する。	個人68
191	全体	検討しているISPによるアクセス警告方式は、実質的に通信を検閲するもので憲法21条に抵触する点から反対します。法改正を伴わない体裁を取るために、ISP各社の従業員に憲法に違反する行為を事実上強制する点でも不適切です。海賊版対策を行うならば、正規サービスの拡充、広告出稿業者への規制といった先ず可能な対策は大量にあります。通信の秘密を侵害するような対策、憲法に保障された国民の権利を損なうような対策は全く不適切であり、一国民として強く反対します。	個人69
192	1	アクセス抑止方策について、関係者の共通認識のもと幅広いユーザーの声に耳を傾け議論を進めることに賛成である。業界関係者としての漫画家・クリエイターはもちろんのこと、インターネットに関わるユーザーを対象に、幅広くヒアリングをすることは必要である。今日のインターネットは、情報インフラとしての性格を持ち多くの市民の生活の一部である。したがって、市民への影響を考えた上でアクセス抑止方策を設計するべきである。	女子現代メディア文化研究会

193	3	<p>アクセス抑止方策について、関係者の共通認識のもと幅広いユーザーの声に耳を傾け議論を進めることに賛成である。業界関係者としての漫画家・クリエイターはもちろんのこと、インターネットに関わるユーザーを対象に、幅広くヒアリングをすることは必要である。今日のインターネットは、情報インフラとしての性格を持ち多くの市民の生活の一部である。したがって、市民への影響を考えた上でアクセス抑止方策を設計するべきである。</p>	女子現代メディア文化研究会
194	5	<p>「アクセス警告方式」の実施の前提について議論することに賛成だが、その方式が、問題となっているいわゆる海賊版サイトへのアクセスを抑制する目的を達成する手段として妥当か否かという前提についても、議論するべきであると考えます。</p> <p>「アクセス警告方式」は、海賊版サイトへのアクセスを抑制する目的を達成する手段としては妥当とは言い難い。なぜなら、海賊版サイトの種類によっては用いること自体困難で、著作権についての啓蒙効果もさほど期待できないからである。</p> <p>「アクセス警告方式」の実施の前提について議論するべきである。それは、違憲性の有無を今一度確認すること、また、海賊版サイトへのアクセスを抑制するという目的を達成する手段が、「アクセス警告方式」でなければならない必然性について議論することを含めてである。</p> <p>この度の「アクセス警告方式」は、ISPとの約款にその方式を用いる同意の許諾を記載することで、個々のユーザーごとに個別に同意を得ることにより、ユーザーとの「真性の同意」が成立することだが、そう断言するのは可能だろうか。</p> <p>上に述べたように、インターネットは今日では情報インフラとしての性格を持つ。それは、IoT技術やウェアラブル端末の開発が進む今日において、インターネットなしに市民の生活を成り立たせるのは困難さを伴うということである。市民は、逃れようなくISPに関わらざるを得ない状況があるのだから、約款への同意といっても、約款に同意する以外に選択肢がない点では止むを得ず選択した不本意な同意を含む状況がある。致し方なく不本意に同意せざるを得ないならば、半ば強制的な同意で強要に近いわけで、これが「真性の同意」として成り立つかといえれば疑問が残る。したがって、違憲の可能性は払拭できない。そのように、通信の秘密を侵す違憲の可能性を払拭できないにもかかわらず、「アクセス警告方式」を採用する利益は、さほどではないのではないかという疑いがある。</p> <p>近年ではYouTubeで漫画海賊版が配信されている（漫画のページそのもので、物語丸ごとを順番に静止画の映像として配信する内容で、引用とは異なる。この動画「進撃の巨人117-日本語版 Attack On Titan 117 Full JP」 (https://www.youtube.com/watch?v=D4eE5LxUqv8) のような例) が、短期間配信し儲けを出しては、動画やアカウントを消すといった状態となっている。こうした種類の漫画海賊版サイトに対しては、アクセス警告方式は用いること自体が困難だと考える。</p> <p>まず、ユーザーがYouTubeのこのアカウントにアクセスしようとした時や、まして、YouTubeのトップページにアクセスしようとした時に、アクセス警告のアラートを出すなどということは、現実的には実現し難いだろう。また、短期間の配信のため、悪質な海賊版サイトとして選定するのにかける時間より先に、サイトが消滅するのではないかという疑いもある。</p> <p>したがって、このような種類の海賊版サイトに「アクセス警告方式」を用いるのは困難であろうし、この方式を有効に用いることができるかについては、議論の余地がある。</p> <p>それよりは、現状のYouTubeの規約で、YouTubeの配信動画に海賊版の動画を発見したとしても、著作権者や代理人でなければ著作権侵害として報告できないことにより、海賊版サイトが放置されるのだから、それについて方策を講じる方がはるかにスムーズだろう。例えば、著作権者に報告するための窓口を、YouTubeか出版社かのどちらかに設置するなどの手段の方が、現実的ではないだろうか。</p> <p>そして、「アクセス警告方式」による啓蒙効果だが、資料（総務省から公開された資料の「別紙1」）で示されるアラートで、ユーザーが即座に著作権を重んじるようになり、海賊版サイトの利用について罪悪感を抱くようになるというのは、いささか安直ではないかとも考える。</p> <p>それよりは、例えば、デザイン・クリエイティブ業界向けの雑誌や書籍のように、海賊版サイトユーザーの中心層が読む漫画雑誌等に著作権についてテーマにした連載や特集を設け、上記のアラートのように数行のコメントに終わらすことなく、数ページを割いて解説をすることを繰り返すという情報伝達の方が学習効果があるのではないか。さらに言えば、学校教育の中で、著作権について扱うことが学習効果があり啓蒙につながるのではないか。</p> <p>以上から、「アクセス警告方式」は、違憲の可能性が残る反面、場合によっては用いるのが困難で啓蒙効果もさほども期待できないし、他の手段を検討する方が現実的で望ましいといえる。したがって、「アクセス警告方式」は、海賊版サイトへのアクセスを抑制する手段としては妥当とはいえず、必ずしも「アクセス警告方式」をその手段として用いることに固執する必要はないのであって、他に効果が期待できる手段を模索するべきであるといえる。</p>	女子現代メディア文化研究会
195	1	<p>本来「得べかりし利益の損失」についてどの程度の規模であるか具体的な金額を持って重大性や即時性また緊急非難的対応をすべきか決定されるべきところ、出版業界からはアクセス数x単価の価値しか昨年来いつまでも提示されずそもそも公費やISPなどの第三者の費用を用いてまで国民生活に大きな影響を及ぼす対応をすべきか、甚だ疑問がある。故に出版業界にここまで肩入れしなければならない理由が不明である</p>	個人70
196	2	<p>原則論としてインターネットの社会インフラとしての重要性に鑑みて、インターネットの本質的な技術骨子や特徴を歪める政策を許すべきで無い。</p> <p>具体的には、過去現在から将来へ向けても検討されているセキュリティを含めた原則は、「エンド・トゥ・エンド」ネットワークという点である。これはエンド・ユーザーとサービス事業者(エンドユーザーが真に通信したい相手)間の通信は完全に外部からは秘匿であり介入できない前提のネットワークインフラを保証しようとしている。しかるにISPといった通信の当事者または提供者による秘密の暴露などの介入を半強制的に求めることはインターネットの本質からは踏み出しすぎており、将来我が国の通信行政において多大な遺恨を残すであろうと強く危惧する。</p> <p>現在世界がナショナリズムへ傾きつつある中、インターネットや通信への国家の介入が多く報道されこれは欧米も例外で無くなってきている。その中で我が国は唯一と言って良いほど実際に国家が通信やコンテンツに全く介入することも無くまた憲法や電気通信事業法などでも通信の秘密を強く認めており、世界に対してまさしく誇れる誉では無いのか。これを守るべきが我々世代の義務であるはずだ。</p> <p>その点で海外事例や他国での動向は今回の問題では全く参考するべきで無く非常に有害な意見とすら言えよう。</p>	個人70

197	3	<p>論点1と同様、出版業界からはアクセス数x単価の価額しか昨年来いつまでも提示されず、本当の「得ばかりし利益の損失」についてどの程度の重大性や即時性また緊急非難的対応をすべきか、一般のユーザーへも協力を要請する説明の根拠としては無理があるのではないか。</p> <p>また別視点だが、海賊版サイトユーザーは単なる「悪」として切り捨てられていると思うが、何故彼らが悪いと分かっているにもかかわらず海賊版を利用するのか、調査や話を聞く機会は果たしてあったろうか。そこにも大きなヒントが隠されていないだろうか。</p>	個人70
198	4	<p>論点1と同様、昨年春に出版業界から要請があった時点からして事の重大性や即時性また緊急非難的対応をすべきか否かがまるで他人事の如く、国が対応して当然の如き投げかけようであった。他の民間部門との協調についても未だにそうした環境は整備されておらず、まずは出版業界「全体」が自助努力を見せるべきではないか。</p>	個人70
199	5	<p>二段階で考える。</p> <p>まずその時点で「対処」すべき海賊版サイトやリーチサイトはどこなのか、決定しなくてはならない。方法論や根拠が必要になるがこの項では述べない。しかしいずれにせよサイト名やURLの情報公開は必要になる。たとえアクセス警告形式を導入するにせよ、インターネットユーザー自身が具体的なサイトリストを知らずにいてよいことはないはずであるからだ。</p> <p>次にそのリストを持ってアクセス警告を行うのか、あるいは公表してしまうのも重要である。事実昨年春の漫画村は大きな話題となることですぐにサイトを閉鎖してしまった。ユーザー一人一人にただ警告するよりはまず「海賊版サイト」であることは業界の啓蒙と絡めて広く公表するだけで十分効果があるのではないか。</p>	個人70
200	6	<p>性善説に基づいた「警告」以上の効果は無いものとする。論点5で述べたとおり、「公表」の方がより効果があるほどではないか。</p>	個人70
201	7	<p>専門的に論じられないが、後述するが「検閲」を伴うことは確実と考える。その場合包括同意どころか個別同意でも事足りるといえるかどうか。</p> <p>また従前より指摘されているとおり、少なくとも同意済みまたは未同意ユーザーがどこへアクセスしようとしているかは常に管理されまたは記録されることになる。これはインターネットのエンド・トゥ・エンドの原則からすると不足の問題である。昨今警察など司法当局が捜査関係事項照会書を用いた個人情報取得を容易に行っている現状に鑑みると、それぞれは別の問題であっても容易に点と点とは繋がり一気にその気になれば監視可能な社会ができあがってしまうかもしれない。</p> <p>それはただの杞憂だとしても、「点」を作っておくような理由は現時点では難しいと考える。</p>	個人70
202	8	<p>論点7に関連して、例えばDNSサーバーフィルタリングであろうとISPネットワーク機器やプロキシサーバであろうと、「バックエンドサイド」での対応では必ず検閲となり得る。故にバックエンドサイドでの対応についての検討は行う必要はなく、行うべきでもない。</p>	個人70
203	9	<p>論点1および4と同様、出版業界がこれをすべて負担すべきであり、今後のモデルケースとすべきだ。公費もできるだけ支出すべきではない。</p>	個人70
204	11	<p>ここでは例えばブラウザの拡張機能にてURLマッチングして警告を出す方法と想定してみる。この場合は「バックエンドサイド」での対応とは異なり、エンド・トゥ・エンドの一方のエンド上だけでの対応となるので、検閲や通信の秘密に抵触する問題もアクセス履歴が流出するなどの心配も(拡張機能がセキュアに保たれていることが確認される前提で)原則的には無い。</p> <p>しかしながら論点5で述べたようにこうした「海賊版サイトリスト」を公表するだけで(少なくとも最初は)十分な効果があるものとする。</p>	個人70
205	12	<p>ブラウザの拡張機能を新たに開発しユーザーにインストールしてもらいたいと考える。</p> <p>その他家庭内のルーター機能や通信に介入するアプリケーションをPCやスマートフォン用に提供するなどの方法も提案されると思うが、論点7および8の「バックエンドサイド」での対応とほぼ同様の問題となるため、そちらについては反対する。</p>	個人70
206	13	<p>ブラウザの拡張機能を新たに開発しユーザーにインストールしてもらいたいと考える。</p> <p>その他家庭内のルーター機能や通信に介入するアプリケーションをPCやスマートフォン用に提供するなどの方法も提案されると思うが、論点7および8の「バックエンドサイド」での対応とほぼ同様の問題となるため、そちらについては反対する。</p>	個人70
207	14	<p>論点1および4と同様、出版業界がこれをすべて負担すべきであり、今後のモデルケースとすべきだ。公費もできるだけ支出すべきではない。</p>	個人70
208	1	<p>検討の契機となった漫画の出版社だけでなく、著作権者たる漫画家、対策の対象となる漫画以外の著作物（文学・学術など漫画以外の刊行物、ソフトウェア・ゲーム等）の著作権者も参加し、正当な引用などに対する萎縮効果が起こらないよう慎重に議論を進めるべきである。</p>	個人71
209	2	<p>自律分散協調によって維持されてきたシステムであることに加えて、エンドツーエンドの原則や、TLS・DNSSec等のセキュリティ対策と両立する技術的方策を検討すべきである。</p>	個人71

210	3	全てのネットユーザに影響することを踏まえて、海賊版サイトにアクセスするユーザだけでなく、幅広いユーザや、ネットユーザにアクセス環境を提供する通信事業者、世界中のプラットフォーム事業者、基盤ソフトウェア開発者から理解を十分に得て進めるべきである。	個人71
211	4	運用によっては表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密など国民の基本的な権利に関わることから、民間部門の独断で行うのではなく、民主主義の手続きを経て公平・公正に進めるべきである。	個人71
212	5	海賊版サイトへのアクセスの抑止および海賊版サイトを利用することの問題点について啓発を行うことを目的に実施することが想定される。ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法でない場合、ユーザに対する脅しにしかならない上、どのようなサイトの閲覧に対して警告を行うかの線引きが難しく、事業者が対応を実施する法的根拠の説明が難しくなる。	個人71
213	6	利用者が海賊版サイトと知らずに係るサイトにアクセスすることを抑止し、海賊版サイト利用者を訴追する場合、情を知ってアクセスしたことを裁判で立証しやすくなるのではないか。	個人71
214	7	アクセス警告方式の運用によっては国民の基本的な権利に抵触しかねないことから、個別の同意を取得すべきである。	個人71
215	8	DNSSec等の技術との共存が困難である。主要なサイトがTLS化されているところ、TLS通信のセッションに対して警告を挿入することは難しく、これを技術的に可能とした場合はセッションハイジャック等に悪用されることが懸念される。	個人71
216	9	アクセス警告方式の導入実施に係るコストは、主に海賊版サイトのリスト整備費用、インフラ構築費用に大別される。実施のためのコストは原則として受益者負担とすべきである。	個人71
217	10	アクセス警告を表示した相手先のログは、海賊版サイト利用者を検挙する上で重要な証拠となるが、その取り扱いについては通信の秘密の趣旨を踏まえて慎重な議論を要する。	個人71
218	11	網側でアクセス警告方式を導入することと比べ、端末側での対応策は要する費用が小さく、TLSやDNSSec等のセキュリティ技術と共存しやすい。	個人71
219	12	ブラウザ自体に組み込まれている機能を活用するか、広告ブロッカー等のために提供されているブラウザ拡張の仕組みが利用できる。	個人71
220	13	利用者による操作が煩雑となり、利用が広がらないことが懸念される。	個人71
221	14	端末側で既に実装されている仕組みを活用でき、新たなインフラ構築を伴わないことから、リスト整備費用のみで実施できると考えられる。	個人71
222	15	海外のブラウザベンダーが、明確な法的根拠なく日本の利用者に対して端末側でのアクセス警告方式の実施に協力できるかどうか疑わしい。	個人71
223	全体	<p>「海賊版サイト」の規制については昨今から様々な議論があるが、抑止策についてはいずれも検閲にあたる運用になりかねないものが多く、アクセス警告方式もその一つである。</p> <p>まず、「ISPがネットワーク上でユーザーのアクセス先をチェック」することについては、「ネットワーク上でユーザーのアクセス先をチェック」する行為自体が検閲にあたると思う。ユーザーがネットワーク上の情報を自由にやり取りできる現状を阻害するものであり、また「海賊版サイト」の基準すら曖昧に運用されている現状を鑑みるに、誤って「海賊版サイト」と認定されたサイトが発生した場合、当該のサイトへのアクセスが著しく阻害され、ユーザー及びクリエイターの双方にとって不利益につながると考える。</p> <p>また、出版社の正規のコンテンツを頒布する手段についても検討してほしい。現在出版社は独自のアプリケーションを開発、頒布しているが、コンテンツの購入に加えて広告の削除に課金を要するものや、ユーザーインターフェースの設計が不十分であるもの等があり、ユーザーエクスペリエンスを下げている。一方、「海賊版サイト」については、ユーザーインターフェースの設計が十分になされているものが多く、ユーザーエクスペリエンスが高いため、正規の頒布手段においてユーザーエクスペリエンス上の不満を抱えたユーザーが、「海賊版サイト」に流入している現状があるのではないかと考える。</p> <p>従って、「海賊版サイト」を規制するためにアクセス抑止方策について十分な検討を重ねることはもちろん、出版社がよりユーザーエクスペリエンスが高い頒布手段を採ることが必要だと考える。</p>	個人72
224	1	共通認識は形成されていないように思います。会議の参考人に規制反対派を増やしてみてもいいですか？	個人73

225	2	ネットのあるべき姿は「解放」かと存じます。	個人73
226	3	必要です。広報は十分でしょうか？このパブコメの応募期間も半月少ししかないようですが？	個人73
227	4	国家はアクセス制限指導より違法アップロードおよびサイト運営者の逮捕に尽力すべきです	個人73
228	5	違法アップロード対策の方が先です。	個人73
229	6	メリットを感じません。	個人73
230	7	個別も包括も、まずアクセス警告方式がまるで知られていないのでは？	個人73
231	8	技術的な問題ではなく法的な問題です。	個人73
232	9	財政的コストだけではなく、認定機関による違法サイトとの誤認定や嫌がらせの出鱈目密告、引用を伴う言論の委縮などの社会的コストもご検討ください。	個人73
233	10	これが反政府系言論抑圧のための予行演習ではないかという懸念があります。	個人73
234	11	メリットを感じません。	個人73
235	12	既に民間のセキュリティアプリケーションが存在します	個人73
236	13	技術的な問題ではなく法的な問題です。	個人73
237	14	財政的コストだけではなく、認定機関による違法サイトとの誤認定や嫌がらせの出鱈目密告、引用を伴う言論の委縮などの社会的コストもご検討ください。	個人73
238	15	これが反政府系言論抑圧のための予行演習ではないかという懸念があります。	個人73
239	全体	とにかく対応策にかたくななまでに「違法アップロードの摘発」が無いのが気になります。 既に漫画村運営者の特定は進んでおり、特定が困難だから仕方ないという言い訳は通じなくなっております。 これでは言論弾圧の下地作りに海賊版問題を利用していると言われても仕方ないのではないのでしょうか。 フィルタリングでは、ネットカフェなどを利用した時まったく無害な掲示板や政治系ブログなどにアクセス不能になった経験があります。いくら警告を出すだけとはいえ、誤認定の危険は常にあります。 アクセス警告・制限やブロッキングはいったん取り下げ、ユーザーへの啓発運動や違法アップロード者の割り出しに傾注すべきではないのでしょうか。	個人73
240	全体	アクセス警告方式の導入に反対いたします。 海賊版サイトへアクセスした際の警告を行うためにはそもそもネットワーク上のあらゆる通信を監視する必要があり、憲法で保障された国民の通信の自由を害することになります。先に行われた海賊版サイトのブロッキングの導入の議論においても、同様の懸念が多数あり、結果的に導入が見送られたことは総務省の方々もご存知かと思えます。 もちろん漫画の海賊版サイト対策は必要だと思いますが、そのために国民の通信の自由を蔑ろにしていいとは思えません。まず行うべきなのはサイト運営者などの逮捕、正規の漫画読み放題サービスの利用の促進など、国民の権利を害さない方法ではないのでしょうか？ 上記の理由から、アクセス警告方式の導入には反対です。	個人74

241	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトへのアクセス時に警告画面をユーザに表示するためには、当該サイトに偽装して警告ダイアログを表示する画面をユーザに対して応答する必要があると思われるが、これを実現する為にはユーザの通信を改竄する必要があるように見える。これは単にアクセスを遮断するブロッキングよりインターネットユーザへの影響が大きい方式であり、単なるブロッキングより害の大きい方式であると思われる。またそれにもかかわらず同意を得さえすれば可能であると考えるのは無理があるのではないかと思う。 ・近年のインターネットでは安全等のために多くのサイトがhttpsの暗号化された通信を使用してサイトを提供している。そのため、上記のようにダイアログにサイトの内容を置き換えようとしても不正に書き換えられたコンテンツとして認識されるため、ダイアログを表示することは不可能であるように思う。 ・ルート証明書をインストールする等によりhttpsの暗号化を無効化することは不可能ではないとは言えるが、これはユーザの個人情報や決済情報に対して行なわれている暗号化による保護を無効化する物であり到底受け入れられる物ではない。 ・約款による事前包括同意について、これは事実上の強制となるように思える。例えばオプトアウトした場合に警察の捜査対象になることが近年の傾向を考えると十分にあり得るように思われるため(*1)、そのようなことが起こらないようにしなければならないと思われる。 ・青少年の利用する携帯電話で行なわれているフィルタリングについて説明されているが、これはあくまで未熟な青少年を保護するために保護者の判断によってインターネット利用の自由度を制限している物である。決して全国民に対して要求することが可能な物ではないと思う。 ・ユーザの端末に対してアプリケーションのインストールを要求する場合、潜在的にユーザの端末上での全ての行動の監視等までが可能となる可能性がある。実際にそのような悪意のある監視が行なわれることは無いと期待したいが、かなり強固に信頼をしているのでもなければ受け入れられない系統の物であると思う。 <p>*1: スマホゲームの運営会社から令状なしで位置情報を取得している可能性があるというニュースなどがあった https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201901/CK2019011402000103.html</p>	個人75
242	全体	<p>今回の海賊版サイトの撲滅・抑制の対策として、アクセス抑止対策はおかしいと考える。ISPIに対して、警告表示をさせるのではなく、海賊版サイトの定義を明確にし、定義に合致した海賊版サイトの運営管理者を特定することが、一番の海賊版サイトの撲滅・抑止対策であると考えられる。しかるに、それを怠り、その場限りの対策で、海賊版サイトがなくなるとは思えない。仮に、アクセス抑止をするのであれば、ISPIによる抑止ではなく、インターネットブラウザソフトの拡張機能や市販のインターネットセキュリティソフトによる抑止画面の表示で十分である。そもそも、ISPIに対してアクセス抑止を行うのか、理解できない。また、アクセス抑止するために、包括契約をおこなうというの、理解できない。個別契約で行うべきものではないかと思う。海賊版サイトの定義を明確にして、それに合致するサイトに対して、インターネットブラウザソフトの拡張機能もしくは、インターネットセキュリティソフトの機能として、抑止画面を表示させる方法にするべきである。まずは、海賊版サイトの明確な定義の設定と、それに合致するサイトのリストの作成及び、リストの配布を各インターネットセキュリティソフト開発者に行い、リストに基づく警告表示をお願いする方向で、話を進めてほしい。</p>	個人76
243	1	<p>そもそも、出版社や著作権者の財産権が国民の基本的な人権より優越されるかのような昨今の著作権をめぐる議論に大きな不信感があります。</p> <p>つい最近、子供の人権を守るための例外中の例外だった児童ポルノサイトへのブロッキングを、なし崩し的に海賊版サイトに適用拡大しようと画策したことを忘れてはいません。蟻の一穴。</p>	個人77
244	4	<p>民間主体の「自主規制」ほど不透明かつ客観性が無いものはありません。実施するのであれば、法律によって厳格化・明確化するべきと考えます。</p>	個人77
245	5	<p>現時点で違法行為でないことに対して、「警告」すること自体が不当であると考えます。</p> <p>また将来、静止画のダウンロードが違法化された場合であっても、閲覧自体は違法にならない可能性が高く、警告画面で同意したことをもって違法行為を行ったことにはなりません。同意が「海賊版であることを知りながら」という違法性の条件を満たしたとみなされたり、ISPから捜査機関への情報提供などがあってはならないと考えます。</p>	個人77
246	7	<p>アクセス警告方式は、ISPがユーザーの通信を常時監視して「警告画面」という形で介入するという点においては検閲行為そのものであり、検閲の禁止（電気通信事業法第3条）に明確に違反するものであると考えます。包括同意は論外であり、また個別に同意をとれば検閲が許されるというのであれば、法律の意味がありません。</p>	個人77
247	1	<p>サイトブロッキング方式、アクセス警告方式どちらであっても、通信内容の監視となりえるアクセス抑止方策の導入に反対する。インターネット上の海賊版の対策における関係者とは、権利者だけではなくインターネット利用者を含む必要がある。</p>	個人78
248	2	<p>通信の秘密および知る権利が侵されないことがあるべきネットワークの姿であると考えます。</p>	個人78
249	3	<p>幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要であることに異論はないが、パブリックコメントの結果をもって耳を傾け理解を得られたとはすべきではない。少なくとも検討会の構成員の過半数を利用者代表とし、最終的な報告書に利用者の意見が反映される必要がある。</p>	個人78

250	4	民間主導であったとしても、検閲であり、通信の秘密を侵すアクセス抑止方策には反対である。民間主導とすることで、情報へのアクセスの独占が起きることが危惧される。	個人78
251	5	アクセス警告方式は国民の通信を監視するものであり、検閲であり通信の秘密を侵害するものである。これは、ユーザによるダウンロード行為が違法であるか否かによる違いはない。	個人78
252	6	アクセス警告方式はブロッキングと違い情報を遮断していないといえるかもしれないが、通信を監視することに変わりはなく、メリットはない。	個人78
253	7	アクセス警告方式は検閲であり通信の秘密を侵害するものであることから、個別であっても同意が得られれば良いという問題ではない。同意を得られればアクセス警告方式を実施することは、同意をしなければインターネットを使わせないことにつながり事実上の強制となる恐れが高い。	個人78
254	8	アクセス警告方式は通信の監視を行うものであり、技術的な課題はブロッキングと変わらない。	個人78
255	9	前提としてアクセス警告方式の導入に反対であり、コスト負担以前の問題である。	個人78
256	10	アクセス警告方式の導入は検閲であり、通信の秘密および知る権利の侵害であることから法的・技術的課題以前の問題として導入されるべきではない。 海賊版サイトに対し、アップロード者に対してどのように権利行使をするかや広告収入を得られないようにすることをまず検討すべきである。	個人78
257	11	端末側でのフィルタリングであれば、不使用を前提とし、フィルタリングの存在を紹介するが使用しないことによる不利益が発生しない限りにおいて、ユーザが望まないサイトにアクセスすることを防ぐ効果があると思われる。	個人78
258	12	海賊版サイトの主な収入が広告であることから、広告を表示させないサービスの導入が考えられる。	個人78
259	13	フィルタリング対象の管理をどのように行うかという課題があると考える。	個人78
260	14	端末側での対応策を導入した場合、そのコストは利用者に転嫁されざるを得ないため、コストがどれだけかかり、それが利用料金にどれだけ反映されているか明示される必要があると考える。	個人78
261	15	端末側での対応策は端末側で閉じたものであるべきであり、使用の有無や使用者の通信を監視するといったことがないようにする必要がある。	個人78
262	全体	インターネット利用者の通信を監視するアクセス警告方式は、検閲であり、通信の秘密を侵害するものである。アクセス警告方式を前提とする検討に反対する。 海賊版サイトに対し、アップロード者に対してどのように権利行使をするかや広告収入を得られないようにすることではなく、個々の利用者の通信の監視ありきの検討がされていることを危惧している。	個人78
263	全体	以下の理由によりアクセス警告方式による海賊版サイト対策に強く反対します。 ・ISPがユーザーのアクセス先を常にチェックし警告を行う事は憲法に保障された「通信の秘密」への侵害、および電気通信事業法において禁止事項と定めた事業者による検閲になると思われます。 ・「ISPがユーザの同意に基づいてネットワーク上でアクセス先のチェック及び警告表示を行う」とありますが利用規約等に同意を盛り込まれ同意しなければサービス自体を受けられなくなる可能性がありその場合ユーザーに拒否する選択肢が無くなる為、事実上同意が強制となる恐れがあります。 ・警告表示では海賊版対策としての実効性がほとんど見込めないだけでいたずらにインターネット利用への萎縮を煽るだけになると考えられます。	個人79

264	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の秘密を侵すことはいかなる場合でも絶対にあってはならない。 海賊版サイトが直ちに違法性阻却事由に当たるかどうか、最高裁に寄る憲法判断を仰ぐべきである。海賊版対策で保護される私企業個人の利益が、日本国民全体の自由を保障した憲法に優る価値があるとは到底考えられない。 ・包括的同意やオプトアウトの同意の内容が保護されるのか不明確である。 〈拒否〉した場合に被る不利益が検討されていない。拒否した事実も通信の機密に関わるはずだ。警察等捜査機関からプライバシーとして拒否した事実も保護されるべきある。拒否した人が優先の捜査対象になる事態が懸念される。拒否しても同意しても同等に扱われるべきである。ところがこれが検討されていない。 ・通信ブロッキングの公平公正な実現性に疑問 アクセス制御による通信制御を、通信事業者とスマホ本体やPC本体にフィルタリングアプリを義務付ける場合、そのフィルタリングが適切かどうか、恣意的なフィルタリングが運用されていないかを公正に判断するのが難しい。たとえば出版社と著作者が、著作権の帰属で係争中の際に、いずれか一方の公開コンテンツが海賊版として公開停止判断されてしまう恐怖などが容易に想像がつく。 ・フィルタリング実現するソフトウェアの開発を日本国内で完結できない。 フィルタリング実現には、OSレベルでのセキュリティ確保が必要である。USAの事業者に協力要請が必要である。日本国内だけで完結する問題ではない。OSレベルでの制御が必要になる。令和の元号対応すら要請に失敗した総務省と内閣にまともなOS開発会社と連携し適切な運用での実現可能であるとは到底考えにくい。 ・技術的に、いちごっこで実現性が困難である。 通信の閲覧を行うためには、通信内容が閲覧可能なまま維持される必要がある。しかし、暗号化通信が世界標準になっており、VPNなどトンネル通信で回避可能な安価で手軽な技術が次々と出現している。アクセス制御方式を導入後にトンネル技術で回避された場合、規制の具体的成果をあげるために、トンネル技術を規制し暗号化通信そのものを違法化にする必要が出てくる。そのようないちごっこにより通信検閲が強化され既成事実化するほうが悪夢である。 ・回避ソフトウェア規制に至り、ソフトウェア産業の萎縮が懸念される。 またブラウザやOSのフィルタリング機構を回避するプログラムの配布も考えられる。トンネル技術や特定機能のソフトウェアは〈道具〉であり、どの様に使うかは利用者次第である。ところが、現状では〈無限ループを制作しただけで逮捕〉である。アクセス警告の周辺ソフトウェアをどこまで違法とするかも議論の対象になってしまう。間違いなく日本のソフトウェアを萎縮させてしまうであろう。コンテンツ海賊版は取り締まり利益を確保し、一方でソフトウェアの技術・産業を萎縮させることにつながる。特定法人の利益を保護すると揶揄される結果になる。 ・アクセス制御方式が「警告」であることが問題ではないか。 アクセス制御方式は通信遮断ではなく、警告をすることが目的と考えられる。通信遮断は容認できるが、警告とは「通信の検閲」の悪夢そのものである。警告で畏怖を煽り、検閲は常識であると認知させている。現案は憲法の主旨に到底そぐわないと考えられる。 ・海賊版の定義が曖昧。 著作物の場合、どこまでが引用でどこからか海賊版であるか線引がはっきりしない。 ・特定企業を利するだけではないか？ 著作権で保護する主旨は、海賊版を取り締り利益を独占するのではなく、広く普及させるコストに見合ってた利益を確保し国民の文化的生活に寄与するためではないか。出版社などコンテンツ流通の特定企業の利益を保護するためではない。海賊版の摘発や訴訟手続きの簡素化など、摘発に便宜を図るなら理解できるが、カドカワ保護法は市民として許容できない。 	個人80
265	全体	<p>アクセス警告方式の採用に反対します。</p> <p>第一に、各ユーザがどのサイトにアクセスするのかを監視することは電気通信事業法に定める通信の秘密の侵害にあたる。</p> <p>第二に、アクセス先のチェックを許すかどうかを各ユーザに判断させるのは、「あなたは殺されてもいいか？」を問うようなものであり、それに「Yes」と答えたら殺すのは違法で有ると同様に、ユーザが自身の通信内容の監視を許容したとしても監視する事は違法である。</p> <p>第三に、明確に犯罪である事象に対しては犯罪者の逮捕をもって完結させるのが筋であり、保安を強化するのは被害軽減のための補助であることを忘れていないか？</p> <p>第四に、フィルタリング対象を誰が決め、そのアドレスの正当性はどのように担保されるのか？透明性を持って開示できるのか？</p>	個人81
266	全体	<p>このような「包括的」「現場の裁量任せ」な判断で検挙されるのは、警察の努力不足であります。客観的な物証を提示しなくても検挙できる余地を残すことは司法の敗北です。まず第一に「誰もが」「数値で示される基準で」「きちりと線引きできる」基準を設けなければ、警察検察が恣意的に運用する可能性があります。法治国家なので、罪刑法定主義に則った条文にすべきです。</p>	個人82
267	全体	<p>アクセス警告方式について、これは通信パケットを経路の途中で改竄するものであると思われ、こういった方式が認められるようになれば様々な通信ソフトウェアの予想外のトラブルが発生すると思われる。</p> <p>問題のある通信にのみパケットの改竄が行えるかといえばパケットに対する誤検知が発生した場合多大な損害や障害が発生するのではないだろうか。</p>	個人83
268	全体	<p>インターネット上の海賊版コンテンツへのアクセス抑止方策のうち、技術的にはブロッキングに準ずるものとなるアクセス警告方式は、インターネットの可用性の低下を招く危険性がある。インターネット上での他者への権利侵害はもちろん適切に対処されるべきであるが、権利を侵害する情報流通を防止するための措置としてアクセス警告方式を用いることは、ブロッキングに準ずる影響があると考えられるため、導入ありきではない慎重な検討をお願いしたい。さらに、検討には費用対効果の観点も必要と考える。</p> <p>上記の観点より、重要と思われる論点に以下回答する。</p>	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

269	1	当然であり、尊重すべきである。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
270	2	当然でありこのように進めるべきと考える。 インターネット上での他者への権利侵害は適切に対処されるべきであるが、保護に重心を置き過ぎてインターネットの原則である自律・分散・協調が侵害されないよう、検討を行っていただきたい。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
271	3	多くの利用者に影響が及ぶと考えられることから、幅広い利用者の意見を聞くことが重要である。この観点を考慮した慎重な議論をお願いしたい。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
272	4	民間部門が主体的に判断を下した上で進めることが望ましい。 「公的部門は民間の各ステークホルダーの連携・協力、及び相互理解が進むよう、その後押しとなる支援を行うことが適当ではないか？」とあるが、公的部門の支援が前提とならないような検討を出発点としていただきたい。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
273	5	アクセス警告方式を行う理由、意義など実施の前提について議論すべきという点についてはその通りと考える。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
274	6	利用者によっては一定の抑止力になると考えられるが、海賊版コンテンツを閲覧またはダウンロードしたい利用者は、回避が可能であるため、効果は限定的だと考える。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
275	8	貴検討会では、技術的課題の検討においてメリット・デメリットとあわせて幅広く議論を行い、進めていただきたいと考える。 a. アクセス警告方式は、別の方策で回避が可能であることが、最大の技術的課題である。 b. 近年Webブラウザには、HTTPS通信に関するセキュリティ機構(HSTS)が組み込まれつつあるが、HSTSが組み込まれたブラウザにおいてはアクセス警告方式を導入した場合ブラウザから警告が出る可能性がある。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
276	9	受益者負担の原則に則るべきであると考えます。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
277	10	アクセス警告・アクセス抑止方式が導入された場合、フィッシングメールやスマートフォンやPCなどのアプリ配布サイトにて、警告・抑止回避アプリを装うマルウェアなどをダウンロードさせようとする事象が想定される。自己に対する影響を理解せずにそういったマルウェアをインストールしてしまう可能性のあるユーザー層への周知・対応について検討が必要と考える。	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
278	1	何をもって「海賊版」と定義するのかを明確に、かつ必要最小限まで絞り込む必要があると考えます。現在の著作権法ではグレーゾーンがかなり存在していることはご承知だとは思いますが、「海賊版＝著作権法違反のデータ」という事になれば、TwitterなどのSNS、youtubeやニコニコ動画などの投稿型動画配信サイトなど、広範囲にわたってアクセスが抑止される危険性があります。	個人84
279	2	現状、インターネットは個人が発言を発信できる場となっています。その利点を活かす方向で議論は進められるべきです。	個人84
280	3	私個人としては、いかに海賊版対策のためとはいえ、自分がアクセスしたサイトを他人に知られるのはあまりいい気分ではありません。憲法で保障されている通信の秘密にも抵触する可能性があるため、この点に関しては慎重の上にも慎重に議論していただきたいです。	個人84

281	4	アクセス抑止は検閲として機能させることも不可能ではないと考えるので、政権や政府の方針が変わった際に悪用される懸念があります。あくまでも民間主導で行われる方が比較的望ましいと考えます。	個人84
282	5	幅広いユーザーからの意見募集と議論は行うべきです。アクセス抑止方策はインターネットを利用する全ユーザーを24時間365日監視する方法であり、憲法で保障された「通信の秘密」に抵触する可能性がある状況があります。実施を前提とする前に、技術的・法律的・倫理的に実施できるのかを検討するべきではないでしょうか。	個人84
283	6	個人的にはメリットはほとんど無いと考えます。権利者の権利を守ることは大切ですが、それを守るために国民が手放さなければならぬものが多すぎると考えます。	個人84
284	7	あくまでも個々のユーザーの判断に委ねられるべきだと考えます。また、ユーザーの判断によって契約を変更できることは必須の条件であると考えます。	個人84
285	8	実際に実現可能かどうかも含めて、技術的な課題は可能かどうかを検討する必要があると考えます。	個人84
286	9	例えば、この方策の実施によって利用料金が上がるとすれば、海賊版サイトなど利用しないユーザーにとっては割に合わない負担となります。コストに関しては、権利者が支払うべきだと考えます。	個人84
287	10	アクセス警告は全ユーザーのアクセス記録を24時間365日監視しなければいけません。憲法で保障されている通信の秘密にも抵触する可能性があるため、この点に関しては慎重の上にも慎重に議論していただきたいです。	個人84
288	11	論点6でも述べましたが、個人的にはメリットはほとんど無いと考えます。そもそも海賊版などを利用するユーザーの方が少数派なので、多数派である健全なユーザーにはデメリットしかありません。	個人84
289	12	ユーザーの端末スペックは千差万別であり、挙動が重いシステムはそれ自体が問題であると考えます。技術的な課題を含めて慎重に議論する必要があると考えます。	個人84
290	13	ユーザーの端末スペックは千差万別であり、挙動が重いシステムはそれ自体が問題であると考えます。技術的な課題を含めて慎重に議論する必要があると考えます。	個人84
291	14	論点9でも述べましたが、海賊版サイトなど利用しないユーザーに負担を求めることには違和感を覚えます。コストに関しては、権利者が支払うべきだと考えます。	個人84
292	15	ユーザーが所有する端末は、当然ながらユーザーの財産でありプライバシーの塊です。その点を十分に留意したうえで議論を進めていただきたいと考えます。	個人84
293	全体	海賊版サイトの撲滅という目的に関しては同意するものではありませんが、その方法については懸念もあるところです。	個人84
294	全体	「アクセス抑止方策に係る検討の論点」に対する意見募集に関してアクセス警告方式の実施にはISPがユーザーのアクセス先を常時監視する必要があるが、結果的に海賊版サイト以外へのアクセスに関しても監視することになる。これはユーザー自身の犯罪行為等を理由に捜査令状が取られた場合を除けば、憲法で保障された通信の秘密を侵す極めて過剰な措置である。また、ISPが利用者に対してこれらの監視に対する同意を要求することは権利を脅かす不当条項に当たると考えられ、通信のみならず消費者契約法の観点でもユーザーに不利益を被らせる危険性が高い。海賊版サイトによる著作権侵害の問題は確かに深刻であり、著作権者の権益を守る必要性は認められるものの、そのために多数のユーザーの権利が脅かされることがあってはならないと考える。それらの対策は個別の法改正及び捜査に於ける要領の改善によって為されるべきである。また、現行法で言えば親告罪であるのでこれに関して適切な法整備も無しに介入すべきではない。	個人85
295	1	法規制の導入は不可逆的なもので、後世への影響も大きい「最後の手段」である。出版社が海賊版サイトと同程度に使いやすいサイトを作るのが先決である。個人や小規模グループが開発する海賊版サイトに、曲りなりにも国民に知られた大手出版社が負けるのは出版社の怠慢と言うしかない。	個人86

296	2	インターネットはend-to-endを前提としており、中間での何らかの介入は想定されていない。近年「通信の最適化」名目でキャリアが行った通信データの圧縮は、実際に問題を生じたところである。警告画面を挿入するアクセス警告方式はまさにこの轍を踏むものであり容認できない。	個人86
297	4	そもそもアクセス抑止方策の導入に反対であるが、民間で進めるのには強く反対である。多くの地域において、選択可能なISPは数社にとどまり、アクセス抑止への積極性/謙抑性で消費者が選ぶことは実質的に不可能である。居住する地方によって、通信の秘密の保護レベルが異なることは、一国民として看過できない。	個人86
298	8	近年増えているhttpsサイトでは本方式は実現できない。技術的に実現可能性のない施策を検討するのは時間の無駄なのでやめるべき。	個人86
299	3	(令和元年6月21日 総務省修正) 提出者からの申し出により、掲載を取り下げました。	個人87
300	4	「損害を受けた者が、損害を与えた者に対して、損害賠償を請求」するにはどうすればよいかについて、連携・協力して進めていくことには賛成である。しかし「アクセス警告方式」を実施するために行われるのであれば、反対である	個人87
301	全体	まずアクセス警告も検閲も絶対に行うべきではないです。 悪い大本を叩かず大多数に影響があるようなことを行うのは言語道断。臭いものに蓋をするのでは何の解決にもならない。 絶対に、ユーザーへの制限や警告は行うべきではありません。 そもそもユーザーの通信の秘匿を犯すものであり、さらなる中国のような検閲状態になる可能性につながる施策は絶対に阻止すべきです。 特に政府警察のやり方は今全くの信頼を得ていない状況です。 柔軟にいろいろ制限できるような仕組みは絶対に入れてはいけません。横暴なやり方をやれるようにしてはいけません。 何度も書きますが、悪いのはユーザーではなく運営者です。大本を断ち切る方を何とかすべきです。 それをしないで全ユーザーに対し検閲済みた所業は絶対に許されません。	個人88
302	全体	アクセス警告方式は憲法上保証された通信の秘密を侵害するものであり、認められない。	個人89
303	3	多くのインターネットユーザの声に耳を傾ける必要があることには同意するが、通信の秘密について電気通信事業者やプライバシー研究者ほどの厳格な理解をしている人が少ないことを憂慮する。ならびに、著作権を守るということについても同様のことが言える。	個人90
304	6	百害あって一利なしと考える。検索エンジンで圧倒的なシェアを有しているGoogleは、検索結果を操作してまで政府機関等の第三者からの盗聴・改竄を防ぐための常時暗号化を押し進めている。従って著作権の侵害を行い、公衆送信可能にする者も暗号化した上で送信することとなり、今回提案の警告文表示は、いわゆるマン・イン・ザ・ミドル、第三者攻撃になり、ユーザが使用する閲覧プログラムとサーバプログラムとの間で行われるサーバ証明書の検証時に異常判定され、閲覧プログラムの側で不正な接続と警告されるだけで警告文は表示されない。そして規制されたとしても、侵害者は規制の対象となっていないドメイン、もしくはIPアドレスへとサーバを次々に振り替え、善意の第三者、もしくはそれを騙った侵害者がそこへのリンクを掲示することとなる。仮に警告画面が警告を表示した後に侵害者のページにアクセスできるようなものであれば、善意の第三者、もしくはそれを騙った侵害者がサーバ証明書の検証を無効ないしは異常を無視するための手順情報を配信し、このような権利侵害について無頓着な閲覧者のセキュリティ意識を低下させることにもつながってしまう。このため別サーバを利用した警告文表示は、9割9分9厘無駄なあがきになってしまう。	個人90

305	8	百害あって一利ナシと考える。検索エンジンで圧倒的なシェアを有しているGoogleは、検索結果を操作してまで政府機関等の第三者からの盗聴・改竄を防ぐための常時暗号化を押し進めている。従って著作権の侵害を行い、公衆送信可能にする者も暗号化した上で送信することとなり、今回提案の警告文表示は、いわゆるマン・イン・ザ・ミドル、第三者攻撃になり、ユーザが使用する閲覧プログラムとサーバプログラムとの間で行われるサーバ証明書の検証時に異常判定され、閲覧プログラムの側で不正な接続と警告されるだけで警告文は表示されない。そして規制されたとしても、侵害者は規制の対象となっていないドメイン、もしくはIPアドレスへとサーバを次々に振り替え、善意の第三者、もしくはそれを騙った侵害者がそこへのリンクを掲示することとなる。仮に警告画面が警告を表示した後に侵害者のページにアクセスできるようなものであれば、善意の第三者、もしくはそれを騙った侵害者がサーバ証明書の検証を無効ないしは異常を無視するための手順情報を配信し、このような権利侵害について無頓着な閲覧者のセキュリティ意識を低下させることにもつながってしまう。このため別サーバを利用した警告文表示は、9割9分9厘無駄なあがきになってしまう。	個人90
306	追加	正規の配信サイトは著作権保護に留意した上で、著作権を侵害して配信する者が提供するサイト並の利便性を確保するべきである。	個人90
307	1	ご指摘の通りと考えます。アクセス抑止方針に係る全ての関係者の共通認識のもとで、丁寧な議論を進めていくものと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
308	2	ご指摘の通りと考えます。インターネットは基本的に誰からも束縛されることなく、日常生活のインフラへと変革を遂げてきました。広範囲かつ大量の情報と多彩なサービスの基盤となっているインターネットについては、現在のみならず将来における社会的な役割等を十分に考慮した上で、一部の対象のみの解決に偏った判断にならないことを希望します。	一般社団法人テレコムサービス協会
309	3	ご指摘の通りと考えます。規模的には、海賊版サイトにアクセスしない利用者の方が圧倒的に多いと考えられます。利用者の十分な理解を得て慎重に進めていくことを希望します。	一般社団法人テレコムサービス協会
310	4	ご指摘の通りと考えます。児童ポルノのブロッキング対策では、アドレスリストの作成及び管理を民間の中立機関が行っているという例が既に存在し、一つの参考になるものと考えます。 「あらゆる個人は自由にインターネットを使うことができる権利を持っている」ことを前提に、人間活動において今後益々多くの部分がインターネットを基盤とする技術を通じて行われていくことを最大限考慮した上で、国及び関係組織の影響を排除した形で厳格に進められることが必要であると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
311	5	ご指摘の通り実施の前提に関しては、しっかりと議論すべきものと考えます。また、利用者による海賊版コンテンツのダウンロード行為に係る違法性については、重要な論点であると考えています。 利用者への説明の局面では、ダウンロード行為が違法である場合の方が、説明が容易で理解を得やすいものと考えます。電気通信事業者はサービスを提供する上で利用者との様々な接点において、丁寧かつ広範囲に対応することが不可欠であると考えております。	一般社団法人テレコムサービス協会
312	6	アクセス警告方式のメリットとしては、ブロッキング方式と比較して利用者に対してその都度意思を確認することが可能であり、利用者の権利侵害が少ないということ等があると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
313	7	アクセス警告方式の実施については、電気通信事業法で定める通信の秘密に大きく関わるものであり、本来は個別に利用者の同意をとるべき性質のものと考えます。仮に包括同意のみで足るものとする場合については、利用者への周知徹底等をはじめとした利用者対策等は十分に検討しておく必要があると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
314	8	いつでもどこからでも接続できるというインターネットの特性上、アクセス警告方式については、技術的にネットワーク上のどのポイントで対応するのが適当なのかを、慎重に検討する必要があると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
315	9	詳細が定まっていない段階で、現在コストについて言及することは適当ではないと考えますが、相対的に負担が小さい方法の採用を要望したいと考えます。また、コストに関しては、その費用を誰が負担するのが適正かつ公平なのかについても議論すべきものと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
316	10	アクセス警告方式に係る日々のオペレーション等について、ICSAのような団体の必要性を考慮しつつ、利用者への周知方法等についても検討の必要があると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
317	11	端末側でアクセス警告を表示させる方法には、ネットワーク側で表示させる方法と比較して低コストで実施できるものと考えます。また、法的課題に対してもハードルは低いと思われ、早い段階での導入が期待できるものと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会

318	12	技術的には複数の方法があると聞いています。今後の議論の中で、より良い対応方法を検討していただきたいと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
319	13	スマートフォンのWEB接続等で既に導入されている主に青少年を対象としたフィルタリングサービスの状況等を参考例として、PC等も考慮した上で今後検討していくのが良いと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
320	14	端末側での対応方法と同時に、開発コストについても今後の検討が必要であると考えます。 端末提供事業者及び電気通信事業者においては、規模の異なる事業者が多々参入しているという市場環境を十分考慮して、対応方法の決定及びコスト負担の在り方について、丁寧な議論が必要であると考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
321	15	スマートフォンのWEB接続等で既に導入されているフィルタリングサービスの状況等を参考例として、今後検討していくのが良いと考えます。	一般社団法人テレコムサービス協会
322	4	アクセス抑止方策の検討に際しては、議論の大前提として、静止画ダウンロードの違法化や通信の秘密との関係性（静止画をダウンロードする行為すら違法とされていないなかで、単なる閲覧行為をなす通信を特定し警告表示することを目的に電気通信事業者が全利用者の全ての通信を網羅的に探索する行為の違法性阻却事由）等に関して、違法性がないことの法的根拠が明確に整理されることが必要であり、その整理なしに民間部門での検討を推進することは不可能。	一般社団法人電気通信事業者協会
323	6	インターネット接続事業者（ISP）が当該契約者の通信一般を検知し、特定のサイトへのアクセスを遮断し、警告を表示する「アクセス警告方式」は、当該契約者に判断の機会を設けるため、定性的には一定の抑止効果があるとの評価も考えられるが、利用者がオプトアウト等すれば海賊版サイトの閲覧が可能であり、更に警告画面が表示されても閲覧は可能である等、著作権侵害対策としての効果は限定的であるとも考えられる。関係者の共通認識のもとで議論するためには、アクセス抑止方策としてどの程度の効果があるのかについて丁寧な議論を通じて客観的な結論を得ることが重要と考える。	一般社団法人電気通信事業者協会
324	7	違法性阻却事由を約款変更による包括同意に求める考え方については、当該約款変更に関する利用者の受容性が高いことを明らかにしたうえで検討を進める等、その整理に従って、当該約款変更を行う事業者がリスクを負うことがないようしていただく必要がある。	一般社団法人電気通信事業者協会
325	8	ISPによって自社構築、ローミング/卸提供など設備構成が異なるため、全てのISPが対応可能な方式を採用する必要がある。	一般社団法人電気通信事業者協会
326	9	アクセス警告方式の導入に関しては通信フローの変更に伴うネットワークの大幅な改修やオプトアウト実施者向けのシステム開発など、相当規模になることが想定されるため、できる限り効率的なものとなるように、検討と議論を深める必要がある。また、アクセス抑止の効果を最大化する観点から、一部の電気通信事業者に限定した取組みとするのではなく、インターネット接続サービス（ISP、モバイル、Wi-Fi等）を提供する全ての電気通信事業者によって実施される必要があると考えられる。実現方式やコスト負担の在り方の検討に際しては、単に複数方式のメリット・デメリットを検討するだけに止まらず、民間事業者間の費用負担の在り方についても、本検討会で明確に整理される必要があると考えられる。	一般社団法人電気通信事業者協会
327	10	論点7に加え、抑止対象とされたサイトからの訴訟等についても、事業者がそのリスクを負うことのない制度整備の必要がある。	一般社団法人電気通信事業者協会
328	11	端末側での対応策として、携帯電話における違法・有害なコンテンツへのアクセスを制限する青少年向けフィルタリングサービスを例に取れば、利用にあたり予め利用（不要）申出を求めため、通信の秘密の問題はクリアされるメリットがある。なお、青少年向けフィルタリングサービスでは、既に一定数の海賊版サイトへのアクセスが制限されている。 一方、利用者がオプトアウト等すれば海賊版サイトの閲覧が可能であるため、違法性を問われない現状においては著作権侵害対策としての効果は限定的であると考えられる。そのため、アクセス抑止方策として、どの程度の効果があるのかについて丁寧な議論を通じて客観的な結論を得ることが重要と考える。	一般社団法人電気通信事業者協会
329	12	端末フィルタリングにおいては、インターネット接続されるネットワークや端末が多種・多様になっているなか、利用者が使用する端末（パソコン、スマートフォン等）に搭載されるブラウザすべてに対応するフィルタリングソフトの開発を電気通信事業者のみで実現することは、技術的に困難である。端末フィルタリングによるアクセス抑止方策の検討にあたっては、むしろ各端末のOSベンダからの協力を得ることを検討すべきではないか。	一般社団法人電気通信事業者協会
330	13	論点11、12と同様	一般社団法人電気通信事業者協会
331	1	関係者については作家と読者と、構成員のメインが作家や読者の団体に限定すべきです。コンテンツの管理団体が絡むと作家は連載等の問題で萎縮し、読者側はその立場の弱さから意見を軽視、或いは無視されてしまいます。現在の海賊版の問題の原因に出版や映像業界の体質や商習慣にある事を考えると、作家と読者の対話にした方がこの問題の解消に役立つのではないのでしょうか。	個人91

332	2	インターネットを国家や企業・団体だけの物にしてはならない事は、戦前の官製市民団体の役割とその成果を見れば自ずと導き出せます。ネットでの発言権は全ての者に解放されるべきと考えるならば、どのような理由であれ公的・私的を問わずアクセスを妨げてはならない事が導き出せます。	個人91
333	3	実にその通りです。 しかし、『ユーザーの理解』と言うのは『ユーザーに協力を強要し従わせる』という事ではありませんよ？ ブロッキング等の閲覧・ダウンロード制限の全面中止を含めた検討をしなければ国民は絶対に納得しませんよ。	個人91
334	4	国家による統制は論外ですが、民間でも『自身の利益・保身の為にやり過ぎる』事があります。現に通販業者が別の取引先や『購入しない消費者』の要求により『第三者が納入している合法の商品』を排除した例があります。このような事が横行している現状では『民間に検閲行為を許す』のは大変危険です。	個人91
335	5	実施の前提の調査・議論をしないで導入というのはありえません。そして、ダウンロードが違法化されたら間違いなく『無名の作家』が見向きされなくなるでしょうね。特に写真家が危ない。あらゆるコンテンツを全て覚えられ人なんていないし、検索する方法も存在しないしこの先も作りようが無いんですから。それと、アクセス警告方式は、全国民の通信を監視してその通信に介入するものであって、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものです。ここでは、ユーザによるダウンロード行為の違法性以前の問題として、総務省の過去の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において児童ポルノブロッキングの著作権ブロッキングへの濫用を戒める整理を敷衍し、アクセス警告方式についても、違法性阻却の余地はないとすべきです。	個人91
336	6	アクセス警告方式にしても結局『事実上、閲覧・書き込み先を第三者に通告する』となる以上、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものです。アクセス警告方式においては、利用者・ユーザーが警告画面を一応突破できるとはいえ、突破したことが妥当であったのかは突破してみなければ分からず、通信の監視によって、利用者・ユーザーが警告画面を突破したことについて不利な扱いを受けることを許容させられる可能性が強い状況下では、警告画面の表示は実質的にブロッキングと同等の国民の情報アクセス制限・妨害手段として機能してしまいます。すなわち、アクセス警告方式の導入にメリット・有利な効果はありません。	個人91
337	7	包括同意では『事実上の判断権の剥奪』となりますから包括同意は導入してはいけません。というかコレ白紙委任状じゃないですか？そもそもプロパイダ会社がサイトの良否を判断して接続するか否かを決める行為が非常に危険なんですよ。	個人91
338	8	ブロッキングにしるアクセス警告にしる『公的・準公的な第三者が個人の行動を監視・制限する』という時点で情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害してるんです。『手紙』や『通販』で考えてみてください？貴方が出したり届いたりする手紙や小包が常に第三者によって検査・指導されるんですよ？そんな非人道的な社会をお望みですか？	個人91
339	9	「出版や国が負担しても、最終的には料金や税に転嫁される。尚消費者には一切の利益は無い。」事を考えれば、そもそも論として導入してはならないんですよ。違反者から取り立てる方法にしても、システムの維持の為に資金調達のために過大評価による事実上の冤罪が多発し、その副産物として『オリジナル作品を盗作扱いされる』可能性を考えると危なすぎで導入できませんよ。	個人91
340	10	『その画像の詳細を調べる方法が無い』という致命的な問題が残っています。 漫画劇画日本画水墨画西洋画実写…この世のありとあらゆる作家と有償作品を覚えられる人はいないし、そもそも『特定の画像』を検索する方法が無い、というのは実に重大な問題ではないでしょうか。	個人91
341	11	ユーザーが望んで入れるのであれば『心理的な安心感』を得られるでしょうが、強制となると処理能力や記憶媒体の消費といった負担がある以上、利益よりも不利益の方が多くなります。OSやソフトの肥大化・鈍重化を考えると、これ以上ソフトを組み込ませるのは却って社会的損失の方が大きいと判断します。	個人91
342	12	ブラウザやアンチウイルスソフトの広告拒否機能を使えば広告そのものをブロックできます。ブロックされた広告の分の代金はサイト運営者に払われない事を考えると非常に有効な手段と考えます。	個人91
343	13	ハードウェアや被保護者の保護に繋がるでしょうが、これは本体やOSの通信関連の設定や既存のフィルタリングソフトで対処可能ですよ。わざわざ別ソフトを入れて動作を重くさせるなんて論外ですよ。うちみたいなシングルコアCPUだと本当に辛いですよ。	個人91
344	14	何でもかんでもユーザーに負担・転嫁させるのは止めて下さい。メーカー負担にしても結局ユーザーが払う事になるんですからね。	個人91

345	15	『正規事業者に金払っても、事業者の都合で簡単に権利が消失する』という問題を解決しない以上、海賊版は永遠に無くなりませんよ。	個人91
346	追加	<p>論点16：サイトブロッキング及びアクセス警告方式についてどう考えるか。</p> <p>行うのが国家にしる私的団体にしろ、ブロッキングの最大の反社会性や非人道的な点は『情報の取捨選択権を放棄しなければならない』という点です。どのような内容であれ情報を制限された者がどのような状態になるのかはオウム真理教や片親引き離し症候群をみればよく解る事です。よってブロッキングそのものを、精神外科と同じく『禁忌』とすべきです。アクセス警告方式も同じ事です。むしろこの技術は『ささいなグレーを理由に指定しまくる』ことで「広告やコンテンツ戦略の資料に転用するために、ユーザーに『強く興味があること』をユーザー自らネット関連会社や検索サイト、ひいてはネットやコンテンツの監督・取締る権限がある省庁に申告させる」という行為を事実上やらせてしまう、非常に危険な技術です。「通信会社や国等の政策等に批判や欠点を取り上げるサイト」にある『たった一つのグレーなコンテンツ』の存在を理由に警告対象して、ユーザーに悪い印象を持たせるような事をしない保障がどこにありますか？闇カルテル等によって『アクセス警告を無視したりアクセス警告方式を導入したくない人は、どこかの回線業者とも契約できない=ネットに一切触れさせない』事が事実上可能である日本においては、アクセス警告方式も国民の権利を侵害する非常に危険な技術と看做して導入すべきではありません。</p> <p>むしろ憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきでしょう。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングやアクセス警告方式のような技術的検閲を、公民関わらず禁止するよう通信法で定めるべきです。</p> <p>論点17 パブリックコメントに相応しい提出方法・形式のあり方</p> <p>有料ソフトでしか書けないファイル形式を指定しないで下さい。そのソフトが買えない事が事実上発言権を剥奪される事とを考えれば「あらゆる所得層から意見を聞く」というパブリックコメントの意義を破壊してしまってます。プリンター？もっと手が出ないわ！</p>	個人91
347	全体	<p>アクセス警告方式はアクセスブロック方式の問題点を回避できていないばかりか、複雑な通信内容の改ざんが必要になるため、経路上にアプリケーションの導入が必要になる可能性が高く、計算資源の確保や通信内容の同一性を保持するという側面から見ても不相当だと思われます。</p> <p>通信の傍受や改ざんを伴う機械的措置ではなく、越境的に発信者の特定と逮捕を迅速に行えるよう、捜査機関の統合と強化を要望します。</p>	個人92
348	全体	<p>通信の秘密を侵害してまで行う価値のある施策とは思えません。もっと簡単かつ確実な方法があるからです。</p> <p>日本語で書かれた漫画などのコンテンツをweb上で不正に頒布する行為は、マネタイズする方法が非常に限られています。現状では「サーバーの運用コストを下げる各種サービスを使って支出を減らす」「日本人向けの日本語で書かれたweb広告で収入を得る」の2つを併用する、この方法しかありません。そして上の2つは、どちらも日本かアメリカのどちらかにある事業者を使わなければ規模的にビジネスが成立しません。これはwebサイトを運営した事がある人には広く知られている事実です。</p> <p>つまりごく普通に訴訟を行ったり、広告を差し止めたり、CDN等の事業者に届け出る等で、web上でのコンテンツの不正な頒布は止める事が出来ます。不正なサイトに広告を表示した事業者を罰するのも良いでしょう。</p> <p>不正な行為を発見した後、なぜこの様な正攻法の処理を一切せずに、インターネットプロバイダに通信を侵害させるのかが理解できません。</p>	個人93
349	全体	<p>前回は自己の主張を優先して意見を送りました、改めて論点を踏まえた上で意見をお伝えさせていただきます。アクセス抑止方で提案されている内容は通信の秘密について触れているものの、検閲行為に触れていなかったり、ネットユーザーはじめ権利者にとっても望まない提案となっています。ましてや、通信の秘密についてもISPがユーザーや国民のネット上の挙動を24時間365日モニタリングする行為は国民またはユーザーの法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するとして、消費者契約法10条、改正民法548条の2第2項に照らして無効という意見もあり、同意しなければサービス全体を受けられない等の事実上拒否できない仕組みも通信の秘密を侵害しかねません。よって憲法第21条の表現の自由を侵害しかねない内容となっています。今回の検討内容では、前回提案されたダウンロード行為を違法化する法案同様、ネットユーザーや国民に十分な理解と周知が徹底された法案とは思えず、本来より慎重さを求められる法案のはずがあまりにも拙速すぎであると感じざるを得ません。以上の理由から私はアクセス抑止方策について全面的に反対いたします。より国民やネットユーザー、権利者や技術者の方々から意見や声を聞いていただき、より確実かつ権利者や利用者の活動や自由が萎縮しないように、海賊版サイトの運営者やアップロード者を取り締まる事が可能な法整備や法案を考えてくださることを望みます。</p>	個人94

350	全体	海賊版サイトの運営管理者特定が困難で権利者の利益が損なわれている、という前提と『だから警告を出して抑制しよう』という対策案には関連性が見い出せません。運営管理者・権利侵害者の特定よりも、それらよりも確実に多いであろうユーザのアクセス監視の方が掛かる手間は大きく、結果として徒労に終わる事が十分に考えます。また、アクセス監視は実質的にプライバシーの侵害であり、その監視の結果得られた個人情報外部に漏れないという保証がありません。そもそもアクセス監視は誰が／どの省庁が、どういう権限と法的根拠に基づいて行なうのか？仮にアクセス監視で警告を出したとして、本当に抑止力があるかどうか疑問。自動車での駐車禁止・速度制限と同様に「判っている」と思い込んでいる人には無視されて終わりです。そもそも海賊版サイトの運営管理が日本以外で行なわれていた場合、警告表記を日本語のみで出しても意味は無く、むしろ日本以外のユーザからはプライバシーの侵害及びデマによるアクセス誘導を疑われます。国が出した警告と、デマや嫌がらせ目的で誰かが無作為に出すアクセス警告、これをユーザが見分けられるという確証は？それと、日本人以外の著者による日本語以外での著作物の海賊版サイトに対しても日本語で警告、出すんですよね？警告そのものについては否定しませんが、その警告を出す事の意味と有効性、出した事によって発生する諸問題、そしてなにより著作権者を護る為にユーザの権利が侵害されるという事、これらについての疑問が払拭されない限りは否定せざるを得ません。自分としては、方法論そのものからの見直しを強く求めます。	個人95
351	8	セキュリティー面から通信内容の改ざんを防止する技術の普及はインターネットでの経済活動上、不可欠な要素となっている。その中で通信内容を傍受し、その内容が正規版か海賊版かを判断することは事実上不可能であるから、ダウンロード中の実データではなく、海賊版サイトのURLから判断するしか技術的には困難。 海賊版サイトが安価にURLを変更できる現状では、抑止策は技術的にコストを掛けても効果が薄いと推測される。	個人96
352	9	著作物の違法コンテンツ対策としてのアクセス抑止方策では、「海賊版サイト」対策としては影響範囲が大き過ぎ、それを実行・維持しようとするインターネット上の経済活動そのもの高コスト化を招き、「海賊版サイト」対策の恩恵を受けない範囲の人には委縮・不利益を与える結果になることが予想される。 それは「海賊版サイト」は点々と拠点URLを変え、対策をすり抜けるコストが安く行えるため、抑止策としては機能せず、社会がその恩恵を受けない人々も含めて意味のないコストを払い続けることになりかねない。 問題の抑止力が低く、インターネット上の経済活動を行う人々へコストを押し付ける手法は、今回の問題の対策として適切ではないと考える。	個人96
353	全体	多くの指摘があるように通信の秘密に関わる重大な問題があるにも関わらず、本質的效果が全く無い。プロッキングも絶対やってはいけないレベルの悪手であったが、本件はそこにあった直接的な効果すらない。つまり利がないのでトレードオフにすらなっていない。昨今、地方警察のサイバー課や地検がIT知識の欠如から事件性のない事を事件にしようとしたり自身の存在感を發揮するためだけに善良な一般市民の人生を起訴等により破壊するといった事件が目立ち、ITに関わる者たちには「悪いことをしてなくても罰せられる」という不安が漠然と付きまとう状況になっている。これらが技術分野の萎縮や人材の国外流出を招くことは当然であり、「官」全体がITに疎いというイメージをこのまま発信し続ける限りは改善されない。その背景において本件はとりわけ理性的な判断をしなければならないと考えられる。	個人97
354	1	本論点については強く同意する。 インターネット上で海賊版の流通が普遍的に行われるべきでないことは当然である。その上で、海賊版流通の背景やそれによる影響・被害、さらに海賊版の流通を抑止するために行う様々な方策とそれに掛かる法的課題や技術的問題について、検証可能な証拠・データに基づいた共通の認識の基盤の上で議論を進めるべきと考える。	NGN IPoE協議会
355	2	本論点については強く同意する。 インターネットの自律分散および協調による民間主導により発展してきたという特徴と、自由な情報流通のための基盤という役割を踏まえて議論を行うべきと考える。 また、インターネットの発展の中で、様々な役割の分担が発生しているなかで、それぞれのステークホルダーの果たしている役割について敬意を払い、特定のステークホルダーのみに負担が集中するような方向性は避けるべきであると考えます。	NGN IPoE協議会
356	3	本論点に強く賛同する。 特に、これまでの関連する研究会やタスクフォースの一部で見られたような、ユーザの大半をあたかも著作権侵害の加害者であるとの前提での議論は行われるべきではないと考える。	NGN IPoE協議会
357	4	本論点に強く賛同する。 そもそも論として、総論でも述べたようにアクセス抑止方式の導入の是非も議論すべきと考えるが、仮に導入する場合には、民間部門が主体となって進めるべきと考える。ただし、民間主体であっても実施する事業者のためのガイドラインを作成も想定すべきであると考えます。	NGN IPoE協議会
358	5	専門家による十分な議論が必要である。	NGN IPoE協議会
359	6	専門家による十分な議論が必要であり、社会科学的視点や心理学的な視点も加味すべきと考える。	NGN IPoE協議会
360	7	専門家による十分な議論が必要であり、特に消費者の視点と法的な視点を加えるべきと考える。	NGN IPoE協議会

361	8	そもそも論として、アクセス警告方式については、実施された場合の外部仕様のみが共有されている状況であり、その実装方法については事業者の中でも共通の土台がある状況とは言えないと認識している。実装方法については複数の形態があり得るため、アクセス警告方式そのものの技術的な課題、およびそれぞれの方法での技術的な課題の検討が必要である。	NGN IPoE協議会
362	9	アクセス警告方式導入のためのコストについては、初期コストおよび運用コストのそれぞれについての規模感およびコスト負担の在り方を検討すべきと考える。 また、コストだけではなく導入のための体制とそれに要する時間、および実施のための体制についても、個々の事業者が主体となるのかそれとも事業者の共同体といった別の形態があり得るのかを検討すべしと考える。	NGN IPoE協議会
363	10	アクセス警告方式の導入及び実施に至った場合には、そのアクセス警告方式の実施により事業者が取得し得る通信履歴についての管理基準等や、そもそも論として通信履歴取得の是非も含めて議論すべきと考える。	NGN IPoE協議会
364	15	端末側としてPC、タブレット、スマートフォンとその上で動作しているアプリケーションだけではなく、ブロードバンドルータ(CPE)も含め、それらの実装者も検討に参加すべきではないかと考える。	NGN IPoE協議会
365	追加	「総論」 ・そもそもアクセス抑止方策を検討する前に、海賊版サイトおよびその運営者などを処罰する方策を検討すべきで、その方策実現に最大限努力してもある程度時間がかかると見込まれるだろうことを鑑みて、「暫定的方策として」アクセス抑止を検討すると位置付けるべきと考える。 ・したがって通信の秘密を冒すあるいはアクセスの自由（さらには言論の自由）を冒すようなアクセス抑止策は、仮に止むを得ず導入するにしても、期限・条件付きとしてその条件が揃えば撤廃し、恒久化しないことを前提とすべきと考える。	NGN IPoE協議会
366	1	インターネット上の海賊版については、文化庁、内閣府など多くの場所で情報共有が行われているほか、2018年度には、内閣府知財本部が設置した「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において集中的に議論が行われている。これ以上の「共通認識」とは何を指すのかがそもそも不明である一方で、インターネット上において海賊版による被害が「存在」することは明白であり、権利者は被害を受け続けている。一刻も早く実効的な対策を講じることが急務であり、これまでに醸成された共通認識のもとで議論は直ちに進めるべきであると考え。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
367	2	これまでもその点を考慮し議論が進められているものと理解している。なお、論点1と同旨で、前提の議論に時間がかかり過ぎることで、実効的な対策への議論が遅滞することがないよう留意いただきたい。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
368	11	CODAは、2013年12月より、複数のセキュリティソフト会社と侵害サイトのリストを共有し、海賊版サイトに係る「フィルタリング」を行っている。具体的には、セキュリティソフト・サービスのユーザが侵害サイトにアクセスしようとした際に、設定によって、侵害サイトへのアクセスをブロックし、注意喚起のメッセージがユーザのパソコン画面に表示される仕組みである。直接的な効果は、セキュリティソフト・サービスのユーザのうち、メッセージを見てもあえて接続するという選択をしなかった方に限定されるが、啓発の観点からはもう少し広い範囲での効果も期待できる。複合的な対策のうちの1つとして一定の効果があるものと考えているが、この対策だけをもって侵害が十分に抑制できるとは言えないのが現状である。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
369	追加	長年にわたる海賊版対策の経験から、海賊版対策には絶対的に有効な一手というものは存在せず、さまざまな対策を複合的に組み合わせながら実施していかなくてはならないと考える。 そのような観点から、「アクセス警告方式」についても、対策の一つとして検討すべきであるとは考えるが、海賊版サイトにアクセスしたいと希望するユーザはアクセス（オプトアウト）可能であることが課題であると考え。そもそも、特定のユーザによるアクセス警告対象の海賊版サイトへのアクセス希望を把握しつつ、依頼に基づき当該海賊版サイトへの接続サービスを提供することも問題である。 なお、「アクセス警告方式」についても、すでに児童ポルノやDNSAmP攻撃対策などでされているサイトブロッキングと同様に「通信のあて先の常時確認」が行われるのであれば、海賊版サイトに対するサイトブロッキングを法律で定めた上で、裁判所の判断に基づく司法的サイトブロッキングを実施した方が、国民の不安や懸念を払拭できるのではないかと。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
370	全体	意見を述べます。自らのサイトが「安全ではありません」の状態では、技術的な管理能力が無いように思えます。隗より始めよに倣って自らのサイトを安全にすることから始めることをおすすめします。	個人98
371	1	本検討において、「海賊版の現状について関係者の共通認識が必要」だとされているが、正確に見積もられていない被害数・被害金額が、今回、既定の事実として固定化されることが懸念される。海賊版の現状については、出版物の供給サイドから被害数・被害額が過大に見積られることのないよう、実証性のある数字を提示するべきである。今回、共通認識とされた数字は、検証が不十分な数字であり、今後の検証によっては増減の可能性があり、固定的な事実でないことが明示されるべきである。	エンターテインメント表現の自由の会
372	4	民間に自主規制させることによって、規制が過度のものになり、萎縮が起こることが懸念される。また、行政が知る権利という人権を侵害しているという念を失われることも懸念する。基準の設定・運用については民間に全委託するのではなく、行政の責任範囲の中で実施すべきではないかと。	エンターテインメント表現の自由の会

373	7	包括同意については、既存の通信の秘密を担保する具体的基準を大幅に緩めるものであり、包括同意で足りるとすると整理する議論は特に慎重におこなう必要がある。また、通信の秘密を侵さない他に有効な手段（端末側での対応等）があるのであれば、そちらを優先するべきである。	エンターテインメント表現の自由の会
374	10	端末側での必要な手順を避けることにより、当該手順を避けたユーザーに不利益が起らないよう留意すべきである。	エンターテインメント表現の自由の会
375	追加	「ISPおよび端末側でのアクセス警告方式の共通の課題」 「海賊版サイト」として誤認された場合の救済手続きが必要である。所有者・運営者・利用者等による誤認された場合の被害救済手続きを明確にし、その場合に所有者・運営者・利用者等が不利な扱いを受けるべきでないことを明示すべきである。ISPによる包括契約での同意という手順、端末側での「フィルタリングを端末販売時にプリインストールする」という手順を実施することがあったとしても、将来的に他の目的で安易に濫用されることがないように、今回限りで検討されたものであり、他に流用する際は特に慎重な議論が必要であることを明示するべきである。	エンターテインメント表現の自由の会
376	1	「要旨」 アクセス警告方式の検討は止め、アップロード者摘発の議論をすべきである。 「本文」 海賊版対策はまずアップロード側の直接犯人を取締る議論を真剣にすべきである。 米国はディスカバリーとサピーナ制度で発信者情報開示が1ヶ月で可能である。 プロバイダー責任制限法4条を改正し海賊版を直接取締れる仕組みを検討するのが先で、ダウンロード側の利用者の規制議論は最後の手段であるべきと考える。 ゆえにアクセス警告方式は撤回し、プロバイダー責任制限法4条の改正など、海賊版アップロード者の発信者情報開示のハードルを下げる議論を先にすべきである。	個人99
377	2	「要旨」 アクセス警告方式の検討は止め、アップロード者摘発の議論をすべきである。 「本文」 海賊版対策はまずアップロード側の直接犯人を取締る議論を真剣にすべきである。 米国はディスカバリーとサピーナ制度で発信者情報開示が1ヶ月で可能である。 プロバイダー責任制限法4条を改正し海賊版を直接取締れる仕組みを検討するのが先で、ダウンロード側の利用者の規制議論は最後の手段であるべきと考える。 ゆえにアクセス警告方式は撤回し、プロバイダー責任制限法4条の改正など、海賊版アップロード者の発信者情報開示のハードルを下げる議論を先にすべきである。	個人99
378	3	「要旨」 もっと国民の幅広い意見を集めて議論すべきである 「本文」 今や日本国民の殆どがインターネットユーザーなのだから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要である。 特に国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）に関わる重大な問題なので、性急に結論を出してよい問題ではない。	個人99

379	5	<p>「要旨」 一業界の権益のためには、国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）を侵害していいのか？ということの是非を、もっと国民に広く周知し、幅広い議論をすべきである。</p> <p>「本文」 一業界の権益のためには、国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）を侵害していいのか？ということの是非を、もっと国民に広く周知し、幅広い議論をすべきである。 今回問題となっている漫画海賊版サイトの件は、たかだか出版社と漫画家達の個人的・個社的な利益である財産的法益の侵害が問題となっているに過ぎない。その海賊版サイト対策のためにプロバイダが24時間365日、ユーザー・国民のネット上の挙動をモニタリングしつづけることは、ユーザー・国民の法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するとして、消費者契約法10条、改正民法548条の2第2項に照らして無効と裁判所等に判断される可能性がある。そもそもこの財産的な損失は、出版社などが刑事・民事訴訟を海賊版サイトに提起するなどして自己責任で何とかすべき筋の話であり、国民やユーザーに転嫁するものではない。 また多くの国民が漫画海賊版サイトとは無関係であるにも関わらず、一業界の財権益のために国民に通信の秘密を放棄させるのは、違憲の疑いが極めて強いといわざるを得ない。 一業界が告訴などをすればすむ話のために（摘発できないのならそれは警察の無能か怠慢の話であって、それこそ国民に責任転嫁する問題ではない）、“通信の秘密の保護”という憲法に明記された国民全体の保護権益を損ねる正当性はどこにも無いと考える。アクセス警告方式には強く反対する。</p>	個人99
380	6	<p>「要旨」 アクセス警告方式はデメリットしかない</p> <p>「本文」 メリット：無い。 デメリット： ・国民のネット利用を畏縮させるだけある。しかもストリーミングサイトには効果が無いのだから尚更である。 ・一業界の権益のためには、国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）を侵害していいという悪しき政策の前例になる。</p>	個人99
381	7	<p>「要旨」 プロバイダとユーザーとのには、サービス提供側とサービス受容側という決定的な権力差とがあること無視しているのが問題である。約款などの包括同意や、あるいは個別同意を結ぶことを前提としても、プロバイダ側の要求（通信の秘密の放棄やアクセス警告方式への同意要求）にユーザー側が同意しない場合は、サービスを受けさせない、サービスを受けることを拒否するということが可能である以上、アウトオプト（不参加）という選択が一見あるように見えて、実は無いという事実上の強制契約が発生する。『随時、同意内容を変更できる契約内容』だとしても、その変更の手間が非常にかかったり、どこで変更できるのか不明であったり、様々な条件がつくなどして事実上変更できない、アウトオプト（不参加）できないという状況も十分考えられる。</p> <p>「本文」 整理することは可能ではない。そもそもプロバイダとユーザーとのには、サービス提供側とサービス受容側という決定的な権力差とがあること無視しているのが問題である。 いくら約款などの包括同意や、あるいは個別同意を結ぶことを前提としても、プロバイダ側の要求（通信の秘密の放棄やアクセス警告方式への同意要求）にユーザー側が同意しない場合は、サービスを受けさせない、サービスを受けることを拒否するということが可能だからである。 つまりアウトオプト（不参加）という選択が一見あるように見えて、実は無いという事実上の強制契約である。これはアプリやソフトウェアなどで常態化している契約形態である。 また『随時、同意内容を変更できる契約内容』だとしても、その変更の手間が非常にかかったり、どこで変更できるのか不明であったり、様々な条件がつくなどして事実上変更できない、という状況も十分考えられる。例えばクリエイター支援サイト『enty』の退会の規約がそうである。『enty』をクリエイターが退会するには、支援者がゼロになることが条件と約款に書かれている。ところが支援者をゼロにするのは現実的には不可能なので、選択肢はあっても実行不可能（退会不可能）という事態が発生している。またFacebookもその退会方法が非常に分りにくいことが問題視されている。このように、選択肢はあっても実行不可能、あるいは困難という措置がされた場合、表向きアウトオプトできるといっても、実質的にはその選択肢は無いも同然になる。包括同意や個別同意でも、約款や契約、施策でアウトオプトが無効化されている現実がある以上、憲法上の権利である国民に通信の秘密を放棄させるのは極めて問題である。ゆえにアクセス警告方式には強く反対する。</p>	個人99

382	15	<p>「要旨」 施策の効果を高めるためには、正規版の利便性を高めることが不可避である。出版業界でビューワーの形式を統一し、共通とすること。それによりひとつのビューワーでどの出版社の漫画でも読めるようにすること。そして画像も高画質にすることが求められる。</p> <p>「本文」 施策の効果を高めるためには、正規版の利便性を高めることが不可避である。そもそも漫画海賊版サイトが隆盛したのは、正規版があまりに不便だからである。正規版は電子書籍のビューワー形式が出版社ごとでバラバラで利用しにくく、画質もあまり良くない。一方、海賊版は統一されたビューワーを使うからどの出版社の漫画も満遍なく読める上に画質もいい。単純にサービスとして正規版は大きく劣っているのである。出版業界でビューワーの形式を統一し、共通とすること。それによりひとつのビューワーでどの出版社の漫画でも読めるようにすること。そして画像も高画質にすることが求められる。</p>	個人99
383	6	<p><要旨> 過去、アクセス警告方式に類似したユーザに対する警告措置がアメリカとフランスで実施されておりましたが、より効果的な対策に移行するためそれぞれ数年間で中断しております。日本においてもユーザに対する警告措置は同様の結果になる可能性があり、その場合、約10年にわたり他国で実施され、オンライン上の著作権侵害に対する実証済みで効果的な対応策であるサイト・ブロッキングの速やかな導入を求めます。</p> <p><本文> 2009年から2017年まで、他の国々がアクセス警告方式に類似した措置を実施しましたが、大きな成果は得られませんでした。例えば、米国では、ピアツーピア（P2P）ファイルの共有サービスを介して著作権で保護された作品の無許可かつ違法な配布に関わるインターネット利用者を教育するための自主的な業界の努力として、「著作権警告システム」（CAS）が2013年に導入されました。CASは、著作権侵害の申立てが発生した後に（前ではなく）、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）が加入者に通知を送り、加入者の行為の結果について警告するものでした。しかし、CASは2017年に廃止されました。2009年にフランスは、加入者アカウントの停止を伴う管理プロセスを通じてオンライン上の権利侵害に段階的に対応する法律を施行しました。同制度では利用者への通知は、著作権者が利用者によるオンライン上の著作権侵害の事実を申し立てた後に送信されることになっていました。2013年にはデクレ（第0157号）により加入者アカウントの停止にかかる刑罰が廃止されました。</p> <p>これらの取り組みは、権利者が、オンライン上の海賊版をより効果的に減少させるための他の戦略に移行したことにより中止されました。これが他国において実施された著作権侵害を行ったユーザに対する警告措置の結果であり、著作権侵害が行われる前の段階が想定されている、今回検討するアクセス警告方式においても同様の結果になる可能性があります。</p> <p>JIMCAは、オンライン上の著作権侵害を減少させるための措置を政府が検討していることに感謝しております。それと同時に、提案されているアクセス警告方式がオンライン上の著作権侵害を減らすことができるかについては、やや懐疑的です。なぜなら、それはISPと利用者の自発的な合意に基づく措置であり、たとえ利用者が海賊版サイトにアクセスしたとしても利用者への影響は極めて限定的なものになるからです。いずれにしても、アクセス警告方式は、リーチサイトの違法化や、明らかな海賊版サイトへのアクセス不能化(すなわち、サイト・ブロッキング)の許可など、著作権侵害に対する他の重要な対応策の適切な代替手段と見なされるべきではありません。JIMCAは、サイト・ブロッキングがオンライン上の著作権侵害を減少させるための最も効果的な手段と考えており、仮に、アクセス警告方式が導入され、オンライン上の著作権侵害を減少させることができないことが明らかになった場合には、サイト・ブロッキングの速やかな実施を求めます（※）。</p> <p>※オンライン上の著作権侵害に対処する唯一の解決策は存在しませんが、サイト・ブロッキングはオンライン上の著作権侵害に対する実証済みで効果的な対応策です。10年近くの実施経験に関する公表された研究によれば、サイト・ブロッキングが実施されている多くの国では、サイト・ブロッキングが以下のことに大きく貢献していることが非常によく示されています。</p> <p>(1) アクセスがブロックされている悪質な海賊版サイトの利用の減少 (2) 悪質な海賊版サイトの全体的な利用の減少 (3) 著作権で保護されたコンテンツの正規版を扱うサイトの利用の増加</p> <p>これらの結果をみるに、サイト・ブロッキングが、日本においても同様の有益な結果をもたらすと考えられます。</p>	株式会社日本国際映画著作権協会
384	1	<p>海賊版サイトへの対応を協議する「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（2018年）は、報道などで大変興味深く拝見しておりました。海賊版サイトを許さないという方向性は誰もが完全に一致したにもかかわらず、双方の激しい対立もあって空中分解してしまったように見えたのは、非常に残念です。</p> <p>論点案にもある通り、今後は技術的な点、法的な点などで、関係者間で共通認識を持てる点、一致できない点などを冷静に整理し、丁寧な議論を進めることで、海賊版サイト対策という目的のために有意義な取り組みができることを期待しています。</p>	EditNet株式会社
385	2	<p>論点案のとおり、インターネットの特徴や特性を十分踏まえたうえで、国民の権利との摩擦が少なく、実効性のある方法を検討していく必要があります。</p> <p>悪質なサイトへの対策として、受信者に近い電気通信事業者の設備で対応を行うことは、チェックポイントとなる関門の数が増え、結局は水が漏れる点が多く実効性が課題になってしまうばかりか、利用者の通信の秘密やプライバシーとの関係が問題になります。従来から違法な情報発信への対策は、発信者側でのコンテンツ削除や、法律による犯人の検挙などによって行われてきましたが、やはりこれによって対策を行うことが重要でしょう。</p>	EditNet株式会社

386	3	<p>ネットワーク上で通信の宛先や内容を判断して、通信の遮断やアクセス抑止を行うことは、常に通信の秘密との関係が問題になります。表現の自由や民主主義社会の成立、産業機密の保持など、私たちの社会のあらゆる分野において、通信の秘密が守られることはすべての前提になっているといっても過言ではありません。</p> <p>通信の秘密は国民の権利であり（電気通信事業者の権利ではありません）、その議論の場には通信サービスの利用者である国民の声が十分反映されることが必要です。</p> <p>よって、論点案の通り、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て、議論を進めることが必要です。</p>	EditNet株式会社
387	4	<p>1985年の電電公社民営化以来、通信のネットワークは民間部門により管理・運用が行われており、インターネットの商用化ももっぱら民間部門により行われてきました。</p> <p>通信の秘密や表現の自由との関係でも、ネットワーク上で通信の宛先等を判断してアクセスの是非を決めるような行為を政府が行えば憲法が禁じる検閲に他ならないため、少なくとも対象サイトの選定などを政府が主導するような選択肢は取り得ないでしょう。実際、児童ポルノのブロッキングのリスト作成は、当社も所属する民間団体であるICSA(インターネットコンテンツセーフティ協会)が行っており、その運営で最も配慮している点は、独立性の確保であると聞いています。このような例を参考に、インターネットの問題は民間が中心に議論を進めていくべきだと考えます。</p>	EditNet株式会社
388	7	<p>通信サービスの利用者の多くは消費者であり、現在はサービスの内容や提供条件などを細かく説明し、理解していただいた上で利用していただくことが、電気通信事業者の法的義務にもなっています（電気通信事業法26条の書面交付義務など）。</p> <p>通信の秘密は利用者の重要な権利であり、法令の規定による場合などを除いて、これを侵害されないことが期待されているのですから、簡単な説明だけで包括同意を得たことになるという制度は、慎重に検討されなければならないと考えます。デフォルトオンの要件などは、電気通信事業者の団体と総務省の間で、このような問題をよく考えながら練り上げられたものであると聞いており、本件の検討でもこのような先例を参考に、丁寧に議論されることを期待します。</p> <p>また、仮に後から同意を撤回できる前提で包括同意を得たことにする場合、利用者が同意を撤回したという事実は、通信の秘密それ自体ではないものの、利用者の内心にかかわる極めてセンシティブな情報となりえます。利用者が同意を撤回することに少しでも萎縮が生じれば、それは包括同意の事実上の強制になってしまいます。端的には、同意を撤回した人のリストなどを捜査機関が網羅的に照会や検索を行うようなことが起こらないかなどについても、検討しておいていただきたいと思います。</p>	EditNet株式会社
389	8	<p>現在では、通信の両端で暗号化を行う通信方式（webのアクセスであれば、ブラウザからサーバまでの区間で暗号化を行う方式）が急速に普及しており、ネットワーク上で通信の宛先や内容を確認し、画面を差し替えるようなことは、技術的には困難になってきています。この流れは今後も変わらないと考えられます。</p> <p>（なお、DNS通信を暗号化するなどの方法も一般的に行われるようになってきており、ブロッキングなど、ネットワーク上で通信を規制する行為全般についていえることです。）</p>	EditNet株式会社
390	9	<p>仮にネットワーク上でアクセス警告方式などを導入する場合、少なくとも当社では利用者の通信を監視したり特定のサイトへのアクセスを抑止したりする設備を保有していないため、新規の設備を導入することになります。</p> <p>海賊版サイトへのアクセス抑止のために新規の設備を導入する場合、そのコストを誰が負担するかは当社にとっても重大な関心事となりますが、仮にISP事業者が負担することとなった場合、そのコストは結局利用者の通信料金に転嫁せざるを得ないため、そのことについても利用者（国民）の理解を得ることが必要になると考えます。</p>	EditNet株式会社
391	11	<p>利用者の意思で端末にソフトをインストールしていただくような場合は、少なくとも電気通信事業法で定める通信の秘密との問題が生じないと思われるため、通信の秘密やプライバシーをめぐる利用者との摩擦は避けられると考えます。</p>	EditNet株式会社
392	12	<p>利用者（未成年の方が利用者の場合は保護者）の意思で行うフィルタリングであれば、フィルタリングソフトの提供元にも、悪質な海賊版サイトなどを追加してもらうことは理解が得やすいのではないかと考えられます。</p> <p>当社としても、新規のご契約のお客さまには、お子さまと一緒にインターネットを使われる場合はフィルタリングを利用されるようにご説明を行っていますが、フィルタリングは様々な有害サイトへのアクセスを抑止できるため、引き続き説明などの取り組みを進めてまいります。</p>	EditNet株式会社

393	7	<p>通信の秘密について、「ISPが各ユーザの同意を得た上で実施すれば、通信の秘密の問題をクリアすることが可能」「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」場合には「包括同意で足りると認められる」などと記載されているが、検閲の禁止は、コモンキャリアたるインターネット接続サービスの社会的信頼を保護するための規定であるから、交渉の余地のない約款等によりユーザ各個人の意思を確認しないで行う場合には、コモンキャリアとしてのインターネット接続サービスの社会的信頼を保護することは出来ない。</p> <p>検閲は必然的に通信の秘密の侵害を伴うから、検閲の禁止義務違反は同時に通信の秘密侵害に当たるのであり、通信の秘密が解除されるためには、検閲の禁止が解除されるための要件を厳密に考えなくてはならず、検閲対象は利用者に分かり易かつ明確かつ厳密に定義されなくてはならない。これまでの議論のように、通信の秘密をあたかもユーザのプライバシーの問題に過ぎないかのように矮小化して検討し、形式的な同意のみでクリアできるように考えることは誤りである。</p> <p>海賊版サイト対策として遮断を実施する際にも、遮断対象を明確に画定する基準を要するところ、例えば「著作権を侵害する自動公衆送信」を行うサイトといった基準（平成31年に国会への提出が見送られたダウンロード違法化拡大及びリーチサイト規制の著作権法改正法案ではこの基準が示された）では、過剰な検閲となるのは明らかであるから、より限定的な客観基準が必須である。その結論を導くには、検閲の禁止の観点からの検討が必要であり、通信の秘密を単にプライバシーの問題と捉える誤った検討の方向性は改められなければならない。</p>	個人100
394	5	<p>「ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法とされている場合とされていない場合とで、アクセス警告方式の意義（略）に相違があるか？」との記載があるが、仮にダウンロード行為が違法化されても、複製が行われない単なる閲覧行為は違法化され得ないのであるから、単に閲覧しようとしているだけのユーザからすれば、「あなたは海賊版サイト（略）にアクセスしようとしています。海賊版サイトにアクセスしてマンガのファイルをダウンロードすることは違法であり（略）」との警告画面が表示されることは、余計なお世話でしかなく、閲覧するだけのつもりが誤ってダウンロードしてしまう事態も起きにくいことからすれば、ユーザがそのような機能を欲することが通常であるとは言えない。したがって、このような機能の強制に「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」とは言えない。</p>	個人100
395	3	<p>アクセス警告方式は、知的財産戦略本部での検討で合意に至らなかったブロッキングの代替案として提案された経緯があるが、その検討でブロッキングが反対された理由が、通信の秘密が侵されてユーザのプライバシーが侵害される懸念にあったことからすれば、「あなたは（略）しようとしています」との警告画面を突き出すアクセス警告方式の方がよほどプライバシー侵害的であり、問題が大きい。このような措置は、監視されている意識をユーザに植え付けるものであり、「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」などというフィクションに基づく約款改訂による包括同意で強行することは、国民を監視に慣れさせ文句を言わせなくする反プライバシー施策に他ならず、到底許容されるものではない。</p>	個人100
396	4	<p>論点7に対する意見で述べたように、検閲により遮断する対象は客観的な基準により公正に判断されることが求められるところ、「民間部門の主体的・主導的」な実施では公正さを期待できない状況にある。</p> <p>海賊版サイトを対象にしようとする本件の場合には、その公正さの確保はさらに難しいものとなる（実際、平成31年に国会への提出が見送られたダウンロード違法化拡大及びリーチサイト規制の著作権法改正法案は、対象の要件を適切に絞ることができずに頓挫したのであるし、「著作権を侵害する自動公衆送信」を行うサイトといった基準では、過剰な検閲となるのは明らかである。）ことから、検閲の禁止を適法に解除するためには、法律に定めるところにより実施し、司法判断によって対象を決定する手続きを介するものとするべきである。</p>	個人100
397	全体	<p>憲法には通信の秘密の条項があり、ユーザはすべてのDNSクエリが解決されているものと考えております。知的財産の問題や恣意的なマルウェアのコミュニケーションサーバの指定によって正確な名前解決ができないことは想定していませんし、そういうのはアドネットワークやクレームによる上位層で処理されるべきことです。一部権利者の手抜きのためにいい加減な制限を掛けるのは言論の自由と表現の自由に対する憲法への挑戦ですしこの程度でDNSに毒を混ぜるのは一切反対します。そういうのはフィルタリングソフトでやることです。C&Cサーバに対してはブラックホールレーティングで対処すべきです。ISPなどがペイロードを許可なく覗くのは憲法および電気通信事業者法に反すると考えています。</p>	個人101
398	1	<p>関係者にはコンテンツホルダーやISP、学識経験者だけでなく、ユーザーを含むべきで、インターネットガバナンスに関する議論はマルチステークホルダーシステムで実施されるべきだ。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
399	2	<p>インターネットは自律分散協調により維持されてきたシステムであることに加え、そのネットワークをシンプルに保つため、通信の操作はその終端で行う「エンドツーエンド原則」によって成り立っている。あるべきネットワークの姿をこの議論で取り上げるのであれば、エンドツーエンド原則も合わせて考慮すべきである。そしてネットワークレベルで警告画面を出す「アクセス警告方式」はエンドツーエンド原則に反する。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

400	5	<p>アクセス警告方式の実施の前提についてより議論することが必要だ。アクセス警告方式については既に多くの法律的、技術的な批判に晒されたウェブサイトブロッキングの議論を前提とすべきだ。なぜなら、アクセス警告方式はサイトへのアクセスが可能かどうかという点においてサイトブロッキングとは表面上異なるものの、技術的には第三者が通信の中身を確認する点でサイトブロッキングと全く同様に通信の秘密を侵す行為であるからだ。通信の秘密が保障するのは秘密そのものであり、アクセスの保障はその附随的効果に過ぎないため、前提としてサイトブロッキングの議論において表出した種々の問題点をそのまま引き継ぐものとする。</p> <p>次にユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかによって、違いがあるかについて、まず違法でないコンテンツについてはアクセス警告方式で通信の秘密を侵す理由がない。一方、違法なコンテンツについてはアクセス警告方式で通信の秘密を侵す理由があるとする考えも想定され得るが、そもそも違法か違法でないかは通信の秘密を侵さずに判断することができないため、違法ではないコンテンツに対する通信の秘密を侵さずこれをするにはできないため、同じ理由によりすべきではない。</p> <p>なお、昨今問題とされるユースケースのほとんどはダウンロード行為が伴わないため、目的効果の観点からダウンロード行為が違法か違法でないかをアクセス警告方式の実施の前提の論点の俎上に載せることは不適切であり、アクセス警告方式の実施の前提として論点にあげることは必要ない。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
401	6	<p>当然だがアクセス警告方式を導入することによるデメリットや逆効果も合わせて検討すべきである。すでに意見としてあがっている通信の秘密や検閲など人権侵害に関する懸念はもちろん、アクセス警告方式は「このサイトには警告が出てこないから合法サイトである」というミスリードを生み、さらに混乱を招く可能性があることも無視できない。アクセス警告方式はユーザーの著作権意識の低下に資することも考えられる。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
402	7	<p>電気通信事業法以前に、基本的人権として検閲の禁止と通信の秘密の保護が憲法で明確に定められている。憲法で定められている基本的人権を、仮にユーザーの同意があるからといって侵害することはそもそも認められない。さらに利用規約によって包括的にオプトインさせることなどは言語道断だ。アクセス警告方式の議論は基本的人権の侵害を前提としていることに自覚的であるべきだ。アクセス警告方式の議論は我が国のネット社会が監視に向かうのか、あるいは自由なネット社会を目指すのかという議論の最たるものである。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
403	8	<p>論点8の柱書にある通り技術専門家の意見を聴取する等により、技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要がある。またその検討の過程においては現時点での技術だけでなく、IETFなどで議論されている今後のロードマップなども十分に参照されるべきである。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
404	9	<p>アクセス警告方式の導入や実施のためのコストはISPとコンテンツホルダーのどちらが負担するか、あるいは税金から支出すべきかという議論になりがちだが、どれであっても最終的にはそのコストは回線使用料やコンテンツ価格、あるいは税金として上乗せされることとなる。つまりアクセス警告方式のコストを最終的に負担するのは国民である。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
405	12	<p>アクセス警告方式の導入に関する議論ではオプトアウトの原則が挙げられているが、現状でもスマートフォンには消費者の同意のもとでフィルタリングをかけることができ、必要なくなれば外すことができる環境が整備されている。「どのようなサイトをフィルタリングするか」という点についてはEMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）による認定が終了している今、客観性をどのように持たせるかについて議論せねばならないが、ユーザーによるオプトアウトが確保されており、エンドツーエンド原則に則った解決策のひとつだと考える。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
406	1	<p>議事録の公開により発言者に責任を持たせ、議論の透明性を確保しつづけていただきたいと思います。</p>	個人102
407	2	<p>異論はありません。結論から先に決めたり、感情的に突っ走ることなく、どうなったらよいのかという未来像に責任をもって議論を行っていただきたいと思います。</p>	個人102
408	3	<p>どのようにユーザー理解を得るのかというのは難しい問題です。海賊版サイトの選定の妥当性、選定先の透明性、選定責任者の公開、などにより責任の所在を明確にして対策を行っていただきたいと思います。</p>	個人102
409	4	<p>民間の自主規制に任せる方式は、基準が曖昧になりがちで、責任の所在が不明確となりかねず、行き過ぎた規制になかねない為、官庁が責任を持って主導すべきだと思います。また、曖昧な規制はコンテンツ活動の萎縮をもたらす為、明確で責任のある線引きが必要になります。</p>	個人102

410	5	<p>なぜアクセス警告方式を行わなければならないのか、本方式以外の手段についての取捨選択についてまったく触れられていません。本方式の妥当性についての議論がまったく見えてきません。その上で本案について検討いたしました。</p> <p>本案はカジュアルユーザーによる海賊版コンテンツのダウンロードを主対象とした対策と思われます。ただ、違法性の意識の有無によって行為が変化するとは思えず、そこにあるから便利だからダウンロードしたという動機が主のように感じられる為、海賊版サイトの存在を潰す方向での対策を行うのが有効だと思います。</p> <p>本案をそのまま進展させるのであれば、海賊版サイト利用による同意が確認されたとして、ユーザーを逮捕してゆく結果しか見えません。この解決方法は乱暴に思えます。</p>	個人102
411	6	<p>なぜアクセス警告方式を行わなければならないのか、本方式以外の手段についての取捨選択についてまったく触れられていません。本方式の妥当性についての議論がまったく見えてきません。その上で本案について検討いたしました。</p> <p>本案はカジュアルユーザーによる海賊版コンテンツのダウンロードを主対象とした対策と思われます。ただ、違法性の意識の有無によって行為が変化するとは思えず、そこにあるから便利だからダウンロードしたという動機が主のように感じられる為、海賊版サイトの存在を潰す方向での対策を行うのが有効だと思います。</p> <p>本案をそのまま進展させるのであれば、海賊版サイト利用による同意が確認されたとして、ユーザーを逮捕してゆく結果しか見えません。この解決方法は乱暴に思えます。</p>	個人102
412	7	<p>今まで行ってこなかった対策をISPが行う以上は、包括同意では埋没し扱いが軽くなる為不十分であるので、面倒ではありますが個別に同意を得るべきだと思います。</p>	個人102
413	10	<p>本案を採用せず、海賊版サイトの取り潰しに動く場合の具体案として、該当サイトの広告業者への規制により該当サイトの収入を絶ち、Googleなどのロボット検索の対象から外す、リーチサイトや紹介した雑誌やメディアに対する規制などにより該当サイトが周知されることを規制すること、該当サイトの運営者に対する直接的な処罰（著作権法違反）を行うことで、海賊版サイトの利用者数を著しく減少させることができると考えられます。</p> <p>更に付け加えるならば、TVや雑誌の報道などにおいて、海賊版サイトに関するニュースや特集が組まれた際に、具体例を挙げることで、副作用として新規の利用者を引き込みかねないため、具体名や例示をしないという取り扱いの徹底を行ってほしいと思います。</p>	個人102
414	15	<p>全体的な対応として、よりいっそう利用し易い形式による正規版の利用を整備し、海賊版サイトへの規制（広告や検索やリーチサイトや紹介サイトやニュースからの周知）を行ったうえで、著作権教育を行ってゆくことで、混乱や不信感を招くことなく、健全なコンテンツ利用に向けて行くと考えられます。</p>	個人102

415	4	<p>「要旨」</p> <p>アクセス抑止方策の検討において民間部門の「主体的・主導的」な詳細調整・実施に依拠することは不適當である。検討は、国会において、あくまで「何が必要かつ許容される法規制であるのか」という観点から行うべきであり、総務省、有識者、民間部門はその補助をするに留まるべきである。</p> <p>「詳論」</p> <p>総務省における通信に関する検討は、常に、長谷部恭男、宍戸常寿、曾我部真裕、森亮二、丸橋透、長田三紀など、いつも似たようなメンバーにより構成される閉鎖的な「ムラ」において行われてきた。これらのメンバーは国民によって選挙で選ばれた訳ではなく、何ら民主的正当性を持たないにもかかわらず、総務省は、インターネットの理念は「自立・分散・協調」であるという美辞麗句の下に、実質的に「ムラ」の中だけで規制導入の是非についての議論を実施してきた。また総務省は、社会情勢に鑑みてやむなく規制を導入する場合にも、国会の決議が必要な立法作業はできる限り回避し、事業者に対する許認可権限の下、「自主規制」との名目で事業者に対し総務省の意向に従うよう迫る形で、実質的に国民の権利を制限し、義務を課す結果を実現してきた。総務省のこのような姿勢は今回の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」においても同様である。すなわち、委員は概ね上記にも挙げた「ムラ」のメンバーを中心に構成され、パブリックコメントの対象となっている「アクセス抑止方策に係る検討の論点」には、下記のとおり公的部門の関与に消極的なコメントを引き出そうとする「誘導尋問」が含まれている。</p> <p>論点4：アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか？</p> <p>⇒ 民間部門の各ステークホルダーが課題や現状についての認識を共有するとともに、相互理解の下で連携・協力して進めていくことが必要ではないか？</p> <p>・ 公的部門は民間の各ステークホルダーの連携・協力、及び相互理解が進むよう、その後押しとなる支援を行うことが適當ではないか？</p> <p>上記のような総務省の姿勢は厳しく糾弾されるべきである。法治国家において国民の権利を制限し、義務を課することは法律によって行われる必要がある、このことは日本国憲法も41条において規定しているというのが憲法学における通説であるところ、総務省は意図的にこれを潜脱する実務を確立し、継続している。</p> <p>また、実質的にもインターネットは、いみじくも上記に挙げた「ムラ」のメンバーが喧伝するとおり、今日において電気・ガス・水道・道路などと変わらないインフラの機能を有している。そのようなインフラ分野における規制が「ムラ」における旧時代的かつ不透明な意思決定過程によって決定されることは、日本の民主的国家としての健全性と国民の利益を大いに害する。このことは、電気・ガス・水道・道路に関する規制の要否がこれらの業界の関係者の意思によってのみ決定され、また規制が「自主規制」の形によってのみなされるならば、異常な社会をもたらすことを考えれば明らかである。</p> <p>現に、FacebookのCEOのMark Zuckerbergが下記Washington Post紙への寄稿のとおりインターネットに対する世界的な規制の導入を求めるなど、世界の最新の潮流は民主的に正当性のある規制をインターネットにもたらすことであり、日本の「ムラ」関係者が主張する関係者のみによる「自立・分散・協調」は既に過去の遺物である。</p> <p>https://www.washingtonpost.com/opinions/mark-zuckerberg-the-internet-needs-new-rules-lets-start-in-these-four-areas/2019/03/29/9e6f05004-521a-11e09-a3f07-78b7525a8d5f_story.html?noredirect=on&utm_term=.c89f04259edd</p> <p>アクセス抑止方策の検討は、あくまで国民代表によって構成される国会を中心に、「何が必要かつ許容される法規制であるのか」という観点からなされるべきものであり、総務省及び「ムラ」のメンバーである委員は、せいぜいその補助をする役割に留まるべきものである。そのことを忘れ、あたかも自らの意見が国家により採用されるべきであるかのように審議会で振る舞うことは、自らの研究者、弁護士、組織代表者としての評価を貶める結果を招くことを胸に刻むべきである。</p>	個人103
416	1	<p>「関係者」の意味するところが不明瞭で恣意的な共通認識が取られないように配慮するべきである。最大の関係者は権利を捨てる側のISPの顧客でありその意見を集めることが難しいことは議論する際に考慮しなければならない。また、「著作権者」も出版などお金を稼いでいるプロだけに偏った意見になっていないかを常に意識する必要がある。著作権法における著作物には当然趣味で書かれた絵やSNS上の文章も該当するわけであり、そしてこれら草の根の活動が著作権法の目的である「文化の発展」に大きく寄与していることを忘れてはならない。「関係者」を全員並べることは難しい以上、最低でも関係者を正しく認識して議論をしていただきたい。</p>	個人104
417	7	<p>包括同意を取れば通信の秘密を犯しても構わないというのはまともな権利行使の姿勢ではない。明らかに消費者契約法 10条に違反している。約款による「包括同意」は顧客との契約事務を削減するために社会における暗黙の合意に関して「仕方なく」行われるものであり、決して「同意してくれる人が多くないと意味がない」といった理由で用いて良いものではない。事業者が法律で禁止された行為、しかも刑事責任を問われうる行為を約款による包括同意で上書きできるというのは、法秩序の観点から見て容認できるものではない。これでは法律が事実上意味をなしていない。刑法論の違法性阻却事由、特に被害者の承諾に関する議論を詰めない限り、法的問題は解消されない。</p>	個人104
418	8	<p>「アクセス警告方式」は「通信ブロッキング」よりも通信に深く介入する必要がある。アクセス警告方式に関して「法的問題は通信ブロッキングよりも少ない」という専門家の意見が出ていたが、想定されうる技術の実態を考えるならば的はずれな意見である。通信の秘密を犯したあとに「ブロック」の同意をとっても、通信の秘密を犯している事実を取り消すことはできない。更にアクセス警告方式は「通信の改ざん」が必須の技術になるために、電気通信役務を満たさない可能性も議論する必要性が出てくる。そして、HTTPSによる暗号化通信に対してはアクセス警告を表示するのは事実上不可能であり、「通信ブロッキング」が限界であると考えられる。</p>	個人104

419	追加	<p>新たな論点「必要性」 この発端となった「漫画村」の運営者は法的手続きにより特定され、中島弁護士らにより提訴に至っている。法的手続きによる実効性のある権利保護が行われている現状では、不特定多数の者の権利を犯した特定の権利保護の施策の必要はない。通信ブロックの議論開始段階では「法的手続きでは運営者を捉えられない」とされていたのが事実でなかったのがすでに示されており、この状況で「アクセス警告方式」の検討を進める意義はない。</p> <p>新たな論点「利益衡量」 これまでの専門家会議において決定的に不足しているのが、著作権法で定められた「財産権」が侵害されている事実を持って、不特定多数の「プライバシー権」「表現の自由」を保護法益とした「通信の秘密」を犯すことが妥当であるかに関して掘り下げることである。児童ポルノに関しては被害者の生命という、プライバシーなどは比較にならない大きな権利が天秤に載っていたため、たとえ相手が不特定多数の市民の権利であっても十分に侵害する妥当性はあった。しかしながら、財産権はプライバシー権や表現の自由と同等の権利であり、安易にどちらかのためにもう片方を捨てられるものではない。権利の衝突が起きている事実を直視し、権利の天秤に関して論ずるべきである。一部の著作権者のために不特定多数の者の権利を侵害するというのはとても妥当性のある話には見えない。</p> <p>新たな論点「行政権の脱法的行使が議論されている問題に関して。」 この検討は総務省で行われているが、この議論は国会が定めた法律の穴を探して、監督している業界に脱法行為をさせようという議論である。論点4にも関係があるが、これは行政府の立法府に対する裏切り行為であり、三権分立の原則を犯している。ここで例えば「約款の変更でアクセス警告方式が可能」という結論が出たとして、総務省は何をするつもりなのでしょう？電気通信事業者のうち総務大臣の認可や約款の届け出が必要なのは基礎的電気通信役務または指定電気通信役務を提供する事業者のみであり、現状6社である。どういうロジックで大半を占める他のISPの約款に干渉する気でしょうか？結論は出ても行政行為は行わず「忖度しろ」とでも言うつもりでしょうか？更に言えば違法かどうかを判断する裁判所の判断を勝手に代弁しようとしている点も問題である。行政ができるのは行政規制であり契約が合法かどうかの判断は司法権の範疇である。「単に会議の場を用意している」というのであれば結構だが、専門家の皆様には時間をとって出した結論をどうするかも見据えていただきたい。</p>	個人104
420	全体	ダウンロードの違法化に反対です。	個人105
421	全体	<p>現在検討されている「アクセス警告方式」に関して以下の理由により反対させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.参考資料にも示されて居るようにISPがインターネット利用者の接続先をチェックすることは、憲法で定められている基本的人権である「通信の秘密」を制約し又「電気通信事業法第四条」に違反する行為である事。 2.現時点では、海賊版サイトにアクセスする事は倫理的な問題はあるにせよ直接法律を犯す行為では有りません。直接法律を犯す行為では無い行為を規制する為に基本的人権を制約し又法律に違反する行為を行う事は行き過ぎであり、基本的人権を制約する際の考え方の一つである「公共の福祉」のなかの「必要最小限度の規制」を逸脱している事。 3.仮に「アクセス警告方式」が実施された場合、ISPが24時間365日インターネット利用者の接続先をチェックする事になり実質的な検閲にあたると思われます。その場合、先程も述べた様に人権に対する「必要最小限度の規制」を越える事になります。又、「24時間365日自分の接続先を監視される」事に同意するインターネット利用者はかなり少数になり実効性が薄れてしまう事。 4.基本的人権である「通信の秘密」を制約し尚かつ「電気通信事業法」に違反する行為を実施するにも関わらず、国会での審議を得て新たに法律を作り「どのサイトを海賊版サイトとみなすのかの判断基準」や「ISPの過剰なチェックを防止する為の規定」等を決めないのであれば、ISPによる過剰なチェック等による更成人権の制約を招きかねない事。 5.アクセス抑止方策に係る検討の論点冒頭にて「近年、運営管理者の特定が困難であり、違法コンテンツの削除要請に応じない悪質な海賊版サイトが出現しています。」と記されていますが、山口貴士弁護士が「まんが村」の運営者を特定する等決して運営管理者の特定が不可能な訳では有りません。海賊版の著作物をアップロードする事は現時点でも違法であるので、「アクセス警告方式」等の効果が不透明な対策を検討するよりも、「海賊版の著作物をアップロードしている人物を取り締まる」「著作権者が海賊版サイトの運営管理者を特定する事を容易にする為の法整備」を優先するべきであると思います。 <p>簡単ではありますが以上の理由から「アクセス警告方式」に反対させていただきます。尚、私も決して海賊版サイトを許容する立場では無く、厳しく取り締まりが実施され漫画家の方々等に正当な利益が得られる事を強く望んでおります。その為にも実効性があり尚かつ国民の権利や人権を制約する事の無い海賊版対策が議論され実施される事を強く希望いたします。</p>	個人106
422	1	海賊版サイト・漫画村の情報発信者が特定された。アップロードした者を特定する手段がすでにあることが判明した。情報発信者開示制度を整備すべきである。	個人107
423	4	検閲にあたる行為を民間に任せて、政府が責任逃れをすることは許されない。	個人107
424	5	<ul style="list-style-type: none"> ・違法なアップロード行為を取り締まるのが先であり、まずその議論をすべきである。情報発信者開示制度を整備すべきである。 ・そもそもダウンロード行為を違法とするのは、実情に合っておらず無理がある。遵守することができない法律があると、法律が軽んじられ、法の信頼が損なわれる。無理のある法律は存続すべきではない。 ・検閲にあたる行為であるアクセス警告方式を政府が検討すべきではない。 	個人107

425	全体	<p>「海賊版サイト」の決定を誰がどのようにどの程度の頻度で行うのかが疑問。人の手で行うのであれば有効な対策にはならない。海賊版サイトが増えるスピードに追いつけるとは思えない。</p> <p>電子透かし、ブロックチェーン等の仕組みをコンテンツ提供者側が取り入れ、コンテンツが公開される前に対策を打つべき。</p>	個人108
426	全体	<p>海賊版サイト対策は喫緊の仮題であるにせよ、ISP側でのアクセス警告方式は通信の秘密をおびやかすものであり、ほかの方策によることが望ましい。参考資料「検討の背景」で挙げられている対策の「広報啓発」・「オンライン広告対策」がこれまで効果的に実施されてこなかったことも指摘されているところであり、ISP側でのアクセス警告方式が現時点で「手段の相当性の要件」を満たしているとは言えない。</p> <p>また、「アクセス抑止方策に係る検討の論点」でも挙げられているユーザの端末側でのアクセス警告であれば、通信の秘密をおびやかすことなく実施することが可能である。一般に若年のユーザは海賊版サイトにおける権利侵害を認識することが比較的困難だと考えられるが、これはフィルタリングサービスの使用が求められる層と合致する。国内外のフィルタリングサービスベンダー、ブラウザベンダー、ファイアウォールベンダーなどと協力して、端末側でのアクセス警告を拡充することが有効な対策だと考える。</p>	個人109
427	全体	<p>私企業に勤めるソフトウェアエンジニアです。</p> <p>もし本当に「海賊版サイトに接続しようとしたときにインターネットプロバイダやキャリアが警告を表示する」場合、その具体的な技術仕様書として日本語や英語で公開し、かつ訂正依頼を継続的に（運用開始後も）受け付けるようにしてください。</p> <p>インターネットはウェブだけではなく、ウェブを提供するのもウェブサーバーとは限らず、利用するのもウェブブラウザだけではなく。それらが曲がりなりに相互接続できているのはひとえにプロトコル・仕様が広く一般にアクセスでき、それにそって勝手に機器・ソフトウェアを開発できるからです。</p> <p>世界規模の利用者があるウェブサービスとウェブブラウザを開発している Google でさえ、当初の仕様では想定できていない問題があとから発覚し、仕様を変更しています（https://stackoverflow.com/questions/31950470/what-is-the-upgrade-insecure-requests-http-header）。</p> <p>当然今回の施策が行われる場合も、想定しない問題があとから発覚するであろうことから、広く仕様を公開し、その編集依頼を受け付けてほしいです。</p> <p>このようなことは現在 HTML5 などで行われています https://github.com/w3c/。</p>	個人110
428	全体	<p>憲法で保障された国民の通信の秘密を侵害することになるので、アクセス抑止方策はするべきではありません。また、アクセス抑止方策では国内にしか対応できないので、海賊版問題の根幹である違法アップロードの対策をすることで、問題解決をするべきです。</p>	個人111

429	全体	<p>> 検討の前提について</p> <p>まず、そもそも、民事訴訟法、民事保全法、民事執行法等で、現在でも対処が行える事については前提とされたい。権利者が、具体的に発生がある不利益の存在を提示して、裁判所に訴え・申立てを行えば、現状の法令・制度下でも、対応が行えるのである。過年度中からその事について、東大長（理系であるが、しかし責任を負う者である。今回は、東大法学系の教授が含まれている様子であるが、同様の話となっており、非常に残念である。（一体どんなリードをしたというのか？））までも含めて、全くの制度無視をしての、議論が行われていて、正直に言って、困惑・辟易するとともに、政府と学識経験者（法学含む）の程度の低さに心胆が寒くなる思いである。危機ばかり述べて現状の法制度について述べないのは、はっきり言ってFUDの類であると考え、通信の秘密について侵害せんとする者達（検察官達（法務省の主要メンバーでもある。）であろうと考える。その様な者達である。彼等（唯一、裁判所にも警察にも他行政機関にも大学にも、大きな顔が出来る者達である。）の法令違反は目に余る。）の勢いが強い事を伺わせるものであって、しかし法的に適切な情報提示がされているとは言い難く、遺憾である。</p> <p>> ○海賊版サイトの被害状況について</p> <p>実の所、昨年話題になった漫画村については、出版社弁護士達が、非常に早期に、配信を行っている他国CDN事業者について突き止め、法的手続きについて行える状況になっていた事を当方は知っているが、ここで、どうも謎のストップが発生してしまっていた事については、要するに、政府による情報規制を行う口実にするためにこの事態をハンドリングするための料理素材にしようとしたという企図があるのではないかと察されるものである。（なお、プロバイダ責任制限法によれば、ISPなども特定電気通信役務提供者となるものであって、今の法制度下でも、ばっちり対応が行えたのである。）被害について大きく騒ぎ立てるのは茶番的であって、感心しない。東大法学系教授はどういう解説をしたのだ？</p> <p>> ○アクセス警告方式について</p> <p>まず述べておくと、「ネイティブ広告」的なものは、通信の秘密の侵害と見なされるものである。それよりも更に強い通信への介入を行う様なこの様な方式については、非常に好ましくない。これは検閲以外の何なのか？一応、フィルター有効なDNS及びDNSと関連したプロキシサーバを標準的なシステムとして提供するのありとするとしても、方式によっては非常に問題あるものとなるため、慎んでシステムについて考慮されたい。なお、基本的に検閲的であるのであるから、これを使わなくても法的に瑕疵や不注意が発生すると見なされるようにすべきではなく、警告が無い場合に問題サイトにアクセスを行ったからといって、ただちに違法と判断されるという事にはならないとすべきである事についてはご理解されたい。</p> <p>> ○ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為の適法性等について</p> <p>著作権法等に従っての処理がなされるべきであると考え、そもそも、TPPが発効したのに、アップロードについての非親告罪化が十分になされていない事に、警察官僚達や法務省刑事局や東大法学部などのおかしさを感じるのである、国民としては、一体、何をどう考えてそうしたのか分からないのであるが、違法にコンテンツをアップロードする行為について非親告罪化すれば色々問題は早急に解決するのではないのか？違うのか？国民としては、警察官僚達や法務省刑事局（検察官が多いのであるが）や東大法学部などが、ヤクザなどにおもねった・媚を売ったとしか見えないのである。そして本会議でおそらく専門家面をして出てきているのであろうが、いい加減にして欲しい気持ちである。まず、著作権侵害となるコンテンツのアップロードについて、基本として非親告罪化せよ（なお、フェアユースなどについては調査・捜査段階で当事者達の話聞いて解決すれば良い問題である。）。</p> <p>> ○その他アクセスを効果的に抑制するための方策について</p> <p>「○アクセス警告方式について」と同様</p>	個人112
430	1	<p>法学系が愚か過ぎて技術者からすると法治の観点でもお話にならない。という認識である。警察官僚達や法務省刑事局や東大法学部などにはいくつもの点について問い詰めたいという認識である。彼等の意識が変わらないと無理なのではないか。</p>	個人113
431	2	<p>論点1と似ているが、基本として（※憲法レベルの事柄として、の意）通信の秘密については守られるべきである。</p>	個人113
432	3	<p>権利者の意見、が、民法的に重要となるものである。（コンテンツについてはコンテンツの権利者）が、原稿の法制度下で、民事訴訟法等で、対応出来るはずのものである。</p>	個人113
433	4	<p>民事訴訟法等についてちゃんと解説していない教授がいるのではないのか。民事訴訟法等で既に対応が行えるようになっているはずである。アクセス規制は、権利者の申立てにより、可能なのである。（費用等が問題となるのであれば、訴訟費用関係法や規則で特別な定めを行うが良いであろう。）</p>	個人113
434	5	<p>技術的にどうするとそれが出来るのか、等の話はしたのか？示されていないのが困るのであるが。次回以降、示していただきたい。</p>	個人113
435	6	<p>論点5と同じ。技術的実装についてどうするのか書かれないと議論が出来ないのであるが、文系とはその様な事も検討出来ない程愚かな人間ばかりなのか？であれば、そもそも場にいる価値が無いと思われるのであるが…。警察庁など、出来るはずと思われるし、東大法学部がそれをしていないのは異常と思われるのであるが…。</p>	個人113
436	7	<p>法律・憲法レベルで通信の秘密は守られるべきものである、法律以外の法令でこれに干渉するのは不可である。しかし、まず守る事を考えられたい。</p> <p>その上で、刑事訴訟法等に関係する場合において令状を持って盗聴等が行えるとしてもよいが、行政による規制は違法性が大きいものである、止められたい。権利侵害に対しては当事者が対応する、というのが原則であるはずである。（ただし、刑事罰ある罪について非親告罪化すれば別であった。）</p>	個人113

437	8	まあこの様なものとなると思われる。が、強制すべきではないし、使わない事で不利益を被るべきではない。	個人113
438	4	「アクセス警告方式」の導入に向けた検討には、通信の秘密に関する法的整理が必要であり、民間部門のみで主体的・主導的に進めるのは難しいと考えます。少なくとも、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」のとりまとめのように、違法性阻却事由等を整理いただいた後に進めることを要望します。また、静止画ダウンロードの違法化について整理された後に検討することが適当とも考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
439	6	「アクセス警告方式」は、インターネット接続事業者（ISP）が特定のサイトへのアクセスを検知し、警告を表示することとなり、利用者に判断の機会を設けます。このため、一定の抑止効果はありつつも、その効果は限定的と思われる。そこで、方式の効果や実現のコスト等を勘案し慎重に検討することが重要と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
440	9	「アクセス警告方式」の導入には、通信経路の変更や警告画面の表示等によるネットワークやシステムの変更・開発が相当規模必要と考えます。また、導入に際しては、一部のISP限定ではなく、多数のISPへの適用を視野に入れた検討と理解しています。このため、実現方式やコスト負担の在り方については慎重に検討いただくことを要望します。ケーブルテレビ業界は中小事業者が過半を占めており、方式導入を事業者一律に求められるのはかなりの負担となるため、導入の際には予算措置を行う等の配慮をお願い致します。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
441	11	端末側での対応策については、ISP側で通信経路の変更やネット側のシステムでの警告表示が不要となり、通信の秘密に関する問題が回避され、メリットがあると考えます。例えば、違法・有害なコンテンツへのアクセスを制限する青少年向けフィルタリングサービス等での導入実績もあり一定の効果があると考えます。一方で、利用者が使用する多様な端末や各種OSへの対応等の課題もあると認識しております。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
442	4	「アクセス警告方式」の導入の検討においては「通信の秘密」との関係性の整理が必要と考えます。その法的整理を民間だけで行うことは難しく、公的部門が主体となって整理を行っていただくことを要望いたします。	株式会社ジュピターテレコム
443	1	論点案の通り、関係者の共通認識のもとでの丁寧な議論が必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
444	2	インターネットは民間主導のもと、その時々技術進歩を踏まえ、さまざまな形で発展してきました。基本的には自律分散の構成であるため、ISPによりそのネットワーク構成は多種多様です。アクセス抑止方策の検討にあたっては、そのような多様性や技術の進歩を阻害することが無いよう検討を行うことが必要と考えます。 また、インターネットは日本だけで成り立つものではなく、海外の電気通信事業者との相互接続が広く行われています。日常的に使われるブラウザなども海外で開発されて世界中で使われているものが多いため、関係する当事者が広い範囲に及ぶことにも留意する必要があります。 よって論点案のとおり、インターネットの特徴やあるべきネットワークの姿を考慮しつつ、丁寧に議論を進めていただきたいと思います。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
445	3	利用者の積極的な意思で行うフィルタリングと異なり、ブロッキングやアクセス抑止方策は、論点案の通り海賊版サイトへのアクセスの有無にかかわらず、一度すべての利用者の通信内容をチェックする点で、通信の秘密への影響が極めて大きい手法です。 また、アクセス抑止策に用いられる装置や技術は、広くインターネット上の検閲やブロッキングなどにも転用可能です。 現在、極めて悪質な児童ポルノに限定して行われているブロッキングは、「これ以外に広げることはない」という官民の約束の上で、2011年から電気通信事業者の自主的な取り組みとして、利用者の皆さまの理解を得ながら行ってきました。そのような中で2018年に政府が海賊版サイトへのブロッキングを「要請」し、その議論が混迷を極めたことは、一度このようなしくみを導入してしまった後で、その範囲が広がらないように厳格に守ることの難しさを示しています。 国民の重要な権利である通信の秘密や表現の自由への干渉につながる手法を検討するにあたっては、最大の利害関係者であるインターネットユーザ（国民）を抜きに進めることは考えられません。 よって論点案のとおり、幅広いユーザの声に耳を傾け、丁寧な合意形成のプロセスを行っていくことが必要です。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
446	4	インターネットは民間主導のもとに発展してきました。もしアクセス抑止方策を導入するのであれば、論点案のとおり、その調整・実施は民間部門を抜きにしては考えられないと思います。 また、ネットワーク上でアクセス抑止方策を導入する場合、法的な問題をクリアするためには運用の正当性も不可欠になります。児童ポルノのブロッキングの例にならい、対象サイトのリストの作成、管理を透明かつ中立的に行う必要があります。これを政府やその関連組織が行うとなれば、それは検閲に他ならないため、政府から十分独立した民間部門において行うことが必要です。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
447	5	違法でないコンテンツに対してアクセス抑止を行うことは合理的でないばかりでなく、法的にも問題があります。論点案にあるように、ダウンロード行為が違法であるか否かは重要な違いと考えます。 もっとも、ダウンロードが違法であることの一点をもって、ユーザが違法な行為を行わないために他の利用者を含めた通信の秘密の侵害となるおそれのある手法をとることが許されるかについては、別途十分な検討が必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

448	6	利用者の同意を適切に取得することを前提に、ブロッキングに比べて利用者の権利を侵害する度合いが低い手段であるとは考えられます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
449	7	法的な検討は構成員の先生方に委ねますが、通信の秘密は基本的人権の中でもきわめて重要な表現の自由と密接に関連すること、本件における検討の結果は将来、他の種類のアクセス制限等が検討されるときにも少なからぬ影響を与えることを考えると、慎重な議論を要するところであると考えています。 少なくとも、利用者の知らないうちに同意したことになっているような制度は、通信の秘密を守るべき通信手段に適用されることは好ましくありませんし、拒否の意思表示をすることに萎縮が生じるような場合は、利用者の真摯な同意とはいえません。また、利用者が拒否の申出をした事実自体は通信の秘密とはいえないものの、利用者の内心にかかわる機微な情報であるということもできるため、その管理についても、検討を要すると考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
450	8	十分な実効性を伴うアクセス警告方式をネットワーク側に実装する場合、現在ISPで採用しているネットワーク機器だけではできず、新たな設備を数多く導入する必要が出てきます。 これまでわが国では、政府の指示や要請を受けたISPによる検閲のようなことが行われてこなかったため、ISPにもこのような運用のノウハウは蓄積されていません。 ネットワークの安定運用の点からも、ルーティングに起因する事故は少なからず発生しており、ネットワークに不安定な要素を持ち込むことになるという懸念もあります。 ネットワークの基幹で設備工事を行う場合、利用者への影響が生じないよう、深夜に通信経路を切り替えながら行うことが一般的です。一度に多くの設備で切り替えを行うことは難しく、工期のかかる作業になることが予想されます。 ネットワーク構成はISPによって大きく異なるため、実装のポイントも異なることとなり、それぞれ技術的な課題が生じることもあります。 通信方式との関係においても、現在急速に進展している常時SSL化（ブラウザとサーバの間で常に暗号化通信をすること）、DNSの不正な乗っ取りを防止するためのDNSSECの普及などは、利用者の安全な通信を実現するためのものである一方、ISPによるアクセス制限やアクセス警告の実施を困難にする要素となります。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
451	9	わが国には多数のISPが存在し、規模もネットワーク構成もさまざまです。このため、コストについても各事業者によって大きく異なると考えられますが、高速化・大容量化する通信の中から対象の通信を的確に見分けてアクセス警告をするためには、それなりに高額なコストがかかります。 海賊版サイトへのアクセス抑止のために新規の設備を導入する場合、そのコストを誰が負担するかは大きな議論のテーマになります。仮にISP事業者が負担することとなれば、それは結局毎月の通信料金に転嫁されることとなり、国民の家計にも影響が生じることとなるため、この点でも国民の理解を得ていく必要があります。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
452	10	アクセス警告方式で警告の対象となるサイトのリストの作成、管理のための透明かつ中立的観点からのルール作り、運営主体やオペレーション、コストについても検討を行う必要があると考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
453	11	端末側においてアクセス警告を実施することは、少なくとも電気通信事業法との関係では通信の秘密との問題が生じないことから、法的な問題は少ないと考えます。 また、ISPのネットワークに新たな設備を導入する必要がないことは、ISP事業者が直接大きな投資をする必要がないことに加え、導入の迅速性の点でもメリットが大きいと考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
454	12	フィルタリングのサービスは既に相当程度普及しているため、フィルタリングソフトの開発元の協力を得て、リストに追加することになると考えられます。 電気通信事業者各社では、インターネット接続サービスの利用者に対し、未成年（青少年）の方が利用する場合にはフィルタリングを利用していただくよう働きかけを行っていますが、当協会としてもフィルタリングの普及啓発に引き続き取り組んでいきます。 また、ブラウザのプラグインやアドオンなどの機能拡張で実装することができれば、それも選択肢のひとつになります。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
455	13	既存のフィルタリングは、主に青少年を対象に、不適切なサイトへのアクセスを遮断する機能であるため、成人に対して警告を表示したうえでアクセスの判断を委ねるような機能は実装されていない場合があります。 既存のフィルタリングをベースにしてこれを実装する場合、アプリケーションの開発などが必要となり、開発元をまじえた議論が必要となるでしょう。 ブラウザの機能拡張で実施する場合、標準機能として実装してもらえば、日本国内の事情を開発元にどの程度理解してもらえるかが問題となりますし、プラグインで実装する場合、比較的自由に開発はできる一方で、プラグインを利用者にインストールしてもらう方法が課題となります。いずれであっても、アクセス抑止方策の対象となるサイトのリストの管理を誰がどのように行うかは、別途課題となります。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

456	14	<p>既存のフィルタリングをベースに考える場合、端末側アプリケーションの開発コストのほかに、フィルタリングソフトの利用料の負担が問題となります。多くのフィルタリングソフトは、ウイルス対策ソフトと同様に年間契約のサービスとして提供されており、ISP事業者がフィルタリングを提供する場合、ソフトの開発元と包括契約を行い、ユーザ数に応じたライセンス料を支払っているのが一般的です。</p> <p>ライセンス料はフィルタリングサービスが必要な利用者に転嫁する場合と、青少年の利用者を増やす営業政策の見地から事業者が負担する場合がありますが、成人を含めたすべての利用者に対象が広がる場合、スケールメリットは相当生じるものの、ISP事業者だけで負担しきれない金額になることが予想されます。</p> <p>海賊版サイトへのアクセス警告のために導入する場合、このコストを誰が負担すべきかは議論のテーマであると考えますし、ISP事業者が負担するとなれば結局利用者の通信料金に転嫁されることとなります。</p>	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
457	15	<p>端末側でのアクセス警告方式についても、仮に利用の対象を青少年以外に広げ、幅広い国民に対して利用を促すのであれば、その正当性を十分確保し、維持することが重要になります。</p> <p>具体的には、警告の対象となるサイトのリストの作成、管理のための透明かつ中立的観点からのルール作り、運営主体やオペレーション、コストについても十分な検討を行う必要があると考えます。</p>	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
458	全体	<p>「総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課」が提唱している内容では、インターネットにおける「知的財産権（インテlectualプロパティライツ）」等の「著作権（コピーライト）」及び「特許権（パテントライツ）」に対し、国家主権側が介入して、誰もが使えるオープンイノベーションを阻害する構造では、私は反対です。例えばですが、総務省が、民間の「ISP（インターネットサービスプロバイダー）」と癒着すれば、既得権益における「腐敗（スポイル）」を招く構造と、私は考えます。具体的には、「企業側（プロバイダー側及びキャンペー側）、出展者側（エクスヒビター）、利用者（ユーザー側）」等の構造では、インターネット環境とは、誰もが使えるから、オープンイノベーションなのです。要約すると、「出展者側（エクスヒビター）」が掲示している構造での「知的財産権（インテlectualプロパティライツ）」での「著作権（コピーライト）」及び「特許権（パテントライツ）」等に対し、「問題（トラブル）」が生じれば、「出展者側（エクスヒビター）」が、被害者が被害を申し出る用途での「親告罪（自己親告）」で、申し出させるべきです。要するに、「三権分立（行政権、立法権、司法権）」における「国家主権及び国民主権」の構造とは、「事件（インシデント）」及び「事故（アクシデント）」が起きてから、「義務、権利、執行」での発動する構造が基本なので、冤罪を招く様な事前に取り締まる為の「テロ準備罪法案（共謀罪法案）」等も、廃止するべきと、私は思います。日本国は、古い旧日本軍大本営での独裁社会主義の構造を廃止し、新しい民主資本主義の構造を導入するべきと、私は考えます。日本国が、「運用及び管理」している「天皇制（君主制）」を廃止し、総務省が、「運用及び管理」している古い「NHK（日本放送協会）」を廃止するべきと、私は思います。総務省が、オープンイノベーションにおけるインターネット環境に対し、介入する事には、私は反対です。</p>	個人114

※ 1件、本人の意向により掲載を差し控えました。